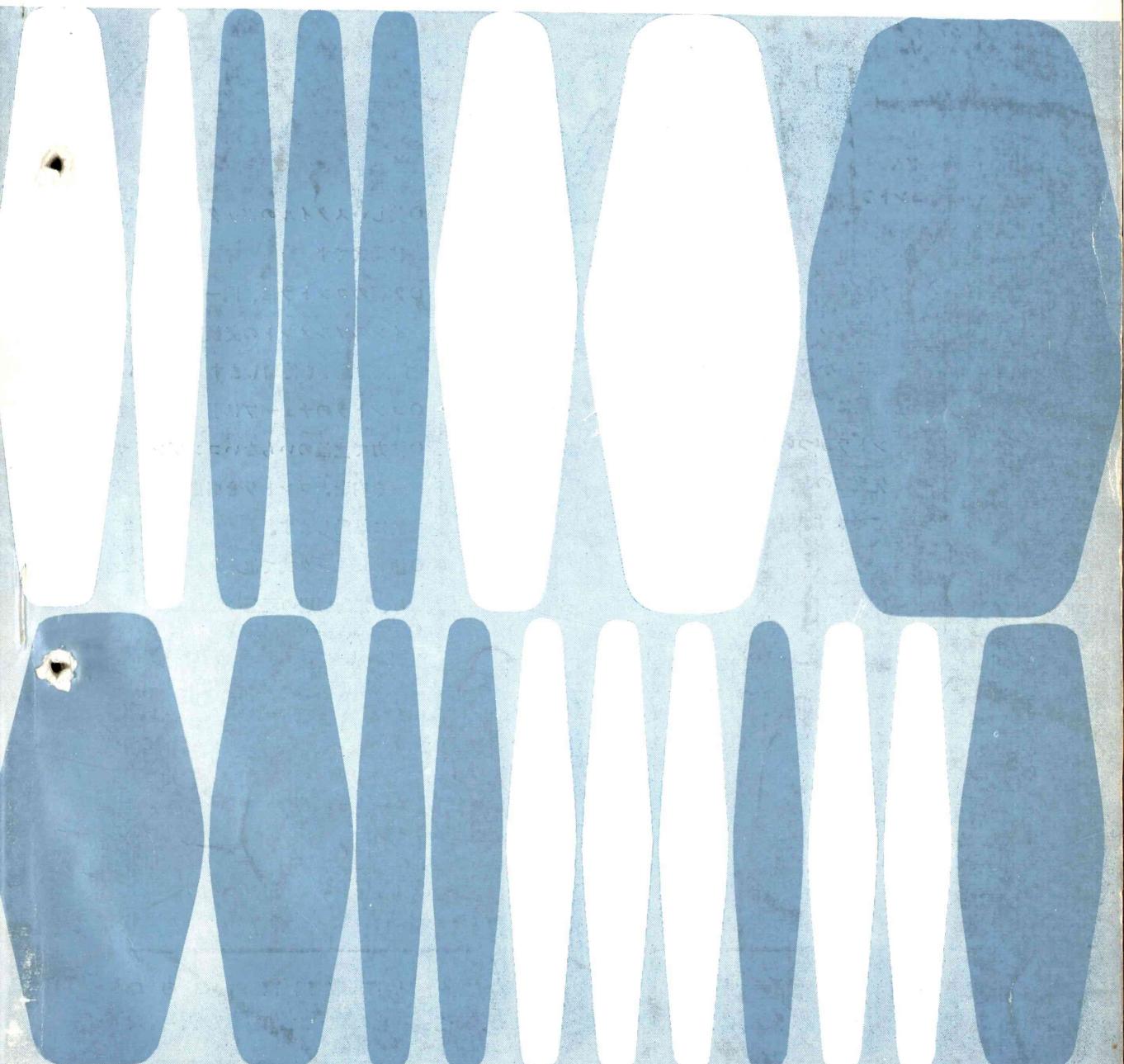


No. 7

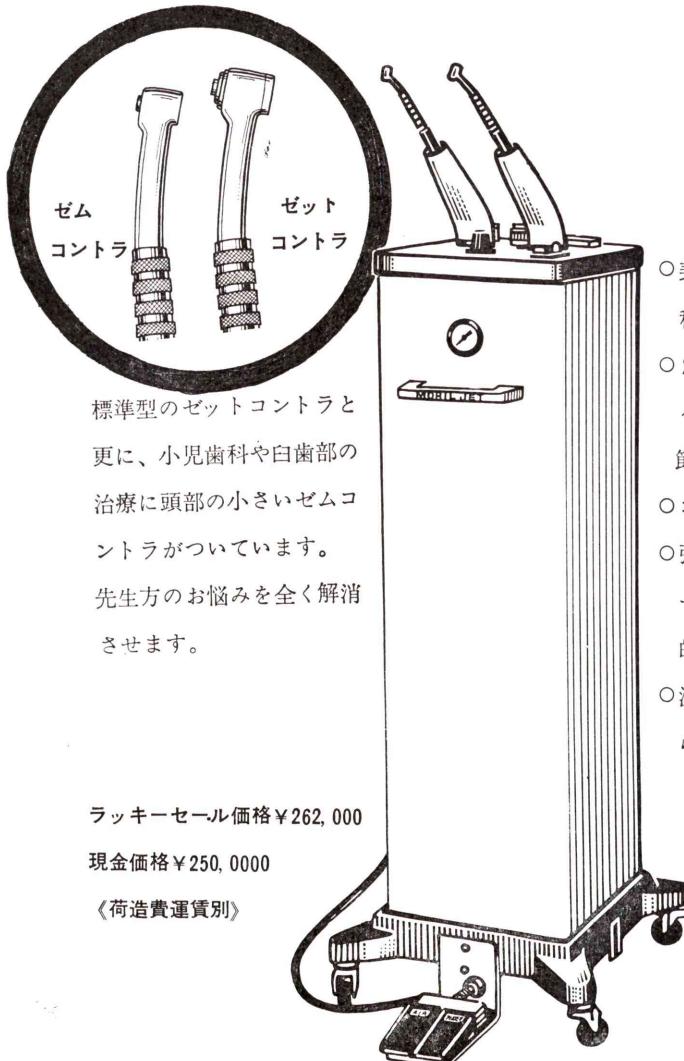
日本学校歯科医会会誌



日本学校歯科医会

学校歯科治療に最適

モービルゼット!!



- 美しいスタイルのボックスタイプで移動式です
- 2種のコントラは、同一方向に動きインストルメントの交換等、時間の節減は能率を倍増します
- コントラのチューブは引込み式です
- 強力で注油のいらないコンプレッサーを内蔵。コントラを引出すと自動的に始動します。
- 注水はタンク式で温水装置付ですから、無痛切削の理想に最適です



森田製作所 京都市伏見区東浜南町 680
森田歯科商店 東京・大阪・京都・北九州・名古屋・和歌山・福岡



卷頭言	(2)
〔特別講演〕学校歯科衛生、特に学校歯科医の問題について	西尾 雅七 (3)
〔研究〕本校におけるう歯対策	久保内 健太郎 他 (8)
学童・生徒の口腔衛生状態	足立 維 (10)
園児・学童の累年的う歯進行歯数の報告	石川 巍 (12)
〔実践〕本校の学校歯科保健の概要	京都市立朱雀第八小学校 (14)
本校の保健教育とう歯予防対策	京都市立嵯峨野小学校 (18)
〔資料〕エゼールの人形 (日学歯録音テープ第6号を使った紙芝居)	(21)
エスキモーのヤン	平松仙吉詞・只野通泰曲 (29)
37年度むし歯の被患率	(13)
〔大会〕第26回全国学校歯科医大会	(30)
前日集会・現地見学・討論研究会	(31)
大会第一日・開会式・表彰式・研究発表第一部	
第二部・報告協議・閉会式・懇親会・展示会	(36)
大会第二日・教育視察・観光	(44)
参加者名簿	(47)
大会役員・事務局員	(51)
大会決算書	(54)
要望	(55)
大会を回顧して	(56)
ハガキ回答	(59)
大会アンケート集計	(62)
〔総会〕日本学校歯科医会総会	(63)
〔奥村賞〕第4回奥村賞授賞	(69)
琴平小学校の横顔 (71)	よい歯の学校を育てた
米田貞一 (72)	児童の研究・香川一州 (73)
奥村賞授賞規定	(74)
〔よい歯の学校〕第3回日本よい歯の学校表彰	(75)
よい歯の学校表彰校名	(78)
調査票	(83)
表彰規定	(84)
実施要領	(85)
文部省通達	(86)
〔予告〕第27回全国学校歯科医大会・歯科衛生研究協議会	(87)
〔ニュース〕日学歯録音テープの御案内	(90)
文部省学校歯科医講習会	(92)
資料・無歯科医地区の学童の歯科診療について	(96)
予防処置委員会	(98)
理事会だより・常任理事会だより	(101)
日本学校歯科医会役員名簿	(108)
会則	(110)
日本学校歯科医会加盟団体名簿	(111)
編集を終えて	(103)



卷頭言

近年、学校歯科をめぐる関心が高まっていることは周知の通りである。しかし、それは年年盛大となっている学校歯科医大会や機構論議などにおいて見られるものであって、一度、眼を学校歯科医の現場に向けると、むしろそれと逆で一般的には低調である。これは腑に落ちぬところで、何を物語るものであろうか。

これについて説明されるのは、社会保険医療に従事している開業歯科医の実情が学校にまで手がとどかないということである。これは一応わかることがあるけれど、しかし、県ぐるみ旺盛な活動をしているようなところの学校歯科医は、同じ環境にあっても、学校保健活動に努力を惜しんでいない。

わが国の学校医や学校歯科医は、制度や慣習からいって、純粹に *Profession* として待遇されているものではない。非常勤公務員であるとともに、僅少の給与はあっても、奉仕の伴なう名誉職である。

人間の生れながらも基本的の要求は、多種多様であるが、この場合の奉仕は、良心の命ずる高い倫理的価値の保持への要求である。ライオンズやロータリアンならずとも、この *activity* を行なわんとする意欲は同じである。即ち、学校歯科医がこういう機会を常時本質的に与えられているということは、ある意味で恵まれているといつてもよい。

学校歯科医が、時にその待遇改善を要求するということも、向上への方向であるから当然のことであるが、同時にそれだけでなく、職務執行からの現場の果実が、よき収穫が、重要なのである。

学校歯科医の職務範囲は、医や薬と比較して一見単純である。もし不幸にして関心の乏しい学校長であった場

合等には、義務的な健康診断だけですましておくといったような、消極的な勤務におちいりやすいのである。

教師も歯科医も人間であるから、意欲を起し、それを高めさせるような適切な *motivation* があれば、それは必要である。われわれは、この目的に応わしいものとして、よい歯の学校行事を提唱するのであって、この教育活動が、児童生徒、教師、歯科医、地域社会等の間に、好ましい雰囲気をかもして、歯の衛生の効果だけでなく、他の保健や学校教育の成果にも好結果をもたらしたことは、既に数県のムシ歯半減運動で実験済みである。

最後に、本文と直接のつながりはないが、最近の挿話をお話して筆をおく。

K小学校に教生（実習生）に来たS教育大学の女子学生が、三年の児童を担任した時、歯刷子とうがいの学習をした。これを見たK小学校のA校長が、「あなたはどうして今日のような指導をしたのですか」と聞いた。教生は、

「私は小学校の時に、よい歯の学校コンクールで県一の表彰を受けました。その時、私は小学校の先生になって、子どものために働くと思うようになり、教育大学にはいる勉強をしました。——（A校長に）私は先生を知っています。——先生はあの時私の学校に審査にいらした先生です。——」

S県よい歯の学校行事の審査員であるA校長は、八年前に、北辺のある小学校の教室で、話合の試問をした時の優秀な少女の顔を思いだした。——

教育は生きているといつて、手を握って、この話を聞かてくれたA校長の眼には、熱いものが光っていたのである。

(y・m.)



特別講演

学校歯科衛生、特に学校歯科医の問題について

京都大学教授 西尾雅七

御紹介にあずかりました西尾です。専門が医学出身であり、公衆衛生学を京大で担当しておりますが、歯科衛生ということになりますと皆様の方がずっとずっと御専門であり、したがって今からお話し申し上げることは、将来の皆様の御活動にいささかでも御役立にたてば、という程度のお話しかできないと思います。さて学校保健法をみると、学校においては健康診断の結果にもとづき予防、治療を行い、ならびに運動および作業を行う等適当な処置をとらなければならないという言葉があります。しかしながら考えてみると、戦後の治療医学の進歩あるいは公衆衛生学の進歩などにより学校における健診で問題になる疾患の様相が次第に変わってきております。すなわち結核であるとかトラホームなどが著しく減少してきましたが一方では、蓄膿症、心臓病といったような疾患の被患率が高くなってきております。もっとも後二者が増えてきたというふうに解釈することに無理がある、むしろ、これは次第に検診がゆきとぞいてきた結果発見されるものが増えてきたと解釈すべきものだうと考えておりますけれども、いずれにしても、健康診断の場合に問題としなければならない疾患の様相が変わったことは事実であります。また戦時中から次第に減少していた「う歯」の被患率が皆さん御承知のように近年急速に高まってきております。このような状況ですから、予防処置を構するといつてもどうすればよいのかという問題がこの条文とからんでおきてくると思われます。はたして「う歯」も含めて、そのような疾患に対して治療を指示するといったようなことだけですますかどうかという問題を考えておかなければならぬと思います。予防医学という言葉があります。元来急性伝染病を予防するということを本義とするものであったと考えられるのですが、今日においては予防医学の概念が次第に拡大されております。すなわちただ単に疾病の発生を防止するということだけではなくて早期に発見し、早期に治療し、その悪化を防止するという、このような考え方

も予防医学の考え方に入れられてきております。したがって先程申しました学校保健法における予防処置という言葉が近代的な予防医学の概念でいう予防というよりは、むしろ古いという語弊がありますが、拡大解釈がなされる以前の言葉のように思われるであります。特に皆が関心をよせられる「う歯」の予防医学の第一義的な解釈にしたがって考えますと、それは学校の内部で実施できる問題ではなく、むしろ社会的な公衆衛生的な活動によってのみ対処できる問題と思われるであります。学校教育の枠の中で予防活動なるものを行うとしますと、それは拡大された概念、すなわち Secondary preventive medicine と呼ばれるところの疾病の早期発見、治療に結びついた活動、あるいはそれに主眼をおいた活動にならざるを得ないと思います。もとより学校教育においては一般の口腔衛生に対する関心を高める教育活動の必要なことはいうまでもありません。「う歯の発」生防止の努力を重ねることの必要なこともいうまでもありません。しかしながら学校保健活動として主眼とすべきところはいま申しました治療に結びついた活動、すなわち悪化を阻止するといったところにあるべきだと考えます。皆さん御承知のように、もうこれは私に説法ということになるのですが、「う歯」というものは確かに回復することのない疾患で、ただ悪化することが防止できればそれで満足しなければならない疾患であります。したがって「う歯」の発見は直ちに治療にむすびつける努力をしなければならない訳であります。発育期あるいは永久歯の放出期に「う歯」にかかるて適切な処置がなされなければこれは次第に悪化してまいります。そうなると一生の間にはかりしれない目にみえないところの損失をうけることになると思われます。今日わが国の人々が医学の進歩、あるいは出生率の急激な減少というようなことがからみあって急速に老令化しつつあることは御承知のところであります。したがって遠い将来においては労働力人口の比較的な減少ということを考えなければなりませんし、その減少した労働力人口でもって増加してくる老人層をささえなければならなくなります。した

がって将来の労働を担う人達の健康をまもることが何よりも大切なことはいうまでもありません。また「う歯」の問題は直接生命にかかわることが極めて少い問題であるといったところで、「う歯」にかかれば日常の生活能力を阻害することが甚しいものがあります。かかるところから健康生活につながる問題として極めて重要視しなければなりません。このような意味からこれから私見を述べさせていただきたい。

確かに「う歯」の問題にしましても、先程の演者が小学校の二年、四年の教科書の中にでてくる「う歯」に関する文章を読んでいましたように、知識を学ぶことは必要なことであります。それをおこたることはできません。しかしながら、私は健康という問題についてのこのような型の教育活動には限界があると考えるものであります。イギリスに滞在していましたとき次のような話をききました。これは「う歯」の問題と違うのでありますが、イギリスでは御承知のように肺癌の死亡率が世界で最も多く、しかも年々高まっており、紙巻タバコとの関係で問題にされております。それで若い20才前後の男女を幾十人か集めて、三週間ばかりの間肺癌の恐しさを種々な医学的な立場から教育をし、その教育の終ったあとで、勿論その教育は耳にきかすだけではなくて、目に見さし、手にふれさすなどあらゆる教育手段を活用したのですが、アンケートを出して、これ程肺癌は紙巻タバコと深い関係をもっているものであり、生命の危険が極めて高いものだが、それが判ったかと尋ねると皆判ったと答えたそうです。しかしそれじや紙巻タバコをやめるか、将来においても吸わないかと尋ねたところ、殆んどの者が恐ろしいことは良く判ったが、何分50、60才になってからのことなので、何十年も先のことだから、今やめようとも思わないとか、今から吸わないとは約束できないとか答えたそうです。そのように目で見さし、耳できかすというようなことだけでは健康の問題に関する教育は身につかず、実際の効果が挙げられないように思われるであります。したがって「う歯」の問題についても、同様であってどうしても治療が教育活動について悪くなるのを防いでやらなければならぬと思うであります。

そこでイギリスの学校における Dental Service (D. S.) つまり学校の中におけるという意味でなく学校教育を受けている者に対する学校教育の期間中における D. S. がどのような経過を辿って今日の状態になったかを御参考までに申し上げたいと思うであります。

1905年に現在の南アフリカ連邦において、ボア戦争が起りました、その際本国において義勇軍を募集したの

ですが、その時、応募してきた兵士の体格が非常に劣っていることが明らかとなりました。そのことが問題となり、その対策として学校給食法が1906年に制定されたのであります。もちろんすべての学童に対するものではなく、ある水準以下の収入の家庭の児童を対象にしたものであります。とにかく1906年の昔に学童の保健の問題に法的な処置がとられたことは注目して良いと考えます。1907年に公立小学校に健康診断を行うことを義務づけた法律がでております。ちょうどその年にケンブリッジの町で Mr. S. Taylor という人が School Dental Clinic (S. D. C.) を独力で開きました。

そして学童の「う歯」の治療を始めたのであります。これがイギリスにおける最初の S. D. S. であります。これが非常な効果を挙げました。勿論これはすべての学童に強制されたものではありませんでしたが、学童の「う歯」の治療の必要性をと、それに応じたものに治療をしたのであります。1908年に学校教育法で学校教育を受けるものに対する clinic をもうけるという規定が公布され、また各地域の教育局に学童の健康を管理する主任医官 (Chief Medical Officer) を任命することになりました。この頃になると次第、次第に S. D. が各所で行われるようになってきました。1912年になると、ある地域の C. M. O が出している報告をもとにして S. D. C. がどのようなものでなければならないかということについての討議がなされ、その答申がなされでおります。その後何度も何度も改定されているのですが、その最初のものの中に既に、歯科関係としては「う歯」に対する治療は当然のこととして、それ以外に抜歯、歯牙の矯正までやるべきだということがいわれておることは注目に値すると思われます。この頃の小学校生徒の「う歯」の状況をハロップという地域の報告によりますと、12才の学童ではその 4 %だけが健全な歯牙をもっており、その残りの健全な歯牙をもっていない 96 % の中の 60 % は D. M. F. が 4 以上のものであるという状況であって学童の歯牙の状況は極めて悪かったであります。1918年になりますと小学校に治療施設をもうけることを教育法で定め、中学校の生徒に対しても健康診断をやらなければならぬことを規定しました。この後 School Medical Service (S. M. S.) や S. D. S. は著しく発展したのであります。この1914年頃には S. D. C. が 189 カ所ありましたが、それが第1表に示す如くその後増加してきております。また S. D. Officer (S. D. O.) は、地域の教育局に Full Time で勤務している学校歯科医師であります。これも第2表に示すように年々増加しているであります。もっとも 1948 年度から減少しております。

ますが、このことについては後に述べます。話は少しもどしますが、1932年にイギリスのある地域で S. D. C. で

第1表 School dental clinic の推移（英国）

	(カ所)		(カ所)
1914年	189	1933年	1297
1918	352	1935	1362
1924	822	1937	1582
1925	1151	1938	1362
1931	1251		

第2表 School dental officer の推移

		1950年	717名
1929年	481名	1950年	717名
1931	549	1953	945
1933	566	1955	1008
1935	646	1956	1024
1937	747	1957	1014
1947	921		

歯の矯正を始めました。また1944年になりますと、今まで歯牙の検診というものはそれぞれ学校で歯牙に関する教育活動を行なって、それに応ずるものに対して行なっていたのであります。この年に始めて、それが義務づけられてきました。一寸余談になりますが、日本では御承知のように予防接種法によって種々の予防接種が法律でもって強制されているのであります。イギリスでは予防接種は強制ではありません。衛生教育によって予防接種を受けるものの範囲を拡大する努力はしておりますが強制ではなく、個人の自由意志にゆだねております。したがって歯牙の検診を義務づけたのは余程のことだと思われます。それだけに、学童の健康を社会的に如何に重要視しているか、その度合が分るような気がします。そしてこの年に、それぞれ各地域の教育局に Senior Dental Officer (S. D. O.) を任命するようになりました。この S. D. O. は先程の C. M. O. の指導の下に S. D. S. の指導監督を行なうであります。御承知のように1948年に National Health Service (N. H. S.) が施行されました。この施行によってかなりの S. D. O. が N. H. S. の方にははいってきましたために、その減少が表に示されているように起ってきたのであります。それは主として収入の問題が原因となっていたようでありまして、1951年の給与改定の後には S. D. O. の数が再び増加しはじめていることからも伺えます。1949年には主なる S. D. C. に X 線装置をおいて徹底した検診を行ない、一方では治療器械の高度のものが用いられるようになりました。1953年の教育法で始めて無料の歯科治療が法的に明確にされました。それまでは能力のあるものは、その分に応じて支払いをするといった状況もあったのです。

英國から米国、カナダへ派遣され、飲料水の弗素化の問題を調査した調査団が、この年 (1953) に飲料水の弗素化について勧告を行い、英國政府はこれを採用しておりますが、弗素の濃度は 1 ppm であります。なお国民保健サービスが施行された1948年とそれから 5 年たった1953 年とに、7 つの地方教育局が合同して学童歯牙の調査を行なったものがあります。その成績は第3表に示すように

第3表 7 地方教育局の調査 (12才)

	DMF歯をもたない児童の数	被験児童 1 人当たり DMF歯
1948年	19.2%	2.9
1953	12.0	3.8

註 1953年に甘味品と砂糖の配給停止 白ぱんに戻る。

「う歯」をもっていない学童の数がこの 5 年間に減少し、また被験児童一人当りの D. M. F. が高くなってきております。すなわち学童の歯牙の状況が戦後の国民の生活水準の回復に伴って再び悪化してきたことを指摘したのであります。なお、この1953年は甘味品と砂糖の配給制限が解除となった時であり、イギリスのパンが白パンに戻った時でもあります。もちろん砂糖と「う歯」の関係についてはわが国においても、竹内光春先生の業績に非常に明確に証明されておりますが、イギリスにおいても「う歯」と砂糖の問題がやかましく論じられております。「英國では以上述べましたように S. D. S. は発展してきたのですが、まだ問題が残されております。それはこのように多数の S. D. O. が、（もちろんこの中には Part Time の S. D. O. がいるのであります）が、それらを表では Full Time に換算して計出されています。すなわち沢山の Dentist が S. D. O. として働いているのですが、これだけではまだ不足であって、もっともっと多数の D. O. をもたなければならぬとその不足を強く訴えております。したがってその不足があるので、S. D. S. はいかにあらへべきか、すなわち治療はどの程度に押えるべきかというような治療の範囲を問題として採り上げております。ある地域では治療を徹底的なところまでやらずに、とにかく応急処置で止めようじゃないかというような意見がでたり、他の地域は必要な治療はすべてやるべきだといったりしております。しかしながら1924年の昔に S. D. S. に従事している方々が、両親に対する教育がもっと大切で、両親に対する教育が徹底しなければ学童の「う歯」の問題は解決できない。また S. D. S. の向上も考えられないとして、両親との接触を強める努力をはじめ、学童の歯牙の検診の場に両親の出頭を求めたのであります。このことは学校保健活動の在り方を指示したものとして注目すべきでは

ないでしょうか。とにかく英國においては学童の歯牙の衛生問題は勿論、先に述べたことから明らかな様に歯牙の問題に限られていたのでありませんが、昔から非常な熱意をもって当っていることに、そして、その場合、検診と治療を直結し、公務員である学校医或いは歯科医の手である程度まではすべて行われているといつて差支えないであります。なお先に述べましたように、1953年に弗素化を提倡したのであります。上水の弗素化によって「う歯」の発生の予防に大きな効果を期待することができるとしているのですが児童の甘味品に対する嗜好が急速に高まってきている今日にあっては上水の弗素化ということだけでは完全にう歯の発生を予防できるものではないであります。したがって今日では矢張り児童に対する衛生教育、その他一般的な口腔衛生思想の涵養、口腔衛生活動の充実などの必要性が強調されていることも、ここに述べておかなければならぬと思います。

このような長い年月をかけて今日の姿にまで発展してきたイギリスの学校歯科サービスの状況と対比してわが国の学校歯科の問題を申し上げてみようと思います。

第4表 う歯の被患率(%) (中学校男子)

	処置	未処置	計
全 国	12.3	62.4	74.7
東 京 都	19.4	64.7	84.1
神 奈 川 県	16.8	69.4	86.2
愛 知 県	12.7	61.9	74.6
京 都 府	18.6	54.4	73.0
大 阪 府	15.9	64.3	80.2
兵 庫 県	14.3	62.0	76.3
青 森 県	5.5	75.9	81.4
岩 手 県	8.0	65.4	73.4
香 川 県	21.4	53.4	74.8
佐 賀 県	7.2	61.3	68.5
宮 崎 県	11.2	61.2	68.8
鹿児島県	5.0	64.4	69.4

50余年の歴史をもっているイギリスの状況は、僅かな歴史しかもっていない、わが国の学校歯科サービスに教える所が多いと思います。第4表は文部省の資料から抜出してきたものであります。先程申し上げたように「う歯」は発見されてもそれが治療に結びつかなければ悪化する一方であります。それで昭和36年の中学校の男子の「う歯」の被患率をみると全国平均で約75%であります、その62%は「う歯」が発見されたが、そのままで放置されています。これらの「う歯」は悪化して行くより外に途がない訳であります。次に大都市を含む府県とそうでない県とに分けてみると、「う歯」の被患率に

おいては大体において大都市をもっている府県において高率であり、また処置をされている「う歯」の率も大都市を含む府県において、多少の例外はあります、やや高率であります。もっとも全国的に「う歯」の処置率は低いのですが、このように医療機関に恵まれている地域とそうでない地域との間にその低い処置率においてさえ差のあることは、義務教育を受けているもの達の保健の問題であるだけに社会医学的な立場から問題にしなければならないと考えます。われわれは未処置のままで放置されている「う歯」を問題にしなければならないと考えます。そこで歯牙疾患に対する処置の問題を考えます場合、一般に歯牙疾患は歯が痛まなければ、あるいはSepsisにでもならなければうう苦痛を感じるものではないということを、したがって児童、生徒の関心も薄く、親も又他の身体的な疾患と異って「う歯」に対する関心は極めて薄いことを考慮しておかなければなりません。「う歯」があるといって学校の方から通知があり、治療をしなさいと指示があつても、何分関心がうすいものですから、また苦痛を感じていない場合が多いのですから、治療を受けに出かけることが親も子供も面倒がつて、そのままに放置してしまう場合が多いようと思われます。その場合、治療費の負担がある訳ですから階層によってはその負担が家計への重荷になる場合も考えられます。このようなことから、ただ治療を指示することによってはたして児童の「う歯」の問題の解決に大きな貢献ができるであろうかと甚だ疑問に思うものであります。またこの発見して、事後処置をするということについても、先に述べたように全国を見渡しまして比較的行届いているところと、そうでないところと、地域によって顕著な差があります。義務教育をうけている子供のうける衛生的な面における恩恵に地域によって差があるということは正しいことではなく、平等に高い水準の保健サービスが与えられてしかるべきではないであります。このようなふうに考えてみると、治療費の問題も考えなければなりませんし、また施設に恵まれない地域に対して社会的な、公的な施設を、それは何も固定した施設を意味するのではなく、巡回治療といったような施設をもうけることによって解決を計るべきだと考えもおきて参ります。またはたして今日の学校医、学校歯科医の先生方のように一年一万元そそこの報酬で、学童、生徒の健康を守るという非常に大きな任務を学校医、学校歯科医の先生方のすべてが、それを自覚されているか否かは別として、とにかくおわされていられるのであります、そのようなことが社会的に見て正しいことであるかどうか、このことも検討しなければならない問題だ

と考えます。私は問題の根本は、この辺にあると考えます。学校医、学校歯科医の先生方の個人的な犠牲の上に今日の学校保健活動があり、先生方の個人的な犠牲を前提として学校保健活動が組立てられているところに問題があると思うのであります。予算が足らないからというようないいのがれをすべきではなくて、もしも本当に国が将来の国民の健康に関心をもち、また将来の国民の健康問題を重要視するならば、そして今日の姿でそれを行なうというのであれば、国なり、地方公共体が学校医、学校歯科医の先生達に活動の意欲を起しうるような待遇を与えるなければならないと思います。学校歯科医の献身的な努力で「う歯」の予防活動に成績を挙げたという報告がこの抄録の中にあったと記憶しておりますが、またそのことが高く評価されているようですが、私にはこれは決して正しい S. D. S. の在り方とは思えないであります。正しい姿はそのような学校歯科医の個人的な活動に期待を寄せて行われるべきものではないと考えます。何故ならば個人的な活動では、何時でもまた誰れもが献身的な活動を常にすることは限っておりません。あるときは熱心に、あるときは熱意の冷えるときも出てこようと考えられるからです。一つの学校においては年度によって、地域においては学校毎に活動の状態に差異が生じることが否定できないからであります。また何分報酬が少いということから、学校の側からすると、学校医、学校歯科医をお願いする場合に、気がひけ、そのためにお父さんが学校医、学校歯科医をしていられたから、何分ともよろしくということで依頼せざるを得ないような場合も多いかと思われます。そうしますと、その安い報酬で大きな任務を負わされるという矛盾した状態に置かれるのですから、人によっては勢い活動に身が入らず、あるいは学校ボスとしての活動に興味をもつ方も出て来る場合も決してないとはいいきれないと思うであります。このようなことから学校医、学校歯科医の先生方に

学校保健活動の中で演すべき皆様の重大な責任、あるいは任務を考えていただき、更に報酬の問題とを合せ考えていただき、学校保健活動なるものを正しく伸すために学校保健活動はどうあるべきか、どういう方向に向うべきかといったような議論を展開していただき、両者相たずさえて、政府に対して、自治体に対して、建設的な意見を提出していただくことが今日一番必要なことはなかろうかと考えるものであります。私は学童生徒の健康は社会的・経済的・地理的条件に関係なく平等に守られるべきだと主張してそれらの健康を守るために検診と治療とを直結させすることが最も重要であると強調しているのですが、その方法についての討論が、今日の学校医、学校歯科医の制度の上に、またわが国の医療制度の基礎の上になされ、はたして今日の制度で可能であるかが検討されるべきだと考えております。義務教育を受けているものの健康は親の社会的地位、経済的条件更には地理的条件などの影響を被ることなく守られなければならないことは強調しても強調しすぎることはないであります。私に出来ることなら公務員としての医師、歯科医を充実し、それらの人々の手によって学校保健活動が展開されて行くようにすることが必要ではないかと考えるものであります。ちょうど、英國の学校医療サービスのように、一方社会的な処置としては、飲料水の弗素化という問題をもっと積極的にとりあげる必要があるのではないかでしょうか。すでに各国においてその成果が挙っているのに、わが国では僅かに京都の山科地区に今なお試験的に行われているという状況では非常な遅れをとっているように思われます。

申し上げましたがこれが皆様の御参考になり、また学校保健活動の将来の発展に少しでも役立つならば私にとってはこの上もない幸いであります。御静聴を深謝致します。

本校におけるう歯対策について

青森市学校歯科医会

梅本 彰 長内 秀夫
久保内 健太郎 熊谷 淳

青森市立橋本小学校

平井 政雄

はじめに

本校（青森市立橋本小学校）は青森市のほぼ中心部に位置し、かなり裕福な家庭の子女が多く、又、学力も本当に進んでいる。一方児童の健康状態も良好で文化生活と密接な関連にみられる蛔虫保有やトラホームの罹患率は青森市としては比較的低率で衛生状態においても又めぐまれているものと思われる。しかし、反面、う歯の罹患率は増加の一途にあり、本校としてはう歯対策が特に重要視され、目下の急務であると考えその具体策が講じられたのが昭和31年のことであった。丁度、日本学校歯科医会により「むし歯半減運動」が提唱され、且つ、本県においては口腔衛生の研究校に本校が指定されたのを機に校内診療実施に踏みきった。幸い地元の青森市学校歯科医会の協力を得ることができたので、昭和32年5月より校内診療を開始し現在6年目に入って尙継続中である。

本校の児童数は昭和32年度においては、1,500名程度であったが以来、漸時減少し、昭和36年においては1,200名程度となり当分これに固定する状態となった。

そこで、昨年迄の過去5カ年間を通じ、本校におけるう歯対策の実際について、ここに報告する。

う歯管理

4月の定期検診終了後、事後措置として次のことを行う。

1) う歯保有児童は、健康管理票「わたしのからだ」に図解でわかりやすく保護者に連絡する。（う歯の場所、本数、等）

2) 校内処置個人管理票の作製及び校内診療の実施計画作製。

3) 校外治療の勧告

校内治療の実施方法

① 定期検診の結果にもとづき、う歯の個人管理票を作製する。

② 対象者の保護者へは事前に校内処置の連絡を行い、同時に承諾書をもらう。

③ 青森市学校歯科医会員（38名）が割当表によって週3日、月、水、金を交替で出校、午前9時より11時迄、1日に、16～20名程度の治療を実施。

④ その日の処置内容は、管理票と校内処置日誌に記録し、次の担当医に引き継ぐ。

校外治療の勧告

- ① 定期検診の結果にもとづき、治療券を作成する。
- ② 担任を通じ券を配布、早期治療を指導する。
- ③ 家庭への啓蒙及び校外治療に対する諸注意を行う。
- ④ 夏休み、冬休みには、とくに勧告に力を入れる。
- ⑤ 学校保健委員会の活用
- ⑥ 学年別の治療完了状況をグラフにして掲示し、関心を高める。
- ⑦ 各学級では個人別う歯一覧表を作り、治療が済み次第そのう歯を塗りつぶす方法で各自の治療のすすみ具合をあらわし、児童の治療に対する関心と意欲を高める。
- ⑧ 学校新聞や保健だより、又は、参観日等を利用して家庭への啓蒙をはかる。

う歯予防教育

① 保健学習

年間学習計画により、う歯に対する知識、理解、関心を高める。

② 保健指導

年間指導計画により、はみがき習慣養成、栄養指導（偏食矯正等）を行う。

③ 組織活動

児童会保健部による、はみがき調査、月末統計、グラフ掲示、及び、う歯予防についてのポスター、標語、紙芝居等の作成。保健委員会では、う歯治療促進への協力。

④ 年間行事

1) 口腔衛生週間はみがき指導及び衛生講話等を実施することにより、う歯予防の効果を期待する。

2) よい歯の学校、児童コンクールへの応募、

青森県学校歯科医会主催で毎年行われるので参加する

こと自体が保健教育活動の一環であり、啓蒙であると考え応募している。その結果、昭和32年より毎年表彰され、昨年度においても、よい歯の学校県一となり、また、よい歯の児童においても、本校が県一となった

施設設備

- ① 校内処置の設備
- ② はみがき、うがい用流し。
- ③ 水道の増設

① 過去5カ年間における処置状況の推移

表1 ——処置状況の推移—

S 32～S 36.

年 度			32	33	34	35	36
区 別							
校内処置	人 数	対象	604	628	655	601	548
		完了	536	520	502	458	394
		%	88.7	82.8	76.6	76.2	71.8
	歯 数	抜 去	584	700	492	306	448
		完了	542	612	419	284	299
		充 填	598	694	746	852	773
		完了	441	440	534	500	464
		%	73.8	63.4	71.6	58.7	60.3
		対象	515	425	465	295	(356) 272
		完了	136	130	131	122	161
		%	26.4	30.6	28.2	41.4	45.2
	歯 数	対象	782	663	887	478	(602) 454
		完了	186	220	213	203	251
		%	23.8	33.2	24.0	42.5	40.4
在籍児童数			1,448	1,472	1,444	1,361	1,204

() 内は勧告実数を示す。

今後の問題点

以上、本校におけるう歯対策の概要を述べたが、校外治療へ導く為の一段階として校内処置は高度う歯への進行阻止の面から甚だ重要である、しかしながら、校内処置も全校一齊に実施することは不可能である為、あとまわしになる児童の治療は検査後相当長時日を経て行われる。このことから全校的に早急に予防を完了させる方法が必要となろう。

更に、学校歯科医会並びに学校当局において最高の予防教育が実施されたとしても、その実践の場は家庭であり、歯を大切にする生活態度は、家庭の影響で簡単に破壊される。学校で培かれていく為には、家庭の協力が一層必要であり、今後、家庭のPRに重点をおくことも考慮しなければならない問題である。

また、校外治療を勧告しても実行しない場合は、個々に家庭訪問をして懇談し、自主的に治療するように指導しなければならない。

最後に、う歯対策においては短時日に、その成果を期すことはできないと云うことである。なぜならば、永久歯の萌出は長期間にわたっておこなわれ、しかも萌出後比較的短期間にう歯が発生し、かつ、もっとも複雑な状態を呈する時期にある児童を対象としている故と思惟する。しかし、わずかながら、う歯末処置保有者の減少及び処置率の向上と、その成果があらわれ始めたのは幸いである。

今後、われわれとしては、以上の事項に重点を置き、う歯対策を更に一層強力に実施しなければならないことを痛感する。

学童・生徒の口腔衛生状態について

—特に齲歯の実態—

兵庫県氷上郡学校歯科医会

足 立 維

齲歯罹患率については、先進諸家により数々報告されているところでありますか齲歯の内訳進行状況（増学年的な推移）についてはあまりその報告をみないのでここに氷上郡青垣町学童生徒を対象として調査した。

その結果興味ある所見を得たのでここに報告したいと思います。

調査資料

私の調査資料は氷上郡青垣町に於ける学童生徒で男子1,105名、女子1,037名計2,142名である。

この中殆んど農家の子弟であり約1/5が商家の子弟である。本調査は昭和37年5月に当町歯科医師会員によって行なわれた歯科診査によって得たもので、私は各学年児童生徒の永久歯齲歯総数2,586本の内訳を処置歯及び未処置歯にわけ、未処置歯についてさらに学校身体検査の分類方法によりC₁C₂C₃C₄に分類精査したものである。

調査内容

1. 対全齲歯処置率

小学校1年に於いては、男子は皆無なれど、女子は2.98%を示し増学年に男女共に増加が認められるが中学校より自律的保健管理が行なわれる為か急激に増加を示している。

2. C₁（浅在齲歯）保有率

各齲歯保有率の中で男女共最高率を示しているが増学年に見て少しく減少している。70%以上の保有率が高く第2学年に於いては急激に減少している。

C₁よりC₂に移行し或はC₃に移行したものと思われるものでC₃よりやや低率を示している。第3学年より増学年的に減少し中学1年よりやや増加し中学2年をピークしてまた減少している。これは新たに齲歯が発生してC₁が発生した反面、処置並びにC₂C₃への移行の割合が少なかった事であろう。

3. C₃（浅在齲歯）の保有率

男女共小学2年及び第6学年を除き、小学1学年より若干減少を示している。特に女子に於ては、小学1年生が10.46%を示し、小学2年では逆に急増し21.01%となっている。これはC₁の保有率で述べたとおりC₁からC₂に移行したものが多かった為と思われる。

4. C₃の保有率

第2学年を除き男女共に増学年に増加している。第5、6学年が高率を示し中学にて減少している。

5. C₄の保有率

第1、2学年が低率を示すのは、乳歯齲歯が多く永久歯出齦間もない事を示している。第4学年も低率を示し女子第5学年が高率を示している。農村地帯にて医院に遠距離の為C₃にて疼痛を感じてから始めて処置するものと考えられる。

表1 男子 永久歯齲歯の内訳(%)

区分	小学1年	2年	3年	4年	5年	6年	中学1年	2年	3年	
処置歯	0	10.10	7.54	13.65	14.48	19.41	17.13	15.90	21.95	
未処置歯	C ₁	70.30	59.30	63.00	59.77	44.50	47.62	53.47	61.27	47.61
	C ₂	13.50	18.60	15.60	14.76	16.13	11.17	10.44	7.19	11.54
	C ₃	13.50	11.00	10.98	11.82	23.22	20.48	17.95	12.58	18.05
	C ₄	2.70	1.00	2.88	0	1.67	1.32	1.01	3.06	0.85

表1 女子 永久歯齶歯の内訳 (%)

区分	小学1年	2年	3年	4年	5年	6年	中学1年	2年	3年
処置歯	2.98	12.40	13.42	18.19	22.40	22.51	20.23	26.43	26.99
未処置歯	C ₁	71.64	58.69	58.76	55.45	44.26	41.63	48.59	48.32
	C ₂	10.46	21.01	11.85	10.00	12.29	11.95	10.04	12.83
	C ₃	14.92	7.90	14.94	16.36	18.00	22.32	20.23	13.02
	C ₄	0	0	1.03	0	3.05	1.59	0.91	2.21

全齶歯 (処置歯+C₁+C₂+C₃+C₄) 数を100としてこれに対する数値を表す。

総括及び考察

氷上郡青垣町小・中学校児童生徒について

昭和37年度定期検診された男子1,105名女子1,037名計2,142名の総齶歯数 (永久歯) 2,586本の内訳並びにそれぞれの増学年的な推移、進行状態について調査した結果を総括すると

① 対全齶歯処置率

第1学年より増学年的に漸次上昇し中学入学を境として急増している。

② C₁の保有率

全般的に増学年的に減少し中学校入学頃より減少度が大となっている。この事については北博正 (1953) 及び川口吉雄外 (1960) が発表しており、C₁が新生してもC₂、C₃への増悪のほうが率として大となりC₁の新発生があまり影響しないこと、また一方この年令頃から自律的保健管理が適正になされる処置率が上昇していること等からして、C₁の保有率が減少するものと考えられる。

③ C₂の保有率

全般的にあまり変化が少ない。これはC₂より処置歯に移行するものとC₃に移行するものが増学年的に多くなる為と思われる。

④ C₃の保有率

小学1年より6年生まで増加し以後若干減少の傾向が認められる。

⑤ C₄の保有率

各学年とも大差なく、同じ保有率となっている。これはC₃からC₄へ移行するものと抜歯するものとの割合が同程度であると考えられる。

文 献

1) 岡本清縹：学校歯科衛生 昭24

2) 竹内光春：口腔衛生学 昭27

3) 北博正：齶歯罹患率小委員会報告 昭21.28.35

4) 厚生省医務局：歯科衛生関係資料 昭36

園児、学童の累年的う蝕進行歯数の報告

岸和田市学校歯科医会

石 川 巍

I. 前 が き

最近予防医学の発展に伴い、早期発見、早期処置が叫ばれている今日、吾々歯科医学界に於ても同様で、特に歯牙齶蝕罹患率の最も多い幼児期、学童期に於て提唱されている齶歯半減運動に就いては過去幾多の先駆者諸賢達によって日々たゆまぬ努力がなされているのである。然し乍ら、未だに未解決の問題が数多く残されているのが現状の様に思われる。そこで私は之等半減運動の一端として、此の研究に興味を持ち臨床的研究の長期計画をたてた次第である。が今回はその内第1回報告として、次の3点に就いて個人別に調査し、2年間の集計を試みた。

即ち先ず第1. 学童期並びに幼児期被検者を一定期間毎に、一定の歯牙に就いての齶歯の進行状態を、次に第2. 各歯牙毎に、新生した齶歯罹患歯数、最後に第3. 同じく各検査毎に於けるう蝕に罹患しなかった歯数、並びに齶歯の程度の進行しなかった歯数に就いてである。

II. 調査材料並びに方法

調査対象者として岸和田市立岸城幼稚園児、満5年1ヶ月より満6年の男女計154名で、調査は昭和33年4月より開始後今日迄継続、尙、今後も継続見込であるが、今回は昭和35年4月迄の2年間を追次累年に半年毎に

定期的に検査を行い、1年後小学校への進学に際し、個人的に2ヶ所の小学校に趣き調査を行った。尙、調査対象の歯牙は現存する永久歯第1大臼歯上下左右の4歯に就いて個人表を作り、検査当日の状態を詳細に記入した。然し、調査途中他校転出者、及び検査当日欠席者は全部之より除外した。

III. 調査成績

第1表より第4表の如き数値を示した。

IV. 総 括

以上調査成績を総括して次の4つの傾向が見られた。

1. 齶歯罹患率は、各齶歯程度の分離別に各検査毎に累年に増加の傾向が見られた。
2. 齶歯罹患歯の進行状態は全般的に累年に増大する傾向がある。特にC₁からC₂に進行する者が比較的高い値を示している。然し乍ら、小学校入学後の半年間に於ては齶歯進行の歯数が最も少い値を示していた。
3. 各検査時に齶歯進行を見ない者の歯数率も同様、小学校入学半年後が最も高い数値を示し、2項の後者を裏付けした値を示した。
4. 各検査毎の新生の齶歯率は、1項同様増加の傾向が見られた。特にC₁に於ては、小学校入学前後に於て、又小窓齶歯に於ては入学以後から急増を示していた。

—注— 第1～4表は次頁に次載

山田・深田・岩垣・有田共著

新編保育歯科学

永末書店発行

紹 介

今回、永末書店から山田・深田・岩垣・有田4氏共著の新編保育歯科学が刊行された。総アート442頁の大部分なものである。

第1部が山田氏の歯の健康教育で内外の多くの文献を紹介しながら学校および幼稚園にわたり必要な健康教育につき122頁にわたり広くのべており、保健指導やカリキュラムなど得意の筆をふるっている。健康教育の定義は米国でもまちまちで、本書では管理面も含めているが、この点は文部省の行き方と異っていることを留意しておく必要がある。

第2部は深田氏が186頁にわたり小児の歯科臨床について詳述しており、本書で一番多くの部分を占めている。第3部は岩垣氏の予防矯正、第4部は有田氏の一般臨床家のための矯正学である。

いわば"子どもの歯に強くなる本"であり、学校歯科医にとってもよい指導書となっている。B5版、3,000円。(た・み・)

第1表 各検査時の齲歯罹患歯数

区分 年令	検査回数	現存歯数	罹患歯数	小窩 齲歯	製溝 齲歯	C ₁	C ₂	C ₃	C ₄
5年7ヶ月～ 6年0ヶ月	1	129	12 9.30%		0.78% 8.53%				
5年7ヶ月～ 6年0ヶ月	2	181	47 25.97%	12 6.03%	3 1.05% 15.40%	28 38.6%	7		
6年1ヶ月～ 7年0ヶ月	3	362	102 24.17%	22 6.08%	3 0.82% 17.12%	62 4.69%	17 0.55%	2	
6年7ヶ月～ 7年6ヶ月	4	473	183 36.74%	75 15.85%	10 2.11% 13.10%	62 5.28%	25 1.48%	7	
7年1ヶ月～ 8年0ヶ月	5	543	330 60.77%	108 19.88%	21 3.90%	106 19.52%	68 12.52%	24 4.42%	1 0.18%

第2表 各検査時の齲歯進行歯数率

区分 検査回数	現存歯数	小窩 齲歯	製溝 齲歯	C ₁	C ₂	C ₃	C ₄
1	129						
2	181			0.75% 5.42%			
3	362			0.55% 1.10% (3.85%)	0.67% 1.10%		
4	473			1.38% 0% 3.59%	1.85% 0% 2.52%		
5	543			1.05% 2.11% 9.24%	2.52% 0.21%		

第3表 各検査時齲歯の進行せざる歯数率

区分 検査回数	現存歯数	小窩 齲歯	製溝 齲歯	C ₁	C ₂	C ₃	C ₄
1	129						
2	181			0% 3.10%			
3	362	2.20%	0.55% 0.33%	2.75%			
4	473	4.96% 0.82%	13.53% 3.32%	0.55%			
5	543	4.51% 0%	4.22% 2.73%	1.26%			

第4表 各検査時新しく発生したと見る齲歯歯数率

検査回数	年令	小窩 齲歯	製溝 齲歯	C ₁	C ₂	C ₃	C ₄
1	5年7ヶ月～ 6年0ヶ月			1 0.75% 8.53%			
2	5年7ヶ月～ 6年6ヶ月	12 6.63%	3 1.65% 12.65%	23 0%	7		
3	6年1ヶ月～ 7年0ヶ月	18 4.86%	1 0.27% 12.69%	47 0%	0 0%	0	
4	6年7ヶ月～ 7年6ヶ月	58 12.18%	2 0.62% 2.73%	13 0%	0 0%	0	
5	7年1ヶ月～ 8年0ヶ月	86 15.43%	16 2.88% 5.04%	28 20.20%	11 1.01%	6 0%	0

37年度のむし歯被患率 (文部省)

男	むし歯			そ歯 の 他 の 疾 患	女	むし歯			そ歯 の 他 の 疾 患
	計	処完 了	未歯 ある 置者			計	処完 了	未歯 ある 置者	
幼	平均	88.05	5.26	82.79	0.38	幼	平均	88.32	5.35
	3	75.63	6.50	69.13	0.29		3	75.27	6.16
	4	85.44	6.66	78.78	0.43		4	85.88	6.53
小	平均	84.73	5.53	79.20	1.40	小	平均	86.37	6.93
	6	83.21	1.61	81.60	0.80		6	83.98	1.82
	7	85.66	2.31	83.35	1.12		7	87.18	3.01
中	8	86.55	3.74	82.81	1.44		8	88.19	4.67
	9	87.00	5.58	31.42	1.64		9	88.36	6.90
	10	84.20	7.81	76.39	1.62		10	86.28	9.94
高	平均	78.07	13.11	64.96	2.91	中	平均	82.28	15.48
	12	77.54	13.32	64.22	2.91		12	80.65	15.65
	13	77.32	12.84	64.48	2.85		13	82.03	14.95
高	平均	77.89	18.58	59.31	3.26	高	平均	84.45	21.44
	15	79.15	16.64	62.51	3.20		15	84.96	19.63
	16	79.67	18.88	60.79	3.22		16	85.05	21.55
20歳以上	17	76.86	20.23	56.63	3.32		17	84.15	23.29
	18	71.07	18.58	52.49	3.35		18	78.34	23.09
	19	69.41	21.67	47.74	3.72		19	76.20	26.76
	20歳以上	68.86	24.96	43.90	3.48		20歳以上	69.55	27.45

本校の学校歯科保健の概要

京都市立朱雀第八小学校

1. 本校のう歯対策について

本校ではむし歯予防について早くより対処し、昭和29年には洗口場の施設を完備し、給食後の全校一齊歯みがき訓練の実施とともに予防教育に力を入れてきた。

一方むし歯半減をめざして毎年同運動に参加し、治療促進に努力してきたが、新に発生するむし歯の発生率が急速で、处置してもすぐに追いつかれてしまう状態である。本年度は学校保健の重点目標の1つにう歯対策をとりあげ、むし歯撲滅をめざして、全校的運動を展開し着々実践を続けている。

2. う歯予防対策の方針

- (1) 早期発見、早期治療の徹底をはかる。
- (2) 予防生活指導の徹底をはかる、
- (3) 学校と家庭のチームワークをはかる。

3. う歯予防対策の態度

- (1) う歯予防対策では、むし歯にかからない生活の指導とむし歯を早くみつけ早く治す指導が考えられるが、学校保健の立場から教育的な指導に重点をおく、
- (2) 先生の仕事の能力の限界を考えて、過重な負担にならないよう時間的にも能力的にも無理のない範囲で永続性のあるものにする。
- (3) 学校と家庭の連繋を保ち一体となった指導を展開。

4. う歯予防対策の実際

(1) むし歯の早期発見のために

家庭から月1回程度積極的に子供の歯科検診を受けるようになれば理想的であるが、特別の家庭を除いては不可能に近い。大部分の家庭が学校での歯科検診に依存している以上、時期と回数について再検討する必要がある。

ア. 年3回（定期5月、臨時9月、1月）の歯科検診

子供のう歯の進み方は非常に早く今まで年2回（4月、9月）の検診では、時期を失してしまうおそれがある。

過去の調査から、すくなくとも4ヶ月に1回の検診が必要となっている。（C₁以上の未処置歯を出さないよう

にするためには）

年3期にわたって、治療促進策がとれるためや早期治療のためにも効果的である。検診の期間を短縮すればする程早期に発見できよいが、学校教育計画の全体的な運営の上から限度があり、校医先生とも相談の上本年度から年3回の検診を計画することにした。

イ. 早期発見の必要性を認識させる。

前述のように家庭から積極的に歯科検診を受けるようになしたいものだが、大変むずかしいことである。

それで学校での検診の意味を充分理解させ、早期発見が次のような利点のあることを学年相応になっとくさせる。

- a. むし歯の進み方は大変早く、早くみつけないと火事と同じでなおしくくなる。
- b. 痛まないうちになおせるし、お金もすくなくてすむ。
- c. むし歯のなりはじめは、自分ではわからない、歯医者さんに見てもらわないとわからない。
- d. うちでよく歯をみがいただけでは治らない。歯医者さんでないとなおらない。

(2) むし歯の早期治療のために

早期発見しても、児童がその処置をしなければ意味がない。過去の反省の上に治療促進策として、つぎのことを実行した。

ア. 歯科検診の結果の実庭通知は、その日のうちにする。

イ. 検査前後の指導を必ず行い、つぎのことを徹底する。

- a. 自分の歯の状態を確認させる。
- b. むし歯はなるべく早く治すこと。治したら治療証を必ず提出すること。

ウ. 治療のための受診には健康手帳をつかわず、別に作成した受診票をわたし、これを医師に示して、治療をうけるようにした。

エ. 学級担任は別に「う歯未処置児事後措置カード」を作成した。

オ. 個人別う歯所有一覧表（学級むし歯の表）

学級毎に「むし歯の表」を作成して、各教室裏面塗板に常掲示し、児童にむし歯が何本あるか、はっきり知らせることにした。

この「むし歯の表」は個人毎にむし歯の数だけ赤丸紙

を貼りつけたもので、処置のすんだものから、赤丸紙の上に治療済の印として、青丸紙を貼りつけていくようにしている。

カ. 学級別う歯所有数一覧表（学校むし歯の表）

講堂横保健塗板に常掲示し、学級比較を明らかにした。これは学級毎にう歯所有者の人数だけ赤丸紙を貼り、治療完了児の数だけ、その学級の赤丸紙の上から青丸紙を貼りつけていくようしている。治療完了学級には表彰の意味で学級名の上に白いリボンを貼りつけていく。

むし歯の表を掲示するについて、つぎのような意見があった。

むし歯の治療は児童だけの努力で出来るものではなく、他の多くの条件、特に経済的な条件がからんでいるので、いたずらに競争意識をあわるような方法は感心しないとの意見。

又むし歯は他の病気とちがって、治療しなければ治らない病気である。問題なく治療させるべきである。又こ

これが刺激となって治療しなければならないという意識が芽生え、真けんに考えるようになる。子供のためにも強行すべきであるとの意見があり、結果掲示することにした。

むし歯の表の利点について、つぎのような事があげられる。

- a. 児童の傾向として、刺激があると強く反応するが、刺激がうすれるとすぐ忘れてしまう。この表は治療促進の有効な刺激剤として永続できるし、指導のよい手がかりとして適時活用することができる。
 - b. みんなで力を合わせてやりとげようとするいき方に、たいへん力強さを感じる。治療は一目瞭然で非常に効果が上がっている。児童自身も自分の歯について、深い認識を持つことは勿論、月一回の保護者参観日には母親への無言の忠告となり、治療促進にあずかって力がある。

キ. 夏休み中のハガキによる治療の督励

学級のむし歯の表

		むしばのひょう											
		はやくなおしてあおまるにしましょ											
む し ば の か ず	左 ま え												
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○	○	●	○	○	●	○	○	○	●	○	○

学校のむし歯の表

		むしばのある人はなん人か									
		むしばのない学校にしましょう									
		一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
むしばのある人		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
むしばのない人		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
合計		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
学年		一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
級		一	二	三	一	二	三	一	二	三	四

う歯末治療児童の理由別調査（後述）によると、「夏休み中に行こうと思っている）が20%，「現在治療中である」が33%もあり、7月現在末治療児童のうち半数程度の者が夏休み中にと考えているようである。その他の理由の者も夏休みはよい機会である。

未治療者全部に8月1日付で治療勧告のハガキを配り注意を喚起するとともに、保護者にも協力依頼の文をつけ加えた。学校からハガキをもらったもの珍らしから、つい忘れていた者も歯医者にいくといったケースも多い。

ク. 未処置の理由調査の結果をもとにして、個別指導を徹底した。

5. 実験調査

(1) う歯治療状況

定期歯科検診の結果とその後の治療状況は（別表）のとおりである。

ア. 定期検診から 6 月末までの治療状況

処置完了児童は 235 人で、要治療者の半数近いものが処置を完了している。これは検査後直ちに治療を開始したもので、早期治療の必要性を自覚して進んで実行したか、他律的にしろ先生の指導を忠実に実践しようとしたあらわれであり、家庭の協力もさることながら、初期の指導はますますといったところであろう。

(別表)

学年	在籍 要治療者 数	定期 検診 う歯 (永久歯)	治療状況(第1期分)					
			6月		7月		8月	
			完治 人員	治療率 %	完治 人員	治療率 %	完治 人員	治療率 %
1	126	32	21	65.6	1	3.1	6	19.0
2	137	64	37	58.0	8	12.5	10	15.5
3	154	91	42	46.2	10	11.0	15	16.5
4	152	92	28	30.5	8	8.7	17	18.5
5	186	123	48	39.0	14	11.3	31	26.8
6	203	145	55	37.9	10	7.0	26	17.9
計	948	548	235	42.8	51	9.3	105	19.2

※ 永久歯う歯(含要抜歯)の治療を対象として調査した。指導の対象となるう歯所有者数を基本とした。(歯数でない)

問題は残りの未治療児の指導であり。今後指導のために未治療の原因調査をすることにした。(後述)

(2) 未治療者の理由調査

調査結果は下表の通りである。

う歯未治療児童の理由調査			(昭37. 7. 8)		
問題点	理由	人數	百分率	備考	
児童の関心	1. あまり気にかけていなかった	13	5.5	62人 25.9%	
	2. 行こうと思っているがつい忘れてしまう。	37	15.5		
	3. 治療通知票をなくしたから。	11	4.5		
	4. 途中でやめてしまった。	1	0.4		
	5. 夏休みに行こうと思っている。	40	16.8		
	6. 歯医者に行っている時間がなかったから。	9	3.8		
	7. 歯をいじられるのがいやだから。	14	6.0		
	8. 歯医者でまたされるのがいやだから。	1	0.4		
	9. 近所に歯医者がなかったから。	2	0.8		
家庭の関心	10. うちの人がつれていくてくれないから、	10	4.2	27人 11.4%	
	11. うちの人がいかなくてよいといったから。	3	1.3		
	12. ぬけかわる歯だからそのままでよいといわれた。	3	1.3		
	13. お金がかかるから。	5	2.1		
	14. 保険証が今、家にないから。	6	2.5		
	15. 現在治療中である。	80	33.5		

学年が進む程治療率が下がっているのは感心できない。低学年の成績のよいのは、う歯(永久歯を対象にしている)所有児の数が少くなく指導がしやすいことと、他律的であれ先生や親の指導を忠実に実践したことによるのであろう。

ここにはのせていないが、学級によって治療状況に相当のひらきがあらわれている。治療率最高90%の学級から最低20%の学級まであり、これをもって担任教師の積極的関心協力の如何を評価することは早計であるが、他学級との比較の上に自学級の実態を知ってもらうことは、今後の指導の上からも必要であり、「学級別治療状況表」を全職員に提示した。

イ. 7月の治療状況

7月末まで51名、9.3%の治療率をあげただけでおわっている。6月と比較してみると大変低調であるが、これは期間が短いこと、学期末をひかえ多忙であったこと、夏休みをひかえ休暇中にと思って延ばしていることが考えられるが、それにしても低調はおおいがたく、予想したとおり、これからあとの未治療児童に多くの問題をふくんでおり、それだけに困難さがある。未治療児童

の理由調査を参考に、個人指導を徹底していく必要がある。

ウ. 8月の治療状況

夏休みは歯の治療の好機である。理由調査の結果を見ても夏休み中にも考えている者が大変多いが、学校を離れて指導がゆき届かぬ欠点がある。治療督励のハガキを配る等、対策をねたが結果は105名、19.2%の成績に止まった。

これで548名の要治療児のうち、391名が治療を完了し、残り157名が第2期に繰越していくことになるわけである。これは全体の27%にあたっている。

エ. 100%治療をめざして

50%程度の治療率は例年の実践であり、今年(第1期)70%の治療率を上げ得たのは、対策強化による成果とみることができる。

学校保健の立場から教育的な指導に力を入れてきたのであるが、残り30%の児童は教育の限界外にあるのであろうか、今後(第2期)の問題として残される。

6月末現在処置を完了した児童は235人で残り313人の未治療者に対して何故治療をうけていないかについて理由を調査し、その結果にもとづいて具体的な指導対策

を立てたいと考えた。

調査の方法は学級担任が個別に被検者に質問し、具体的な理由を聴取して、予め作成した調査用紙の適当項目に印を入れる方法をとった。(一年生はのぞく)

この結果から現在治療中が33.5%もあり、未処置者の3分の1をしめ、実質未治療児は230人程度であることがわかった。これは予想外によく、今までの指導の効果が一応あらわれたものと思う。

問題はこの未治療児で、項目別に検討してみると「あまり気にかけていはず、ついわすれてしまう」が一番多く、教室での指導が家庭へ帰ってから実践行動への結びつきを一層徹底させるため個別指導の工夫が必要であろう。つぎに「夏休みに行く」「時間がない」と訴えているものが多いが、これも無自覚によると考えられるが、学校においても一考を要する問題である。

その他、家庭の無関心と考えられるものが10%あまりあるが、これらは、はっきり区別できず、これらの事由が単独にあるいは複合し、児童自身の怠惰と無関心とも結びついて、処置をのばしているのであろう。児童自身に相当しっかりした態度が育てられなくてはならない。今後の指導に生かしていきたい。

本校の保健教育とう歯予防対策

京都市立嵯峨野小学校

1. 本校保健教育の概要

(1) 目 標

学校の教育主題として、本校では「當みの一切を児童にむける教育」を目指して研究の歩みを続けて いる。その具体的目標としての一項に「健康生活の良習慣を身につける子どもの育成」をかかげ、生命を尊重し、健康の増進をめざし、健康な身体、明朗勤勉にして、忍耐力に富む、不とう不屈の心に満ちた人間形成をめざしている。

心身ともに健康であることは、人間生活の基本条件である。本校の教育目標を達成するために保健教育を重点としてとりあげたのは、子どもたちが健康体であれば（身体的、精神的、社会的、）常に明かるく、情緒の安定が保たれ、学習能率が向上する、最上の状態におかれるからである。

(2) 展 開

「健康生活の良習慣を身につける子どもの育成」という目標は、保健教育から眺めれば、「児童の保健生活の確立」ということになる。

それでは保健生活の確立をどのようにすればよいか。保健の問題を特定の分野においてのみ考えていたのでは十分でなく、教育活動全体を通じて行わなければならぬ。この信条のもとに、本校では、教育全般にわたって検討を加え、保健指導計画を立案し、作成した。昨年度の本校指導計画は、小学校教育全般について、本校独自の見解の上にたって、計画されたものである。

（本校指導計画1961年版）

更に具体的に

① 健康習慣の形成はどのようにすればよいか。

◎健康生活の習慣化に関する内容を考えてみると、清潔、食事、睡眠と休養、姿勢、安全、疾病予防、傷害防止、救急措置、身体の成長、公衆衛生等非常に広範囲にわたっている。本校の児童の実態を検討し、将来、国際文化観光都市（京都市）の市民として活動すべき児童の健康の基礎となるであろうこと、更に具体的な面で例えば手指は身体の中で色々な物にふれる機会が一番多く、手指を使

わないので生活することができない、而も指先は病原菌の仲介の源である等、こうした観点から清潔の分解に力を入れて指導することにした。しかし清潔の中にも、④身体を清潔にする。⑤衣服を清潔にする。⑥住居を清潔にする等、その指導する分野は数多くその方法と必要性を徹底的に指導すべきだと考えた。身体を清潔にする中でも特に本校が重点においたのは、洗手、洗口場を増設し、環境を整え、「うかひ」「手洗い」「歯みがき」等に関心をもたせることで、この手を、この歯を、清潔に保つ習慣を身につけることによって、広い意味での保健生活の基礎が培われるということを考えられるので、環境を生かし、発達段階に応じた方針を作り、健康習慣の第一歩と考えて牛歩のあゆみを続けている。

② 自主的な保健活動の育成はどうすればよいか。

児童自身の問題である健康生活は、与えられたものでなく、児童自身によって、採り上げられ、當まれなくてはならない、このためにどのような問題を提起し、どのように取り組ませ當ませればよいかを考えてみなくてはならない。即ち如何にすれば児童が自主的に、自発的に健康生活に必要な習慣を身につけてくれるか、学校および家庭生活の改善に努力するかが問題でその取り扱いの主要分野は、特別教育活動、児童会活動、学級会活動であると判断し、その中の指導は如何にすればよいか、又家庭への滲透はどうすればよいか等を究めたいと思う。そこで本校では、

④各部の活動
⑤各部の連絡
⑥学級における協力活動
⑦家庭生活での実践

等を重点的にとりあつ
かうことにしている。

中でも最も重要と思われるものは、部会活動で、これはあたかも火山の頂点であって、これが本当に日々の学校生活にくいいるためには、先ず各部の活動を内面から支える学級での協力活動であり「キーポイント」であると考え、学校児童会の方針を基礎とした学級活動・学級児童であってこそ学校全体の教育効果を挙げ得る最大の道であると解する。

◎各クラスが、学校全体の健康生活化へ強力なはたらきかけをするためには、クラス内の個人々々着実な健康生活の習慣形成がなされていなければならぬ。このためには各学級内に流れる組織を通じて、或いは学級独自の組織活動を通じての個人々々への動きかけまた日常の学習指導および生活指導を通しての積み重ねなどあらゆる面において全力を尽すべきである。要するに各担任が児童の生命を尊重し、健康指導の重要性を再認識して、怠りのない努力を持続することが、我々に負荷された重大な任務ではなかろうかと考える。

◎本校では児童活動に一応全校児童が参加するが、1、2年生は学級会活動を主体とし、中学年の3、4年生から部会に出席して各部の活動に参加している。中高学年は全員何れかの部に属し各人が自分の分担した仕事に責任をもつようにしている。

2. 本校の歯牙保健活動の概要

健康教育の一環としての歯牙保健活動は、児童の一生涯におよぼす健康生活の基礎的な分野である。歯牙対策の必要性は「むし歯半減運動」等が展開されているように、現在の児童のう歯罹患率から考えてみても切実な問題であると思われる。

「健康は先ず歯から」一丈夫な歯で、好き嫌いをいわずなんでもよく噛んで食べることが児童の健康を守る必須の条件であり、最上の健康への到達方法であると考えられる。

歯牙の健康におよぼす影響、例えば、う歯の多少と胃腸病疾患、咀しゃく力と全身発育の問題、う歯や歯列の遺伝の問題、間食とう歯の問題等を考察する時、教育の現場において、是非何等かのう歯予防対策を講じなければならないことを痛感するのである。

そこで、本校はこの問題を重視して、う歯予防対策を次の通り計画し、その実践を積み重ねて来た。

(1) う歯予防対策に対する基本的な態度

ア う歯対策推進の根本方針

(ア) う歯予防対策計画は児童の口腔検査の実態に基いて樹立し、その実施は児童の具体的な活動として現われるようとする。

(イ) 学校の施設環境をう歯対策に適するように整備する。

(ウ) う歯対策は全校的な活動として採り上げ、保健関係の職員が、その中心となり、全校の職員が協力してその実践の推進に当る。

(エ) 校外の諸団体の協力を得て、予防対策の推進に

当る。

(2) 具体的実践指導の重点

(ア) 要治療者（永久歯、抜去歯の所有者）の完全治療

(イ) 給食後の全校校内歯みがき訓練の実践強化（自覚ある歯科保健習慣の育成）

(ウ) 咀しゃく訓練と給食時の関連指導

(エ) 保健指導計画（保健指導、保健學習を含む）の重視と機会指導の徹底

◎各学年の児童が低学年から高学年へと、その発達段階に応じながら、歯牙保健衛生に関し漸次関心を高め、主体的に自分の歯牙保健問題の解決を計り、自立的な習慣を育成するように指導してきたい。

◎更に何よりも大切な点は、継続的な指導ということを重視して繰り返し行うこと、(ア)(イ)(ウ)(エ)の項目の中においての機会指導を第1義と考えていただきたい。

◎(ア)(イ)(ウ)(エ)の項目を第1段階とし、ある程度の効果があげられれば、他の領域の面にも指導をおよばしていくように考えている。

(3) 具体的な活動状況

(ア) う歯の要治療者処置の実際的活動内容

主な実施事項をあげてみると、つぎのようになる。

◎口腔検査—春（5月）秋（10月）の2回。

◎口腔検査の通知と治療奨励通知—原則として2回

◎治療券の発行—5月、7月、10月、12月（年4回）

○貧困者に対する医療券の交付要請及び受領の勧告

○貧困者（測貧困者）に対する無料診療券の発行（学校歯科医の好意）

◎う歯処置成績優良学級の表彰（年3回）

◎う歯保有者低率学級の表彰（年2回）（表彰旗は校医小笠原博士の寄贈）

◎むし歯予防週間行事の実施（6月4日を中心とする行事）

○標語・ポスター、作文の募集、及び表彰、

○優良作品は掲示又は校内放送により全校児童にきかせる。

○全校歯磨き訓練、そしゃく訓練、視聴覚によりむし歯予防の啓蒙

○そしゃく訓練については、チュウインガム会社の好意によって、原価近くの値段でわけてもらう。

◎きれいな歯の子の表彰—（2回）

○表彰基準

- ・むし歯のない者、う歯の治療が完全にできているもの、歯列のよい者、咬み合わせのよい者、口腔清掃状態のよい者、等を審査の基準として学校歯科医（高谷正武歯科医）の総合的判定により決定。

○担任による常時個別指導及び家庭訪問

- ①う歯未治療者の原因調査（7月、12月の2回）

- ②育友会新聞、総会等で保護者啓蒙。

○保健部児童による歯牙研究

- ・模型作製による形態、働くべきの確認
- ・ケンマ標本ケンビ鏡による観察
- ・う歯の進行状況の研究

○弗素、ビタミン剤の服用

○保健指導に必要な資料の充実（例、ガン歯等）

(4) 給食後の全校校内歯みがき運動実践内容

ア 全校歯みがき運動の必要性

う歯罹患者のみを対象にしての消極的な指導では、うし対策としては片手落ちと思われる。積極的な予防面も重視して、全校の児童に歯みがきという良い習慣を形成さす必要があると考えられる。

従来歯磨きの実践の場が家庭にあったので現場の指導は困難であったが、31年度に洗口場が、3カ所新設された。更に33年新に改良を加えた洗口場もあり、どうにか校内で歯みがき訓練の実施できる受け入れ態勢が確立した。

イ 実践の姿

(ア) 歯みがき訓練の方法

- ・給食終了後マイクで放送部が指示。
- ・各学級所定の洗口場へ行進（行進曲にあわせ）。
- ・コップに水を入れ口をすすぐ。

- ・歯みがき（レコードにあわして）。

- ・歯刷子をコップですすぐ。

- ・口をすすぐ。

- ・歯刷子の消毒（オスバン液使用）

(イ) 全校児童の歯刷子の保管

- ・各学級の歯刷子箱に入れて保管する。（昭和32年度、健康優良学校表彰記念として育友会より寄贈を受ける）
- ・全員自分の歯刷子をもち、刷子がへれば購入するように指導する。

(ウ) 使用洗口場の割り当

- ・洗口場は4カ所、46の水栓があるが、全学年一齊はむりなので高学年、低学年の2回にわけて使用させる。（1水栓に児童18人が当るから、2回に分ければ1水栓9人あて）

(5) う歯処置活動の結果調査と問題点

ア う歯保有状況

要処置対象歯とは、永久歯及び要抜去歯を含む。新生歯とは、定期検診後に発生したう歯である。

う歯保有率について、年度別に考察すると微々ではあるが上昇の線を示している。またこの中の要処置対象率は年次的に減少しつつあったものが、今年度は上昇している。この原因について、先ず学年別にみて特に低学年においてその率がいちじるしく増えていることであるが、これは幼児期にその原因があるのではないかと思う。また第2次検診を見ると4月検診時よりその要処置対象歯の率がどの年度においても多い。そこで年2回の検診が是非必要であると考えられる。またこの中の新生歯についても低学年がその交換期である関係から多いことも明確である。

—う歯保有状況一覧—

	35年4月				35年10月				36年4月				26年10月				37年4月				37年10月			
	うし 保有率 対象歯 %	要処置 対象歯 %	要処置 新生歯 %	同左中 22.13	うし 保有率 対象歯 %	要処置 対象歯 %	要処置 新生歯 %	同左中 21.86	うし 保有率 対象歯 %	要処置 対象歯 %	要処置 新生歯 %	同左中 21.86	うし 保有率 対象歯 %	要処置 対象歯 %	要処置 新生歯 %	同左中 20.25	うし 保有率 対象歯 %	要処置 対象歯 %	要処置 新生歯 %	同左中 19.21				
全 校	93.42	33.55	41.94	22.13	93.81	33.24	41.37	21.86	94.19	47.06	48.97	20.25	94.38	45.90	20.72	19.21	97.54	45.90	47.93	20.66	100.00	47.06	63.11	32.79
1 年	98.00	15.00	21.69	16.03	96.00	15.00	32.80	22.40	97.08	29.12	39.31	23.07	95.83	39.17	40.00	15.20	97.22	52.77	46.77	17.43	92.86	60.31	45.01	12.30
2 年	92.86	26.53	32.04	20.38	97.02	32.67	43.11	25.68	87.67	34.24	44.59	18.24	85.10	50.34	49.32	18.49	85.10	50.34	49.32	18.49	85.10	50.34	49.32	18.49
3 年	97.29	34.88	39.46	17.54	94.92	46.37	47.14	20.00	92.86	40.00	40.00	15.20	92.86	40.00	40.00	15.20	92.86	40.00	40.00	15.20	92.86	40.00	40.00	15.20
4 年	96.22	45.80	52.27	28.03	95.83	39.17	40.00	15.20	92.86	40.00	40.00	15.20	92.86	40.00	40.00	15.20	92.86	40.00	40.00	15.20	92.86	40.00	40.00	15.20
5 年	94.32	37.58	48.59	22.53	94.92	46.37	47.14	20.00	92.86	40.00	40.00	15.20	92.86	40.00	40.00	15.20	92.86	40.00	40.00	15.20	92.86	40.00	40.00	15.20
6 年	85.36	29.26	48.19	25.47	87.67	34.24	44.59	18.24	85.10	50.34	49.32	18.49	85.10	50.34	49.32	18.49	85.10	50.34	49.32	18.49	85.10	50.34	49.32	18.49

(日学歯録音テープ第6号を使った紙芝居)

エゼールの人形

原作 向井喜男
脚本 わだよしおみ



さあ、紙芝居「エゼールの人形」をはじめます。



音楽はじまり、下に流れる。

語り手 ニューヨークの東の方、

効果 汽笛OFFで

語り手 そこにイースト・サイドとよばれる灰色の煤に汚れた工場やレンガ造りのアパートが立ち並んだ一劃にいろんな国からやって来た貧しい移民たちが住みついて、その日、その日を送ってるところがあります。

効果 重い馬車のひびき

語り手 今から50年ほど前、まだ石畳みの舗道を、鉄の馬車が音高く走っていた頃の物語りです。

効果 車のひびき

エゼール きよなら ハンス

ハンス きよなら、又明日学校でね(OFFへ)

エゼール きよーなら

エゼール(ハミング)

小母さん おかえり、エゼール

エゼール あ、ロスマンの小母さん

小母さん シチューこしらえたから、あとでとりにおいで。

エゼール 済みません、何時も(ハミング)



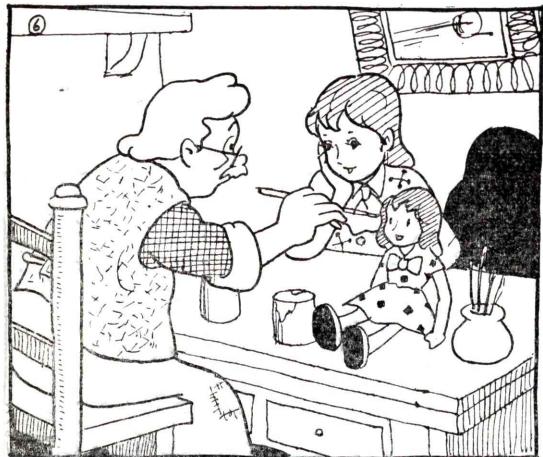
効 果 ドア開閉

エゼール ただいま

父 おかえりエゼール

エゼール お父さん、今日ね、帰れりに問屋のマーチンさんに会ったら、お父さんの塗った人形、お客様にとっても評判が良いんですって……それで、ほら、これ、マーチンさん、お菓子買って下さった。

父 そりやよかった、今度お店へ行ったら、よくお札云わなきや



語り手 エゼールの両親は、エゼールの生れる前にイタリヤからアメリカへ渡ってきました。お母さんは5年前に死に、エゼールの妹も、恐ろしい小児マヒですぐ後を追い、それ以来、エゼールはお父さんと2人きりの寂しい生活なのです。

エゼール (ハミング) ね、お父さん、皆、お父さんの塗った人形は、とってもキレイで生き生きしてるって言うけど、どうしてかしら。

父 さあ

エゼール お父さん、人形にお母さんの顔描いてるんじゃないかな。

父 お母さんか……きれいなやさしいお母さんだった……
エゼール 私、何時かイタリヤへ行ってみたい、ね、お父さんやお母さんの生まれた国どんなとこ？
父 太陽のウンと明るいところだよ、空はいつだって眩しい位澄んでるんだ、だからみんないつも陽気に、うたをうたって（楽しい合唱）



語り手 そんな或る日、エゼールはお父さんと絵具を買いに出かけました。その帰り……

効 果 馬車の音近づく

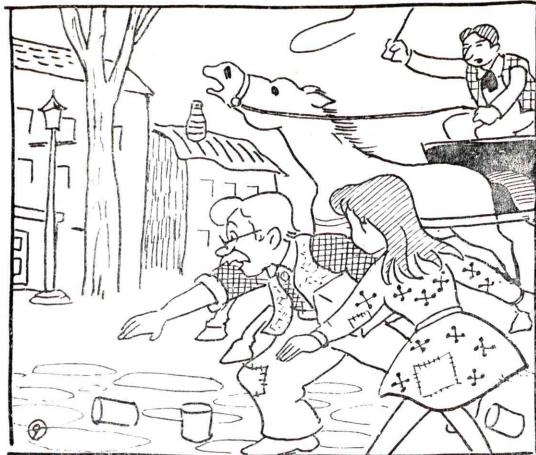
エゼール お父さん、絵具屋のおじさん、うまく包んでくれなかっただよ。この包み、ほどけそうよし、よし、お父さんがこっちのといっしょに、かかえて行ってやろうあつ

効 果 つつみほどけて落ちる

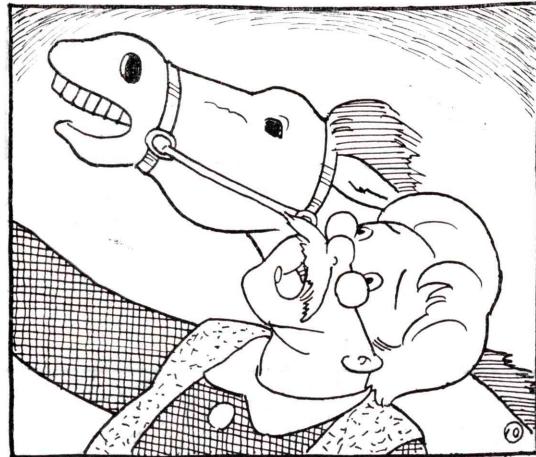


エゼール あっ、落ちちゃった
父 (やさしく) よしよし、お父さんがひろうからいいよ……ああ、あんなむこうの方まで、ころがっていっちやって……（と云いながらOFFへ）

効 果 馬車近づく



エゼール お父さん……危い！ お父……アーッ!!



効 果 轟音

音 楽 激しく、ショック



音 楽 みじかく時が移って

エゼール (泣き声) お父さん、お父さん、しっかりして、お父さん!!

父 ア……ウ……ウ……ア……、エゼール

エゼール お父さん

父 エゼール

エゼール 死んじゃイヤ!!

父 大丈夫、大丈夫、心配ないよ……

エゼール 痛む？

父 痛みなんかしないよ、む、ちょっと

小母さん (近づいて) エゼール。あの……あちらでお医者さんが呼んでらっしゃるンだよ。

エゼール ハイ

効 果 ドアの開閉



医 者 エゼールさん、実はお父さんの容態なんですが、このままではどうもね、出来たら入院させて、手術を……

エゼール 手術!!？ 入院したり、手術したりとなると

小母さん 先生、なんとかしてやってくださいよ、この子一人じゃ、とても……

エゼール (はっきりと) 先生!! 入院させて下さい、お金、なんとかします。お願い、お父さんを助けて……

医 者 分りました。とにかく入院させましょう。

小母さん エゼール、あんた、そんなこと言って……

エゼール ロスマンの小母さんなんとかします。働いて、何年かかっても。学校へ行かなくたって……

音 楽 F.I—B.G



語り手 わざないエゼールにとって、慣れない人形造りの仕事をするのは、大変、つらいことでした。いつしか学校へ行かない日が重なるようになって……

効 果 ドアのノック

ハンス エゼール!! エゼール!!

効 果 ドア開く。

エゼール まあハンス!!

ハンス 学校へ来ないから心配したぜ、お父さんの具合は?

エゼール うん、まだはっきりしないの

ハンス ふーん

エゼール 私、しばらく学校休むかもしれない。

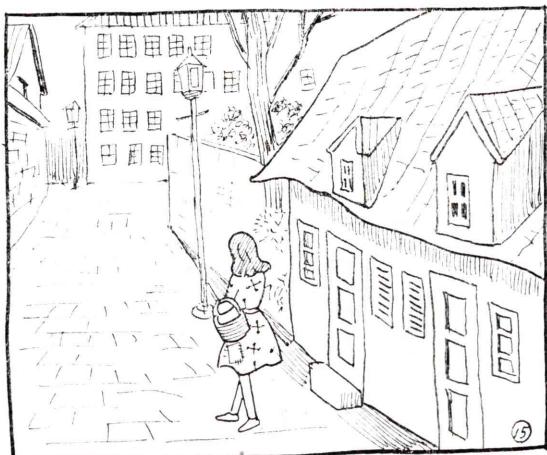


ハンス ……エゼール、オレで出来ることあったら手伝うよ、何かない。人形塗ってやろうか。

エゼール ありがと、でも塗るのはムズかしいのよ、それより学校のこととはなして

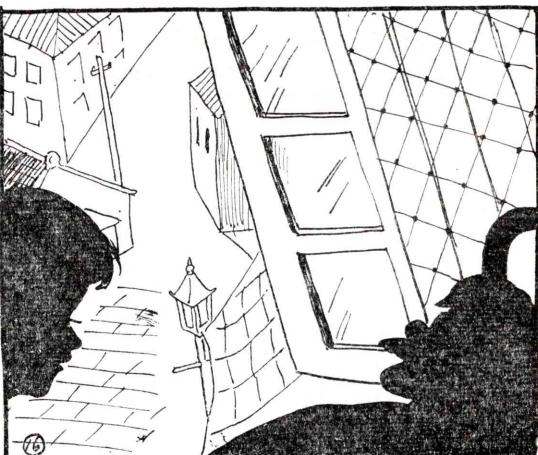
ハンス オレ、学校のことって云うと叱られたことばかりだなあ、いつもヤンセン先生に……そうそう、ヤンセン先生が、ムシ歯の標語、作って持つて来るようになって、なんだかアメリカ中の学校から集めるんだってさ、一等は5.000

弗だって、5,000弗!!
エゼール え、5,000……それだけあつたら、お父さんの身体、なおせるわね。
ハンス お釣りが来らあ、オレもう作っちゃった……
こういうんだ『ムシ歯は痛い』ってんだ。ほんとに痛いもんな。
(2人笑う)
音 楽 はじまり、下につづく。



語り手 ハンスがときどきやって来て学校の話をしてくれたり、勉強を手伝ってくれたので、エゼールは安心して、人形造りに精を出しました或る日、いつものように、病院へお父さんを見舞いに行くと、

音 楽 消える



父 エゼール、お前、どこか悪いんじやないか
エゼール ううん、何ともないわ
父 すっかりヤセてしまった、すまんな、苦労かけて
エゼール うまく描けないの、お父さんみたいに、人形、マーチンさんのとこに持つてっても半分位、もう一度塗って来いって、
父 ……

エゼール お父さんと同じ絵具使って、教わった通りやってるんだけど。

父 エゼール、よくお聞き、お前は人形をほんとに大事にしてやっているかな、人形はお前のこと、お前だけを頼りにしてるんだよ。



父 同じように見えて、人形は一つ一つ皆違っている……お前達が一人一人違っているようにね、

音 楽 しづかに、下に流れる

人形はお前が塗ってくれのを待ってるんだ、お前の筆が触ると、嬉しくて人形の顔がポーッと赤くなる、お前の描いた目は始めて見る珍らしいものに驚いて、大きく開いたままだし、唇はゆっくり喜びの歌をうたい出す。ね、エゼール、みんな人形はお前の塗ってくれのを待ってるんだ。



音 楽 消える

父 こどもが喜んだら一緒に喜んで、悲しんだら

一緒に悲しんで……お前は人形のお母さんにならなくちゃあ。

エゼール 私、忘れてたわ、人形を塗れば、お金になるとか考えなかったわ。

父 仕事ってのは、どんな小さな仕事でも、小さな新らしい生命をこの世の中に生みだすことなんだよ。

エゼール だからお父さんの人形は、あんなに生き生きして、みんなに褒められたね、分った。やって見るわ、何だか楽しくなってきた。

効 果 ドアの開閉



ハンス エゼール

エゼール あらハンス

ハンス お父さんは？

エゼール あと一月位で退院出来るかも知れないって。

ハンス そりや、よかった、ところでエゼール標語出来た？ ヤンセン先生、明日締切だってさ。

エゼール 明日？ 忙がしくて。

ハンス 早く作っちゃえよ、5,000弗だぜ。

エゼール なかなかむづかしくってね。

ハンス オレはやっぱり《ムシ歯は痛い》ってのあれにきめた。

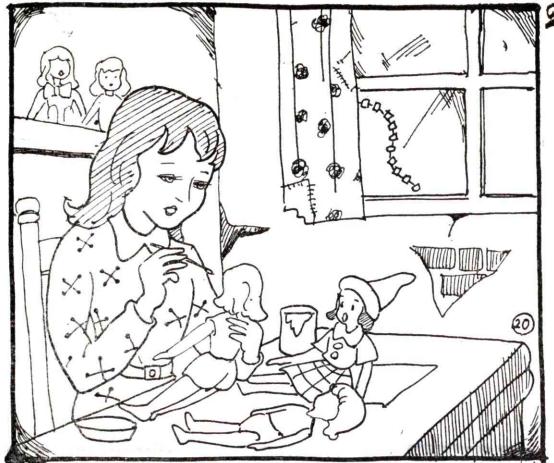
エゼール じゃあ、私も、お家に帰ってやろうかな。

ハンス じゃあ、おじさんお大事に!!

父 (OFF) どうも、ありがとう……

エゼール さよなら。

音 楽 はじまり、下に流れる



語り手 エゼールは家に帰ると、お父さんに云われたように人形を一つ一つよく見てみました。ほんとうに、色を塗ってない人形たちは、エゼールに、早く早く、私たちを生かしておくれと呼びかけているようです。

エゼール はい出来ました、ローザちゃん、あんたは少しおテンバだから、行儀よくする練習しなきゃ駄目よ、さて、お次ぎは……ソフィィね、あんたはどこの生れフランス、イタリヤ、私のお母さんもソフィィでイタリヤ生れだから、きっとあんたもそうね。あんたもかわいいお口、歌を上手に歌ってごらん（ハミング）



語り手 イースト・サイドでは行き来する船から吐き出された煤煙で太陽までが汚れているように見えるのです。

効 果 ポーボーという汽笛

エゼールが夢中になって仕事をしていると、キッチリ閉めておいた窓が、不意の風であわ

られました。そして折角塗った人形の顔にススが、そうです、意地悪く、まるで狙ったように、ススがついてしまったのです。



エゼール ソフィィちゃん、ソフィィちゃん、どうしましょう……あーら、あらあらいやだムシ歯よ、これじゃ、歯がこんなにマックロ……ごめんなさいね、ソフィィちゃん、お顔がきれいでも歯がよがれたらおかしいわね。黒いけむりのすがついて。きれいにして上げましょうね

（節）きれいな……歯

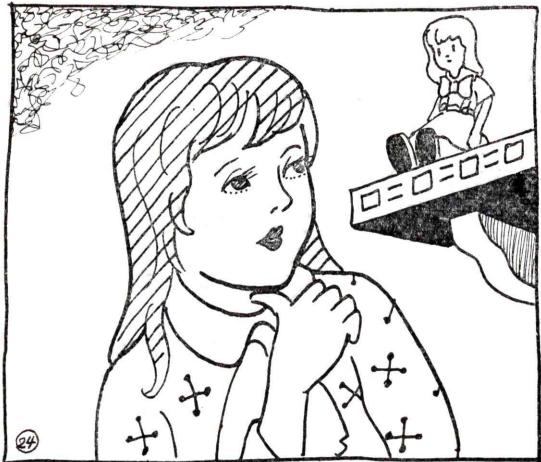
（節）真珠のようにきれいな歯…赤ちゃんのようキレイな歯（節止めて）

そう言えば、神様は生れたての赤ちゃんにはムシ歯なんかおつくりにならないわね。……それが、ソフィィちゃんのお人形にススがついて、ムシ歯になってしまったんだわ。



エゼール さ、どうお、これでまるで生れたての赤ちゃ

んの歯のようにきれいになったわ。（短かくハミング）ウン、ソフィーちゃん、標語うまく出来たわ、あんたのおかげよ。



エゼール さあキレイになった。ソフィーちゃん歌を歌いましょうよ、あんたの生れた国のかの歌……一緒に、イチ、ニ、サン。

音 楽 高まる



先 生 エゼール、この前出した歯の標語、あんたのが一等になったのよ。

エゼール ほんと。

先 生 賞金5,000弗!! 学校とあんたによ、それで市役所で、盛大な表彰式をやるんですって。

エゼール じゃ、お父さんの入院費も……

先 生 勿論よ、学校にも治療室作れるのよ。イースト・サイドから病気の子は一人もなくなるのよ。



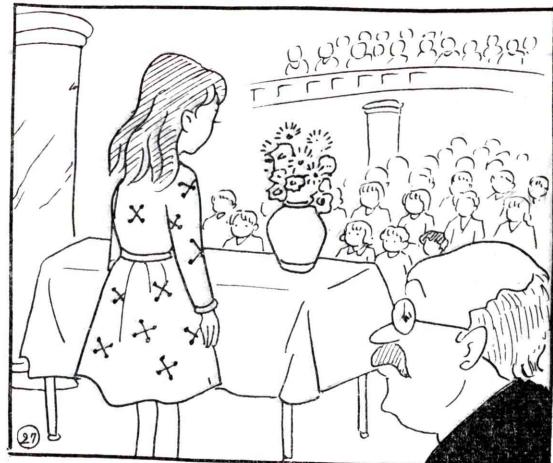
語り手 そして、お父さんの退院も間近いある日、病院へヤンセン先生がやって来……

ヤンセン先生 エゼール……エゼール!!

エゼール あ、ヤンセン先生、

先 生 エゼール!! とっても素晴らしいことよ、大ニュースよ!!

エゼール

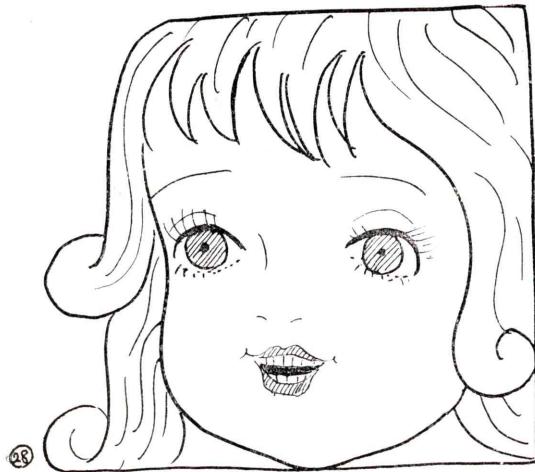


音 楽 楽隊、はなやかに

語り手 そして、エゼールの標語入選の表彰式がニューヨークの市役所で盛大に行われました。各界の名士たちが、次々に、エゼールにお祝いのべました。

効 果 拍手、楽隊

語り手 一生に一度のはれがましい舞台でした。とぎれとぎれの言葉で一生懸命挨拶するエゼールに嵐のような拍手があびせられました。



エゼールの作った標語は、どんなのだったと思ひます？ それは A clean tooth never decays『きれいな歯にはムシ歯はできない』。

音楽はじまる



語り手 不幸に負けないで、働き抜いたニューヨークの、貧しい少女の作ったこの標語は、アメリカから、ヨーロッパ、そして日本と世界中にひろまって歯を丈夫にする役目をはたしました。A Clean tooth never decays.

音楽一完奏

(え・吉田忠雄)



日学歯録音テープ第6号「エリーゼの人形」は、放送劇タイプで録音されてあります。それだけを学校放送に使ってもよいわけですが、教室などで子どもに聞かせる場合、紙芝居あるいは幻灯などにして、絵を見せた方が

さらに効果的になります。紙芝居にするときは掲載の絵を四つ切大に拡大、転写し、これに適当な採色をします。そして、テープをかけながら、掲載台本のような区切り目で、絵をぬいて行けば、よいわけです。台本の文句を画のうらに、書き写しておけば、なおまちがいなくできましよう。文章は、一場面ずつ前の場のうらがわに書ききます。たとえば、表紙のうらに、②の説明文を書き、②の画面のうらに③の説明文を書きつけます。

写真は、「エゼールの人形」の録音風景です。出演はレミの会のメンバー、演出は平松仙吉、原作者の向井会長も、はりきって、声優たちにあれこれ注文をつけておられました。

エスキモーのヤン

平松仙吉
只野通泰

3

エスキモー エスキモーのモー

エスキモーのヤンガ うたって きれいにならんだ

はがわらう レモンの

いーろの おひさまに ちょっとまぶしい

めをあげーた ラブ ラブ ラブ ラブ ラブ ラドル

四

エスキモー エスキモー モー
エスキモーのヤンが 笑つて
アメリカ人の おみやげは
キャラメル チョコレート
オーロラのよう きれいだな
ラブラブララブ ラララドル ビスケット

三

エスキモー エスキモー モー
エスキモーのヤンが 笑つてゐる
そろつて おむかえこんにちわ
みんなならんで ごきげんよう
そろつて ならんで 歯が笑う
ラブラブラブラブラブラドル

—
—
—

エスキモー エスキモー モー
エスキモーのヤンが 歌つてゐる
父さん 母さん 出でおいでの
アメリカ人が やつてきた
おまつりの ように にぎやかに
ラブラブラブラブラドール

一、エスキモー エスキモー モー

八

エスキモー エスキモー モー
エスキモーのヤンは
泣いている
お祈りするように わをつくり
そりひく犬も ほえました
月にしろい歯 光らせて
ラブラブラブラブラブラドル

七

六

エスキモー エスキモー モー
エスキモーのヤンが たべている
ひとくちたべたらおどろいた
ところがあまさだ 母さんだ
アメリカのにおいていっぱいだ
ラブラブラブラブラドル

第26回全国学校歯科医大会

盛大だった3日間の記録

1. 趣 旨

学校保健法実施上の諸問題および歯予防対策実施について研究協議を行ない、学校歯科保健の充実を期し、あわせて健康な国民の育成をめざす教育目的の達成に貢献する。

2. 主 催

日本学校歯科医会・京都府学校歯科医会・京都市学校歯科医会

京都府教育委員会・京都市教育委員会

3. 後 援

文部省・厚生省・京都府・京都市

日本歯科医師会・日本学校保健会

京都府歯科医師会・京都府学校保健連合会・京都市学校保健協会

4. 期 日

昭和37年11月22日（木）……………前日集会

昭和37年11月23日（金）～24日（土）両日……………大 会

5. 会 場

京都会館（京都市左京区岡崎最勝寺町）

6. 日 程

（1）前日集会

時刻 日	AM 9.00	PM 12.00	1.00	2.30	2.40	4.30	
大会前日 11月22日 (木)	集合 ・受付	・現地見学 森田・松風工場見学	昼	・討論研究会	休 け い	・討論研究会	閉会式
		京都市伏見区中書島・師団街道	食	京 都 会 館 (会議場)			

備考…集合は 8.30 AM に京都市役所前。 9.00 AM 大型バスにて現地見学へ出発。

（2）大会当日

時刻 日	AM 9.00	10.00	11.00	12.00	PM 1.00	2.30	2.40	4.00	4.20	5.30	6.30	
第1日 11月23日 (金)	・ 受 入 付 場	・ 開 会 式	研究発表	特別講演	・ 昼 食	研究発表	・ 休 け い	協議会	・ 閉 会 式	（会 場 分 移 乗）	懇親会 (都ホテル)	第一 日 終 了
第2日 11月24日 (土)	・教育観察および観光										宿泊	

備考…11月23日（第1日）は京都会館第1ホールで開催。

前日集会

—11月22日(木)—

・●●現地見学●●

京都市役所前集合(8.30 AM)出発(9.00 AM)→(バス)→森田歯科機械製作所→(バス)→松風陶歯株式会社→(バス)→京都会館着(PM. 1.00)

・森田歯科機械製作所
・松風陶歯株式会社

京都市伏見区中書島・歯科機械の製作

京都市伏見区師団街道松風橋・陶歯をはじめ歯科材料の製作



11月22日午前9時：京都市役所に集合し、バス3台に分乗して出発。

まず東行して河原町へ出る…鴨川を隔てて静かにねむる東山の姿が目に入る。如意ヶ嶽の大文字の跡がくっきりと手に取る様に眺められ、市役所前の豪華な京都ホテルは、長州屋敷のあとであり、その東に「高瀬川一之船入」がある。これは、慶長15年豊臣秀頼が、父秀吉の遺志を継いで大仏殿方広寺を再建するに際し、諸大名から巨石を献納させて伏見に取り寄せたが、これを搬入するため角倉了以は、奉行片桐且元の許可を得て、二条橋の口から加茂川の水を引き入れ木屋町の西沿いに伏見まで運河を掘ったのである。江戸時代には7つの船入れがあったが、今ではここだけを残して悉く埋立てられたのである。

バスは河原町通を南に三条、四条、五条を経て西へ進路を取る。東を見れば清水寺の舞台、五重の塔が絵の様に浮び、近く五条大橋は擬宝珠だけに昔の姿を残して近代的な様式に変り、緑地帯にしつらえた京人形を摸した牛若丸と弁慶の姿が童心を表してほほえましい情景を見せていく。

五条を西に大宮を南に陸橋を渡って、高く聳える東寺の五重の塔を仰ぐ。東寺は真言宗東寺派の総本山で弘法大師が、1100年程前に嵯峨天皇から東寺の称号を賜って根本道場としたのが起りで、歴代天皇の御帰依あって、国宝の北大門、八足門があり、五重の塔は徳川家光の再建したもので、講堂金堂は豊臣秀吉、秀頼父子の建立したものである。

九条を南に折れて伏見に入り、大手筋を東に走る。この大手筋は豊臣秀吉の築いた伏見城の大手門に通ずるものであって、伏見桃山御陵、乃木神社があつて酒の伏見として世に知られている。

南行して西へ折れると間もなく第1行程の森田工場に到着する。

社長の出迎えを受け、班に分れて近代的な設備で整然とした工場内を隈なく見学する。

日頃使用しつつある器械器具の製作工程に興味深く見入りつつ、工員に熱心な質問を続ける先生方も二三ならずあって、相互に大きな収穫を収めた。再びバスに分乗し第2行程である松風工場に向う。

伏見街道を北に進んで間もなく稻荷神社の前を過ぎる。東方の稻荷山には朱の鳥居が立ち並んで縁りの木立ちを縫って陰顯し、本殿は天正年中に造られたもので国宝に指定され、五穀豊穣、商売繁昌の守神として、世の信仰を受けること関東の成田不動、四国の大刀比羅宮と三幅対となっている。

やがて疎水畔にその近代建築を誇る松風工場に到着し、社員の案内で工場内を順次見学する。森田工場に於ける治療椅子等の大きなものに対し、松風工場に於ては小器具と陶歯の製造工程を詳しく述べる所多く昼食後、第3行程の岡崎京都会館へ出発する。

疎水に沿って北行すると程なく東方に、臨濟宗の本山東福寺の堂塔が聳え、今から680年程以前に藤原道家の建立にかかり、聖一国師が開山となっている。室町時代に再建された山門を始め、月下門、浴室などが国宝として遺り、特に通天橋から見た紅葉は京名所の一つとして聞えている。

更に東大路通りを北行すると、車中から三十三間堂の長い屋根が望見される。

天台宗の妙法院の管理に属し、後白河法皇の建立にかかり中には一千一体の観世音を安置し、堂の内の柱間が三十三間であるところから、俗に三十三間堂と云う。本堂の大棟は柳の材であると云い「三十三間堂棟由来」の

淨瑠璃で有名である。

東向の養源院は、豊臣秀吉の側室淀君が、その父浅井長政の追善のために建てた寺。方丈の縁側の天井には伏見城で鳥居元忠等が忠死した板間を張ったもので、世に「桃山の血天井」と云われている。

更に北行すると天台宗の門跡寺妙法院があって、今から70年前文久年8月に攘夷論の七卿が、長州藩の武士にまもられて夜陰雨をついて都落ちに当たりこの寺に集合したので有名である。

また北行すると、西大谷がある。西本願寺の祖廟で、眼鏡橋のかかった蓮池を皎月池といい、開祖親鸞の遺骨を納める黒戸の御所がある。

更に北に八坂の塔があって、足利義教の再建した国宝五重の塔であるが、往時聖徳太子の建立した法觀寺の跡である。

東方に豊臣秀吉の夫人北政所が亡夫追善した高台寺があり、祇園祭で有名な八坂神社を経て、浄土宗総本山である知恩院の徳川秀忠建立と伝えられる国宝の山門を望

む。本堂の東南部の垂木の間に一本の傘があつて世に「知恩院の時雨傘」と伝えられている。

これは本堂の再建された頃、山内に一匹の白狐がいて、濡髪童子の姿となり、時の門主雄誓上人に仕え、仏法の功德にすがろうと朝な夕なの勤行に加わっていたが、後に上人から南無阿弥陀仏の文字をこの傘に書き与えられその功徳によって人間界に化生することができた。その報謝としてこれを当山に遺し火災を防ぐ呪となるべきを誓って去ったが、明治年間円山の也阿弥から火を失し、当山に延焼したが、本堂は無事であったといわれる。

かくて更に北行し、二条通りを東行して平安神宮の朱の大鳥居を指呼のうちに、岡崎公園の一隅に立つ近代建築の粋を染めた豪華な京都会館へ午後1時前に到着する。午後開催された国際会議場の討論研究会に臨み、真摯なうちに熱のこもった研究討論が、出席者の活発な発言に依って意義深い会合を進め大きな成果を収め得たのである。

(後藤記)

●● 討論研究会 ●●

(1.00~4.30 PM)

前日集会の参会者によって、下記の議題を中心にして討論研究を行なう。この際、これに関連した研究発表によって話題を提供する。なお、ここで討論研究された内容については、大会当日の協議会に紹介するなどして、その活用をはかる。

1. 開会式

挨拶 大会々長 上野 勇

2. 討論研究

座長 京都市学校歯科医会 富田 隆雄

助言者 日本学校歯科医会長 向井 喜男

京都大学教授 美濃口 玄

記録 京都市学校歯科医会 東 勇

京都市学校歯科医会 嶋 善一郎

日本学校歯科医会理事長 竹内 光春

京都市学校歯科医会 藤沢 保

討論研究議題	関連発表
1. う歯予防と弗素の利用について	○京都市山科地区における上水道弗素化によるう歯予防効果について (京都市、小山一) ○う歯予防と弗素の塗布について (京都市、大西栄蔵)
2. 砂糖消費とう歯発生について	○京都市小学校児童第一大臼歯のう蝕と砂糖の消費量について (京都市、小池弘)
3. 校内処置の諸問題について	○京都市および周辺地区における校内処置の実状について (京都市、後藤宮治)

3. 閉会式

挨拶 大会副会長 高井 栄之亮

前日集会



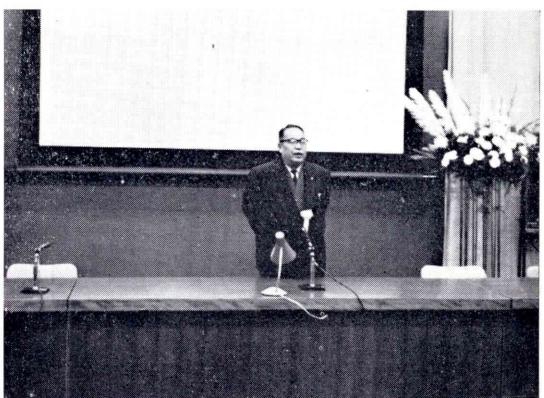
日学歯総会



会場風景



会議場内風景



京歯会長挨拶



工場見場風景

大 会 会 場



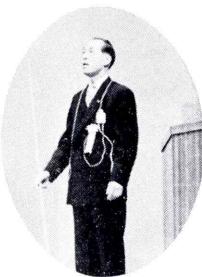
開 会 式



表 彰 式



中原 日歯 会長 祝辭



研 究

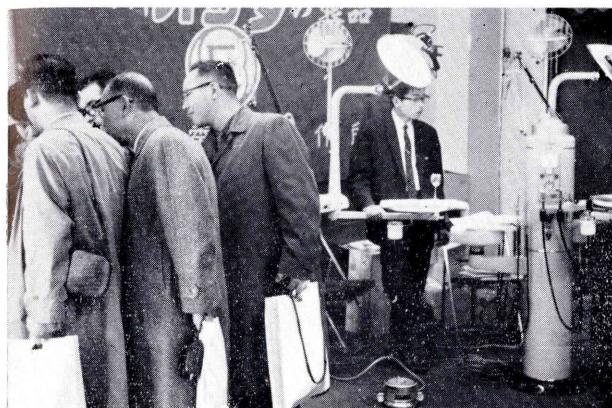


特 別 講 演

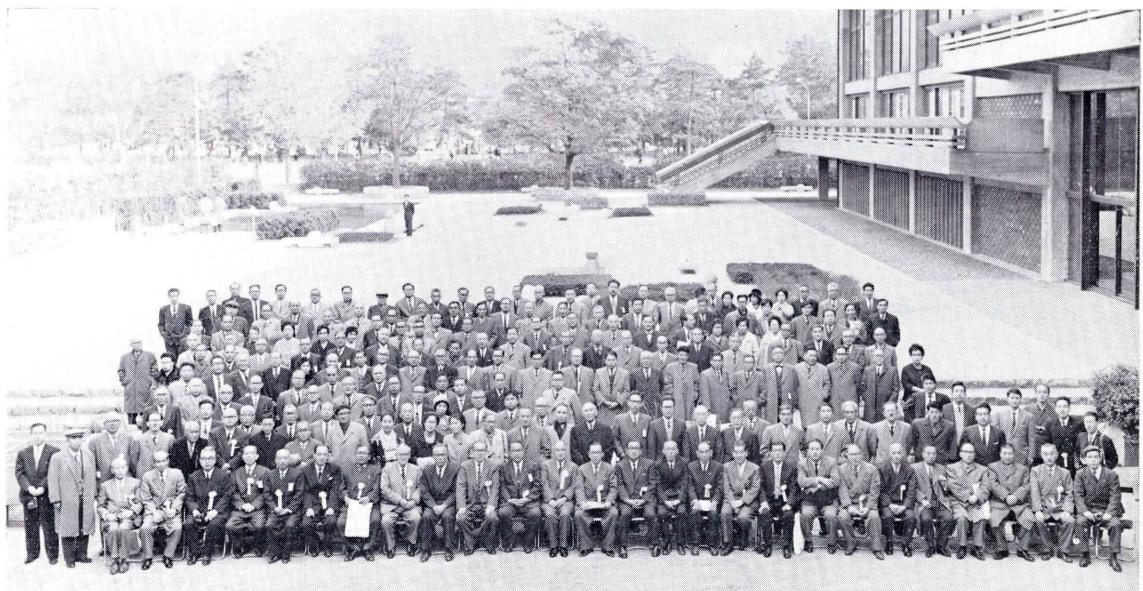


レクリエーション：バレー「歯の女神」

展示会場



発表



京都会中庭にて記念撮影

大 会 当 夜 懇 親 会 (都 ホ テ ル に て)



学 校 視 察 と 觀 光



う歯予防と弗素の服用について

小山一（京都）

今次大戦中及び戦後に見られた学童のう歯罹患の著しい低下も、今や戦前を遙かに上廻る高い罹患率を示してきている。

昔から色々なう歯予防法がいわれているがいずれも公衆衛生学的に満足な結果を示すには至っていない。

さて、弗素によるう歯予防の研究は大戦前から米国で行なわれ、戦後我が国においても学術的、臨床的に急速な進歩発展を遂げている。

ここで弗素を用いた予防法を大きく分類すると次の二つの方法に分けることができると思える。即ち、

第一は局所、即ち歯牙の表面に適用する方法である。これは歯牙の表面から弗素イオンを含んだ水溶液を作らせしめ、歯質磷酸カルシウムの表層の部の一部を弗化磷酸カルシウムとして対酸抵抗を賦与せしめるのである。

- これには、
1. 弗化物水溶液の塗布
 2. 歯磨剤への混入
 3. 含嗽剤への混入

等の方法がある。

第二には、弗化物を内服して弗素を腸管より体内に吸収して歯牙に沈着させ、う歯抵抗を得させるものである。

- これには、
1. 学校給食への添加
 2. 錠剤への混入
 3. 飲料水、牛乳、食塩等への混入

等の方法がある。

これ等の内で最も適した方法としては、W.H.O.の専門委員会でも認めているように、上水道の弗素化であって、歯牙形成期の極く初期よりその影響を与えることが

できる。

1946年米国の Newburgh, Grand Rapid 両市で 1.0 p.p.M. の濃度で初めて上水道に弗素が投入せられて以来、今や世界各国で行なわれているが、我が国においても米国に次いで1952年より京都市の山科地区上水道において 0.6 p.p.M. の濃度で開始され今年で満10年を経過したわけである。その間対照地区としての修学院地区との比較の結果、約30%の予防効果を認めている。又新たな斑状歯の発生もなかった。

現在京都以外の地でも弗素化を希望する所が現れているが、ここで問題となるのは投入する弗素の量である。即ち弗素の慢性中毒の初期の症状としての斑状歯が発生せず、しかもう歯の発生を予防し得る弗素の量を決定することである。弗素の量と斑状歯の関係は、個人差はもとより、その地方の気温、湿度、飲料水の性質や生活様式、食物の種類等によって甚だしく異なるので、これを食物中の弗素量、飲料水量等の要素に細分して公式的に決定することは大変むつかしいことであるが、いずれにしても以上の諸条件を充分考察の上、その量を決定すべきであると考える。

討論概要

この件については、丹羽輝男氏（東京都）より追加提案があり、京都山科（弗素化地帯）修学院（非弗素化地帯）の調査結果にもとづいて、種々協議がなされた。特に白濁白斑様歯牙についての問題点が討議される。

この間、京都大学教授美濃口玄氏から適切な指導助言があって、歯牙う歯と弗素の関連が熱心に話し合われ、参会者の参考に供せられた。

砂糖の消費量と歯の発生について

（京都市小学校児童第一大臼歯のう歯発病と砂糖消費量に関する研究）

小池 弘（京都）

近代におけるう歯の著しい罹患には砂糖消費が大きな影響を与えていていることは明らかであり、う歯の予防には砂糖消費の作用機序を明らかにし、しかる後にそれに対応した方法を講すべきであると考える。

砂糖消費がう歯発病と関係の深いことは従来の業績で明らかであるが、砂糖消費が主として歯牙の形式時期に影響するものであるのか、あるいは主として歯牙萌出後に影響するものであるか明らかでなかった。この点を明

らかにしなければう蝕予防の研究方向も明らかにすることができない。

Toverud, Sognnaes 等は第1次、第2次大戦の戦前戦後を通じて各国から集めたう蝕罹患者率、1人平均う歯数算から砂糖消費量が低下して4～5年後にう蝕罹患者が低下し、砂糖消費量が増加して4～5年後にう蝕罹患者が増加することを認め、砂糖消費は主として歯牙形成期に影響するのではないかという説にかたむいている。

これに対し竹内は、このような研究の場合には1個の歯牙を単位として一定期間内の発病率で観察すべきであるとの見解に立ち、東京都旧区内の小学校児童について研究し、砂糖消費は主として歯牙萌出後に強く影響するものであるという新しい見解を示した。また高橋は同一資料について量的な関係を示した。

余はこれらの点を異なった対象について解説せんとし、余の所属する京都市朱雀第八を始めとして、生祥、富有、鏡山、立誠、醒泉、附属、桃山、春日、明倫、中立、音羽、京極、日彰、上京中学校（小学校時代）の14校の小学校の学徒歯牙検査票を用いて研究を行なった。

資料は大正13年度生れ、すなわち昭和6年度入学児童から昭和21年度生れ、すなわち、昭和28年度入学に至る男子5,519名、女子5,034名、合計10,553名の児童の小学校第1学年から6学年までの学徒歯牙検査票から上下左右の第二大臼歯を用いた。

砂糖消費量については、竹内、高橋の場合と同様に日本製糖工業会編集の砂糖年鑑からわが国の1人当たり年間平均消費量を用いた。

う蝕発病率の追求は主として出生年度同一の群のCohort別に行なった。年間う蝕発病率の算出は6才時の検査から7才時の検査に至る1年間のう蝕発病歯数を7才時の健全歯数で除した数を100倍した。

Cohort別のう蝕年間発病率と、国民1人当たり砂糖消費量との関係をみると、う蝕発病がただちに増加するこ

と、すなわち第一大臼歯の年間う蝕発病率と国民1人当たり年間砂糖消費量とは、時間的に密接であることが本資料においても認められた。

次に第一大臼歯のう蝕発病は、発病に対する砂糖消費量が強く影響を与えているかを知るため、各Cohort別の第一大臼歯年間う蝕発病率に対応する年間砂糖消費量を第一大臼歯の形成期に相当する0～5才の累積砂糖消費量と萌出後の時期であるう蝕発病当年、1年前の年間砂糖消費量について相互の関係の強さを相関比μであらわした。その結果歯牙形成期間の累積砂糖消費量と年間う蝕発病率との相関が認められなかった。

第一大臼歯のう蝕発病の当年、1年前、2年前の年間砂糖消費量と6～11才平均う蝕発病率の相関比は上顎では、ほぼ0.6, 0.6, 0.5であり、下顎では0.8, 0.8, 0.7であった。

すなわち、う蝕発病はう蝕発病当年の砂糖消費量、又は1年前の砂糖消費量に大きく影響されていることを明らかにした。

第一大臼歯のう蝕発病率との関係は、半対数グラフではほぼ直線的であった。すなわち砂糖消費量の増加と直線的にう蝕発病率が増加することが認められた。

討論概要

本件については、丹羽輝男氏（東京都）から重ねて昨年（昭36年度）公衆衛生学会総会における岩手医大田中領三氏の「ひえ食地域の児童のう蝕罹患率の動向」研究発表中に、児童のう蝕の少ないある村に小さな菓子屋ができるところから、う蝕罹患が急増した実態について興味ある内容が追加提案される。なお、日学歯理事長竹内光春氏より、砂糖消費量とKariesとの関連について綿密な調査統計にもとづいた指導助言があった。また参会者よりは真摯な質疑が続いてこうした面の討議がすすんだ。

校内処置の諸問題について

（京都市における校内治療の実態調査について）

後藤富治（京都）

- | | |
|--|--|
| 1. 校内において治療を実施しているものは、回答のあった204校のうち、
(1) 校内に設備をもって実施しているもの 13校
(2) 設備はないが、巡回診療によって実施するもの 23校 | 2. 料金についてどんな方法をとっているか
(1) 無料で行なっているもの 25校
(2) 材料費として一歯100円程度徴収するもの 10校
(3) 健康保険を利用するもの 1校 |
| 3. 批判の声 | |

(1) たいへん喜んで感謝されている	25校
(2) C ₁ , C ₂ だけでなく C ₃ に対しても処置してほしい	2校
(3) 小数だが充填したものがとれる	2校
(4) 校内治療は無料で行なうべきである	1校
(5) 設備の充実と施術の慎重を望む	1校
(6) 保護者は無関心である	1校
(7) 回答なし	4校

4. 問題点

- (1) 環境その他立地条件により、一様に律することはできないが、家庭において、自主的に早期治療を指導すべきであるが、学校における歯の検査の結果、その処置を家庭に対し、度々通知して治療を促しても実施しないものに対しては、校内において実施すべきであろう。
- (2) 家庭に早期治療の実施を促しても、実現しない理由は何か、時間、経済、環境、経済観念等、追究して対策を講すべきである。
- (3) 現在の医療事情は、保険診療による患者の激増で時間的に余裕がなく、学校歯科医も学校において校内治療を実施することが困難である。
- (4) さりとて、学校歯科医の実施は、いうべくして行ない得ない客観状勢にかんがみ、今後は歯科衛生士の合理的な活用によって突破口を見出すべきである。
- (5) さらに C₁に対する処置に対し、文部省では予防処置といい、厚生省では治療と断する、この見解の相違に対し、判然とした指示を行なうべきである。
- (6) 料金の問題については、
 - (1) 無料で行なうのを原則とするが
 - (2) 現在の実情は、材料費として実費を徴収しているところが少なくない。
 - (3) さらに一部には、社会保険による請求が行なわれているが、これは違法である。これに対し、法を改正して一定の規格を設け、この規格に適応した校内施設を有するものに対しては、地方長官より医療機関としての認可を得て、法に基づいて社会保険による診療を実施することができれば完全に解決する。これこそ一石二鳥というべきである。
- (7) ただ、ここに考えなければならないのは、あまりに功利にあせって打算的に処理した場合、学校歯科

医としての本来の使命と本質を失うことになる恐れがある点である。

討論概要

このことについては長年の懸案であるだけに、それぞれの立場から熱心に討論がなされた。すなわち校内処置の是非をめぐって、いろいろな角度から論議の焦点がしほられた。

その主なるものを拾ってみると、おおよそ次のとおりである。

- ・ 学校保健法中の「学校においては…疾病の予防処置を行ない……」云々とあるが、この予防処置に問題がある。すなわち、このことから校内治療という問題がおこるのであって、その見解自体が明確でない。
- ・ (1) 歯牙の清掃
- ・ (2) 要抜去乳歯の抜去
- ・ (3) 鍍銀法
- ・ (4) 初期う歯のアマルガム充填

従来これら四つのことが予防処理と考えられ、実施されていたところもあった。この問題については各地区の実情に応じて処理すればよい。実施に伴う問題は、また別個に考えればよい。

- ・ アマルガム充填、要抜去は保険の点数にあげられている。これは予防処置ではなく、明らかに治療行為である。
- ・ 予防処置は教育活動の一環として考えるべきである。う触があれば早く直すということを子どもに教育すべきである。う歯を少なくするのは学校歯科医のみの問題ではない。全社会の協力態勢において解決して行くべきである。
- ・ 校内処置は明らかに治療である。治療所でないところで校内処置をやってもよいということをどう解釈するのか。この問題について文部省と厚生省の話し合いはどうか。

以上のような主旨の論議が重ねているうちに、京都会館閉館時間が迫ってきたので、鳩議長より日学歯の方でも、この問題について2~3日でも徹底的に議論しようということであったので、この際日学歯の方へ強くこのことを要望しようではないか。そのためには、日学歯において特別委員会を設ける等して、進展解決の方向をたどって行くよう要望決議しようではないか。なお、この決議案を明日の大会において検討してもらったらどうか――。

以上の提案にもとづいて、満場一致の拍手のうちに採択され、前日集会討論研究会の幕がおろされた。

大 会 第 一 日

—11月23日(金)—

・●● 開会式・表彰式 ●●・

(9.10~10.00 AM)

		—司会—	京都市学校歯科医会	和	田	正	治
	・開式前奏	京都市立上京中学校		普	ラス	バ	ンド
1. 開会宣言	言	大会副会長	鈴木脩	ス	バ	ン	ド
2. 国歌齊唱	唱	(京都市立上京中学校)	クラ	ブ	ス	バ	ンド
3. 開会の辞	辞	大会々長	上野勇	ク	ラ	ス	バ
4. 挨拶	拶	大会名誉会長	向井喜男	ス	バ	ン	ド
5. 祝	辞	文部大臣	荒木万寿夫	ク	ラ	ス	バ
		厚生大臣	西村英一	ス	バ	ン	ド
		京都府知事	蜷川虎三	ク	ラ	ス	バ
		京都市長	高山義三	ス	バ	ン	ド
		日本歯科医師会長	中原実	ク	ラ	ス	バ
6. 表彰							
	(1) 奥村賞授賞						
	(2) 全日本よい歯の学校表彰						
7. 閉式宣言		大会副会長	柏井郁三郎				



今日もまた秋晴の好天で、いわゆる大会日和というふさわしかった。会場周辺にある黄ばんだ銀杏の樹々の間からは、錦織に彩られた東山の峰々が浮んで見え、遠来の客に京旅情を偲んでいただくに充分かのようであった。

開会二時間も前から、次々に集って来る役員連によって、大会準備は整えられていき、会場入口数十米にわたって、受付がブロック毎に設けられ、女医会や市内学校から応援に來た養護教諭の方々など女性軍がずらりとい並んだ様子はまさに壯觀であり、大会雰囲気も次第に盛上がっていった。

定刻前ともなると、ぞくぞくと大会参加者がつめかけ、にわかに忙しい活況を呈するようになってきた。受付を終った参会者は会場へ入って行く人、あるいはロビ

ーや場外で久闊を述べ合う人々で満ちあふれていた。

『間もなく開会式でございます。……』と場内アナウンサーの声がマイクを伝わって来る。開会時刻はいくらか遅れたが、まだぞくぞくと参会者が受付にやってくる。

会場は二千人以上も収容できる京都会館の大ホール。朱色のシートには参会者がい並び、天井には音響効果をあげる半のような格好のものがずらりとはり廻らされている。

ファンファーレの合図と共に正面の大綾帳が静かにまき上げられ愈々開会式がはじまった。

○開会式

壇上には、正面右に来賓、向かって左には大会役員がい並び、中央の日の丸がライトに映えて極めて印象的であった。会場を圧する大拍手がなり静まると共に和田大

会事務局長の司会によって式は進行していった。

1. 開会宣言 大会副会長 鈴木 優
鈴木大会副会長が登壇、力強く第26回全国大会の開会が宣せられた。

2. 国歌齊唱
全員起立とともに本市上京中学校生徒プラスバンドの前奏につづいて「君が代」が齊唱され、終ると場内はしんとして手を打ったような静けさにかえった。

3. 開会の辞 大会々長 上野 勇
上野大会々長正面に立って、第26回全国大会の開催を京都でお受けしたところ、北は北海道、南は鹿児島に至るまで全国各地から千有余名にのぼる参加をうると共に地元関係団体から絶大な協力をえて盛大裡に本大会を開催することができたことは極めて喜びとする旨の感激的な言葉にはじまり、満場の大拍手と相まって大会雰囲気は絶頂に達したかの感があった。

4. 挨拶 大会名誉会長 向井 喜男
向井日学歯会長から、本期大会が地元京都の上野会長以下関係者の並々ならぬ努力によって、かくも盛大に開催される運びになったことを感謝し、今後全国学校歯科医が一致協力して学童歯科に邁進したい旨の挨拶があった。

5. 祝辞
ひきつづいて、次のように祝辞が述べられた。

(1) 文部大臣 荒木万寿夫
代理として、文部省高橋学校保健課長より大臣の祝辞が読み上げられ、現下の学校保健ことに学童う歯の増加よりみて、益々学校歯科医諸氏のご奮励を期待する旨の祝辞があった。

(2) 厚生大臣 西村 英一
(3) 京都府知事 蟹川 虎三

(4) 京都市長 高山 義三

(5) 日歯会長 中原 実

中原日歯会長からは、日歯においてもこれだけの大会と団結をみることはできがたいことであり、全国歯科大会に敬意を表する旨などがこんこんと述べられて祝辞が漸く終りを告げた。

○表彰式

開会式にひきつづいて表彰式がとり行われ、本年度の奥村賞と全国よい歯の学校表彰が受賞された。

1. 選考経過 審査委員長 竹内 光春
竹内審査委員長より、選考経過として、本年度の奥村賞には立派な業績が粒ぞろいに集まり、慎重なる審査の結果つぎのとおり同賞と同賞推薦之記の表彰を行う旨が発表された。

2. 表彰

奥村賞基金管理委員会 福島秀策

(1) 奥村賞受賞 香川県琴平小学校（別項参照）
(2) 奥村賞推薦之記

京都市学校歯科医会 代表 上野 勇
東京都高橋一夫

福岡県学校歯科医会（別項参照）

(3) 全日本よい歯の学校表彰受賞（別項参照）
湯浅泰仁氏の審査経過報告があつて、向井日学歯会長より、小学校651校、中学校176校のよい歯の学校に受賞された。

代表 京都市立嵯峨小学校

校長 斎藤 一夫

3. 答辞

奥村賞受賞者及び全日本よい歯の学校表彰受賞代表より、それぞれ受賞に対するお礼と今後益々う歯予防に尽力したい旨の答辞があり、表彰式を終わった。

・●● 講演・研究協議・その他 ●●・

1. 研究発表（第一部 AM10.00～11.00・第二部 PM 1.00～2.20）

学校歯科保健に関する研究、う歯予防対策についての研究等の今日的な課題を中心にして、発表希望申込み者によって研究発表が行われた。

発表時間は8分間とした。

発表者

京都市洛陽高等学校 加藤 準太郎

大阪市学校歯科医会 平岡 昌夫

横浜市学校歯科医会 棚原 悠紀田郎	尼崎市武庫小学校 遠藤 フジエ
京都市学校歯科医会 滝野 英二	京都市学校歯科医会 後藤 宮治
青森市学校歯科医会 梅原 彰	〃 太田 義郎
〃 長内 秀夫	京都市養護教育研究会 鈴木 吉
〃 久保内 健太郎	兵庫県学校歯科医会 足立 維
〃 熊谷 淳	岸和田市学校歯科医会 石川 岩
青森市立橋本小学校 平井 政雄	
東京都麻布学校歯科医会 弘田 仁哉	飯田 嘉一 鳴神 輝 加藤 邦雄
佐藤 日出夫	保坂 利之 松原 信隆 関根 由紀
松山 正芳	

2. 特別講演 (11.00~12.00 AM)

・演題 「歯科衛生、特に学校歯科医の活動について」

3. 京都大学医学部教授 医学博士 西尾 雅七

4. バレエ (12.00~12.20 PM) 「歯の女神」 有馬バレエ団

4. 協議会 (2.40~4.00 PM)

協議会については、提案申込みの各協議題にもとづいて行ない、本大会の意義の大きな目標の一つとして、全国学校歯科医の盛りあがる力をここに結集し、当面する現今の諸問題の解決について熱心に協議し、当局および関係方面への要望をすることになった。

提案者

京都学校歯科医会 東 勇
大阪学校歯科医会 平岡 昌夫
名古屋学校歯科医会 長屋 弘
東京都中野区学校歯科医会 高橋 乃武雄

熊本学校歯科医会 栄原 義人
富山学校歯科医会 坪田 忠一
東京都学校歯科医会 亀沢 シズエ

~~~~~ 研究発表第一部 ~~~~

富田氏を座長に午前の部の研究発表が開始されたが、多少時間の遅延により京都市（加藤氏）の発表は第2部に移された。

1. 大阪市におけるう歯予防対策について

(大阪市 平岡氏)

〔要旨〕

- (1) 予防面
 - ・歯ブラシ訓練による全市幼稚園、小学校の歯の清掃と歯についての衛生思想の涵養
 - ・「ハリス学童ガム」による口腔内清掃と咀嚼の必要性の涵養
 - ・歯科衛生士による学校巡回指導
- (2) 治療面
 - ・3年回の治療勧告並に受診票の発行とその集計
 - ・フィル分けによる校内処置と校外治療の実施
 - ・要保護児童生徒対策の治療の枠の拡大

(3) PRの面

- ・組織活動の推進
- ・日歯、日学歯「よい歯の学校」表彰への参加
- ・大阪市よい歯の小中学校の表彰と、よい歯及び全治療の小中学校児童生徒の表彰

2. 横浜市における歯科衛生士の学校巡回によるう歯予防対策について

(横浜市 棚原氏)

〔要旨〕

- ・学校歯科推進に当り、学校歯科医の補助員を導入できれば更に効果をあげ得ると信じ、全予算の約70%を投じ歯科衛生士による学校巡回の試みを行なった。
- ・現在はその結果を基礎として計画を充実し、更に市の助成金、参加校の拠出金及び学校歯科医会の補助金によって横浜市学校歯科保健推進会という団体をつくり運営をはかっている。

3. 歯の検査と早期治療対策について

(尼崎市 遠藤氏)

〔要旨〕

- ・健康診断は学年初めの大きな行事となっているが、慣例的なくくり返しに終わりがちで教育的効果はあまり上がってない
- ・歯牙検査が如何に歯牙保健に役立っているかを調べた
- ・各学年別在籍数とう歯保有児童数
- ・各学年別う歯保有児童の治療率
- ・治療の動機
- ・無料治療券の使用状況
- ・治療と家庭環境の関係（職業・教養経済状況等）

- ・治療の時期とう歯数との関係
- ・治療に対する心理的抵抗
- ・以上の調査から早期治療をはばむものとして
- ・現在の教育課程における歯牙に対する指導の軽視
- ・「治療施設の不足」が考えられ
- ・教育課程の改善
- ・C₁程度の学校での治療
- ・治療についての実践を通しての理解がまたれる

以上三氏より、それぞれ熱のこもった発表が展開され、その一つ一つに会衆は多大の感銘を覚えた。これといった質疑もなく、又時間も切迫したため、予定されていた休憩時間もかつあいして直ちに次の特別講演に入った。

（別項参照）



西尾教授の特別講演は学校保健法第7条を引き合いに、切々とうったえる先生の話に感銘深く耳をかたむけた会衆の万雷の拍手に送られて講師は降壇、続いて、ステージいっぱいにくり広げられた小池弘氏原作によるバレエ「歯の女神」、有馬バレエ団による熱演を鑑賞して午前の予定を終わり昼の休みに入る。

この間に、記念撮影、展示会等行なわれた。



~~~~~研究発表第2部~~~~~

鳩氏を座長に午後の部の研究発表会に移る

1. う歯予防に取材した歌詞及び作曲について

(京都市 後藤氏)

〔要旨〕

京都市学童う歯予防実践愛唱歌

「お日さまうけて光ったね」

作詞 京都市立一橋小学校6年 若松登美子

作曲 京都市立鏡山小学校6年 千田 敬子

・鏡山小学校児童合唱団による発表

・作詞者の入選感想文の朗読発表

・これが児童に愛唱されることにより、う歯予防に対する関心を深めることを期待するものである。

・従来実施してきた標語の募集に比し、深みがあり、すぐれた点が多く認められ、音楽教育面と保健衛生面に二重の効果が期待し得るものと信ずる。

2. 本校におけるう歯予防対策とその実践

(京都市 加藤氏)

〔要旨〕

- ・昭和26年より始められ本年で12年目になる本校におけるう歯予防対策の中から
 - (1) 校内う歯予防処置実施9カ年の実態
 - (2) 昭和36年度う歯に対する事後措置の状況
 - (3) う歯処置最近か3年の状況（全国、本市、他校と対比して）
- 等のデーターにもとづき、予防処置或いは治療等事後措置の徹底を期している
- ・本校のう歯予防処置施設は、その殆どがP.T.A.よりの援助によって出来たもので、この点珍らしいケースである。

3. 本校におけるう歯対策について

(青森市 久保内氏)

〔要旨〕

- ・昭和36年度における歯牙の実態、年間処置状況、及び過去5年間における処置状況の推移の報告をもとに
- ・校外治療へ導くための一段階として、高度う歯への進行阻止の面からも、校内処置が甚だ重要であること。

- ・歯を大切にする生活態度、その実践の場は家庭であり、家庭の教育が一そく必要である。今後そのPRに重点をおくことも考慮せねばならない。
- ・う歯対策においては、短時日にその成果を期することはできない。従って以上の事項を重点に、今後更に一そく強力に実施していかなければならない。

4. 校内処置実施上の諸問題

(京都市 太田氏)

〔要旨〕

- ・マンネリズムにおらうことなく、強力な事後措置対策を講じねばならないと痛感し、5か年計画で高学年から手がけてきたが、ここに地域社会や学校の熱心な協力のもとに校内処置の実現が目の目を見るに至った。
- ・昭和37年夏休み前には87%の処置率を見、担任、PTA等からの啓蒙と相まって家庭の協力、関心の高まりが得られた。
- ・これが「よい歯の学校表彰」受賞にもつながり、又最近では適正な慣行料金以上の報酬をといった謝意の申し出もいただくようになり光栄に思い喜びにたえない。

5. 学童・生徒の口腔衛生状態について

(兵庫県 足立氏)

〔要旨〕

- ・対全う歯処置率は1学年より増学年的に漸次上昇し、中学入学を境に急増
- ・C₁保有率は全般的に増学年的に減少し中学入学頃より減少度が大となる
- ・これには、C₁のC₂ C₃への増悪と、年令的な自律的保健管理による処置率の上昇の二つの要素が考えられる。
- ・C₂保有率は全般的に変化が少ない。これは処置歯への移行と、C₃への移行が増学年的に多くなるためと思われる。
- ・C₃においては1年より6年まで増加し以後若干減少の傾向が認められる
- ・C₄は各学年とも大差なく同じ保有率となってい。これはC₃からC₄への移行と、抜歯との割合が同程度であるからと考えられる。

6. 園児・学童の累年的う歯進行歯数の報告

(岸和田市 石川氏)

〔要旨〕

- ・最近予防医学の発展に伴い早期発見早期処置の

呼ばれている今日、罹患率の最も多い幼児期学童期において提唱されているう歯半減運動の一端として、臨床的長期研究の第一回報告として、次の3点について個人別に調査し、2年間の集計を試みた。

・即ち

- (1) 学童期並に幼児期被検者を一定期間毎に一定の歯牙についてのう歯の進行状態
 - (2) 各歯牙毎に新生したう歯の罹患数
 - (3) 各検査毎におけるう歯に罹患しなかった歯数並にう歯の程度の進行しなかった歯数についてである。
- ・う歯罹患率は各う歯程度の分離別に各検査毎累年的に増加の傾向が見られた
 - ・う歯罹患歯の進行状態は全般的に累年的に増大する傾向がある。
 - ・各検査時にう歯進行を見ない者の歯数率も同様で、各検査毎の新生のう歯歯率においても増加の傾向が見られた

7. 東京都麻布地区の学童生徒による下顎前歯部の異常について

(東京都 弘田氏)

〔要旨〕

- ・学童のう歯対策のほかに、かねてからデーターを持ちより充実していた学童の口腔診査時にしばしば見受けられる口腔内の異常、特に歯牙の異常問題、その第1報として下顎前歯部の異常について興味ある知見を得た。
- ・調査は永久歯を対象としたため、小学校5年生以上とし低学年を除いた。
- ・これにより歯数不足の出現状況、歯数不足の部位、歯数不足の際の上顎切歯との関係、歯数不足時の歯牙の間げき乳歯残存部位と出現、癒合歯の出現状況、矮小歯の出現状況、また歯数過剰についての興味ある結果が得られた。

8. 健康教育とよい習慣

——よい習慣とう歯との関係——

(京都市 瀧野氏)

〔要旨〕

- ・小川小学校が準日本一(昭27)日本一(昭28)健康優良学校として表彰を受けた当時は30%であったう歯保有率が、年々増加し70%近くまで上昇してきたのが動機となって7年間の連続行事となつた。
- ・この切実な願いは、う歯保有率の減少とともに

に、先に制定された京都市民憲章にもあるように、学童によい風習、習慣を、たとえ一つなりとも身につけることが出来ればとの願いも兼ねている。

- ・この目的から昭和31年度入園児をモデルとして歯牙の清掃操作を教え、同時に検査を実施、学童には健康手帳項目中に清掃検査成績表を新設、記入し年6回の連絡を通して家庭の協力をもうながした。
- ・現在においては4が平均点、即ちどの子どもも真白な歯をして笑っている。
- ・又この期間中の種々の記録により、清掃度の向上と歯牙う蝕保有率との間には、多少ではあるが注目すべき数値がうかがわれる。

以上、実演、図表、スライド等を使っての貴重な発表が、次々と展開され時が立つのも忘れがち、続いて質疑応答に入った。

——質 疑 答 応——

問 う歯対策は低学年ほど大事な事と思われるが、6年を特に対象とした理由<希望>足立氏以下の方へ、興味深い研究なのでフルレポートとして発表してほしい

(横浜市 柳原氏)

答 初年度6年を対象としたのは学校長の依頼により新設された医療施設を卒業生から先ずということで、次年度からは全学年に及ぼしている

(京都市 太田氏)

問 (1) 校内処置と校外処置の割合

(2) 進行歯数の処置歯の取りあつかい

(3) 4度区分について

(東京都 丹羽氏)

答 (1) 校外処置は20%程度、これは同業者等の関係でそれ以上申し上げにくい

(京都市 太田氏)

(2) 処置歯は全部除外している

(岸和田市 石川氏)

(3) 歯石のついているものは皆2以下

(京都市 滝野氏)

以上熱心な質疑応答がくりひろげられたが時間の関係で打ち切り、休憩に入る。

~~~~~報告・協議~~~~~

議長団選出 京都 神奈川 山形 日学歯

議長団挨拶

④前回の協議会の結果報告

日学歯会誌参照 報告省略

◎総会報告

役員選出の結果、向井現会長の留任決定満場一致了承さる

〔協議題 1〕

学校保健委員会の普及促進とその活用について
(京都市 東氏)

〔結 論〕

名目的には半数以上設置されているが、現状では大半が閉店休業の形で、都市において特に低調と思われる。

被表彰学校で連盟を結成している所もある、希望があればそうしたグループへの加盟や、代表の参観等望ましい。

学校保健活動を押し進めるべく学校保健委員会へ各自が取り組み、日学歯のご配慮とも合わせこれが普及促進をはかろう。

〔協議題 2〕

学校建築規格に洗口施設の基準を設けるよう要望する

(熊本県 栗原氏)

〔結 論〕

学校歯科衛生の基本的条件であり、その施設を通して学校でそれを使い身につけ更に家庭に及ぼす意味において全面的に賛成、日学歯を通じて関係各方面に強く要望しよう。

〔協議題 3〕

う歯予防法の制定を要望する

(大阪市 平岡氏)

〔結 論〕

予防法としての飲料水の弗素化については政治的にも大きな問題であるから、学会からデーターを取りそろえて働きかけければ、その実現も比較的容易なことではないだろうか。

ただ「う歯予防法」では、あまりにも広範囲であるから、調査も必要であり、予算のうらづけもあり、対象もはっきりしなければならない。従って心から希望する法律ではあるが、今しばらくその実現を目指して研究の時間が必要である。

〔協議題 4〕

口腔診査用機器を国庫にて半額補助されるよう要望する。

(大阪市 平岡氏)

〔結 論〕

歯の健康診断用の機器と字句を訂正し能率の上からも、ぜひこのことが実現のはこびになるよう本会

の名において強く働きかけてもらう。

〔協議題 5〕

養護教諭の免許状取得に際し学校歯科科目を取得すべき単位として加えられるよう要望する。

(富山県 坪田氏)

〔結 論〕

科目や単位ということになると時間的なうらづけも要る。1単位程度とも考えられるが、これには種々問題があるので、日学歯の方でよく研究討議し、提案の主旨が充分盛りこまれるようにする。

〔協議題 6〕

学校歯科医としての適正な処置、特に妥当な報酬の基準額について

(名古屋市 長屋氏)

〔結 論〕

前回の6大都市学校保健協議会歯科医師部会においても満場一致で取り上げられた問題で、単に6大市にとどまらず全国的な本大会においてもこれに賛同し、算定基準並にその進め方に同調して夫々算定して日学歯の方へ連絡、処遇の向上をかちとて学校保健活動を更に力強くおし進めていこう。

〔協議題 7〕

学校保健法第7条の中で「予防処置を行ない、または治療を指示し」ということがあるが、歯科の領域においてどのように運営したらよいか。

(東京都 亀沢氏)

〔協議題 7〕

昭和7年文部省が、高知県知事に出した覚え書きが、未だ学校保健法7条の予防処置にC₁, C₂のアマ充終末処置を含めるとする見解の、速やかな廃棄を要望する。

(東京都 高橋氏)

——以上一括提案——

〔結 論〕

内容が複雑であり、昨日の前日委員会でも討議された「校内処置の諸問題について」からの結論的な見解を鳴氏より発言早急に特別委員会を設けて日学歯へ決議文を出し、問題解決に適正な努力をするということに満場一致で賛成。

協議中次の大会宣言を上野会長より発表され、満場賛成拍手にてこれを採択した、以上で研究協議会を有意義に終わり、閉会式に移る。

~~~~~大会宣言~~~~~

われわれは児童生徒の能力を高めるためのう歯半減運動を展開して7年、その成果の表われつつあることを認めた。この際全国の学校歯科医は一致協力して学校保健の分野を確立し、相互協調の学校保健機構を認識し、いっそ教育目標の達成にまい進することをここに宣言する。

・●●閉会式●●・

(PM 4.00~4.20)

1. 閉会の辞

大会副会長 高井栄之亮

2. 次年度開催県挨拶

山形県歯科医師会長 栗田権三郎

3. 記念鐘引継

大会副会長 北川正夫

4. 閉会宣言

————◇————◇————

高井氏より閉会の辞に続き、次期開催地山形県よりの挨拶があり、"大会の鐘"が上野会長より向井会長へ、そして、向井会長より山形県栗田会長へと受け渡された。北川氏の閉会宣言で、うち出される"大会の鐘"の音と共に、京の底冷え身にしみる中に展開された大会第一日の京都会館における予定をとどこおりなく終了し、夕やみ迫る京の町を送迎バスに分乗一路懇親会場へと移動をはじめた。

————◇————◇————

・●●懇親会●●・

(PM 5.30~6.30)

会場 都ホテル (京都市東山区三条蹴上)

・挨拶 ・祝辞 ・乾杯 ・万歳三唱

~~~~~懇親会盛況記~~~~~

11月23日午後4時……京都会館第1ホールにおける大会が盛況裡に予定通りに終了し、会員はバスに分乗して懇親会場東山の麓・都ホテルに向う。

秋の日は暮れるに早く、暮色漸く迫って平安神宮の朱の大鳥居が絵の様に浮んで、精靈迎えの大文字で知られた如意ヶ嶽が穏かな姿を見せている。

会場には、北は北海道……南は九州と文字通り全国津々浦々から参集した会員が場に溢れ、その数千名の多きに達し、場内に入れぬ会員は廊下に立ち尽くす有様で、携帯品を預けることも出来ぬ物凄い状況で、ホテルの係員も手の施し様もなく、ただあきれるばかり。ホテル創立以来始めての記録との事であった。

定刻、会員は満場花に包まれた宴会場に入り、純白の覆いに清潔な感じのテーブルを囲んで立食の宴会に入る。

まず上野会長壇上に巨軀を現し、満場の怒濤の拍手に迎えられ、感激に面を輝して挨拶をなし、益川愛知県歯科医師会長の手で乾杯が行なわれ、祝杯を高くかざして歓声大いにあがる、この時高山京都市長が東京の全国市長会議にその会長として出席中の多忙な身を飛行機で帰洛し、休む間もなく会場にかけつけて、感激の内に歓迎

の挨拶を行ない、参会者も感動して万雷の拍手がわき起って感激のルツボがたぎりにたぎるのであった。

満場を埋めつくす会員の間を縫って、美女の群れがサービスを行ない、バンドの演奏に場内の雰囲気は一層高潮し、肩をたたいて久濁を述べ、感激の手を握る会員の和かな情景が随所に見られ、舞台では祇園名妓の絢爛たる舞踊が演出され、銀燭ゆらぐ金屏風を背景にかざす銀扇はさす手引く手も美しく、可憐な舞妓がダラリの帯も艶かに京の四季を舞い納める頃には満場うっとりと京情緒にひたり、恍惚として次々と演じる京舞の真髓に触れてビールの満を引き歎を尽くして名残りを惜しみつつ、バンドの演奏する「螢の光り」に送られて散会するのであった。

晩秋の夜空は美しく晴れて、静かに眠る東山の上に半弦の月がいぶし銀の様にかがやき、静寂の夜風は感激にほてた頬を快くなでて、それぞれの宿舎に急ぐ会員は、送迎のバスに心よくゆられて、次回開催地山形での再会を約して散って行くのであった。

(後藤記)

展示会の記

歯科材料薬品の展示のため京都市公会堂を会場として使用した。本大会場京都会館に隣接して京都らしき堂々たる建物にて、階上階下共に使用、二階の一部に食堂を充当せるも猶充分に余地があった。本公会堂は屢々各種学会場に使用せられしため、電力使用の制限、配電関係の設備、運搬自動車出入等についても無理なく好都合で

あった。特に今回は近畿歯科用品商協同組合京都支部長井上弥市氏、森田歯科商店支配人田中一郎氏、臨床歯科社津下敏夫氏に万事一任して準備をすすめ、各商社の場所決めも御委せした。一方全国学校歯科医大会準備委員長上野勇より日本商工会議所会頭宛に依頼書を発送した。当初特定女学校歯科医の集りと考えられ案じられた

が、前述の井上、田中、津下三氏を始め京都歯科材料商組合員の方々の並々ならぬ努力によることが多い。特に下記の各社の御協力を得て予想以上の成果を得た。厚く紙上を通じ御礼を申述べたい。

森田製作所・堀口製作所・三木化学工業・ムツミ株式会社・ニューシャパンデンタル・日進歯材研究所・本多レントゲン製作所・城精歯科商会・フジミ歯科工業・中島歯科医療器・亀水化学・吉田製作所・而至化学工業・日本歯研工業・朝日レントゲン・松月陶歯・モント歯科合金・龍華歯科商店・三倉工業・大栄歯科産業・帝国歯科電気・矢田化学工業・内外歯材KK・長田電気製作所・三菱金属工業・ナルコーム製作所・白水貿易・星盛堂医療器・日本歯科神綴・昭和薬工KK・日東石膏KK・セルミン化学工業・森田商店・明切化学KK・ヤヨイ商店（以上出品展示）

コトブキデンタルKK・日本歯科薬品KK・ライオン粧薬・竹内化学工業・森下仁丹KK・阪神技術研究所・シオノギサンスター・ミガキKK・旭電業KK・藤沢薬品工業KK・昭和歯研工業・岡田海藻工業KK・金原商店・赤井商店・京都銘菓・（サンプル提供）

会場二階の一部に食堂を設置せるため食堂への行き帰りに、ついでに展示を見ていただくようにせるためか入場者は予想以上に多く京都歯科材料店組合にて準備せる各商社より提供の土産品1200ヶも午前中で無くなり、会場入口に受付と土産品渡し所を設け、券引換にて組合員方の労をわざらわした。その外、京都名産品販売所を受付の反対側に設け直接各地への郵送の便を計らせた。

食堂は二階の一部に椅子を300用意し湯茶接待を考慮して、昼食はサンドウイッチと牛乳を食券と交換にて医会の先生方の御協力をおねがいした。

大 会 第 二 日

—11月24日（土）—

●● 教育視察および観光 ●●

~~~~~ A コ ー ス ~~~~~

大会会場（京都会館）出発（AM 8.30）—（バス）→朱雀第八小学校視察—（バス）→金閣寺—（バス）→八瀬・大原（三千院・寂光院）—（バス）→比叡山ドライブウェー・延暦寺—（バス）→比叡山国際観光ホテル泊（PM 4.30）→………11月25日（日）AM 9.00解散・途中、大原女が接待と写真愛好者のためにモデルとなって興味を添える。

~~~~~ B コ ー ス ~~~~~

京都駅出発（AM 8.28）—（汽車）→保津峡駅着（AM 9.06）—（徒歩）→落合乗船・保津峡くだり（船）→嵐山着（AM 10.10）—（バス）→嵯峨野小学校視察—（バス）→大覚寺大沢池を経て→高雄—（バス）→嵐山對嵐坊旅館泊（PM 4.30）→………11月25日（日）AM 9.30解散

・旅館対嵐坊で、郷土芸術六斎念仏を観賞する。



----A コース八瀬・大原方面隨行記----

11月24日、晩秋の空が青く高くすみわたって実に美しい。錦に輝やく山々に囲まれた京洛の学校歯科モデル校と観光古都のワビとサビを誇る洛北の地を訪ね歩いたコースを紹介しよう。

北は北海道から南は奄美大島に至る全国各地より参加したわれわれの一一行約200人が観光バス4台で、洛西の住宅街にある朱雀第八小学校の校門をくぐったのは午前9時。同校育友会や婦人会、先生方が待ちかねて温かく迎えて下さる。講堂へ案内され京都独特の冷え方が身にしみたが、茶菓の接待を受けたころには、ノドにうるお

いを感じて思わずホッとする。教頭の司会により小谷校長から丁重な歓迎の挨拶があり、ついで三代にわたり育友会長をつとめ、同校が誇る洗口場実現に努力した小池同校歯科医の挨拶があつて、スライドでテープコーダーの解説をそえながら、学校保健のあゆみと同校う歯予防対策の進め方が約15分間に亘り興味深い説明があつた。その後、校内の参観として各教室や校下が内部設備170万円そっくりを寄附してつくられた給食調理室、そして、これまた父兄の浄財50万円余による見事な洗口場をみて一驚。そこには80個のカランがずらりとならび、その前の鏡が一枚ずつ取りつけられた実に立派なもの。沢



田保健主事の指導で1クラスがリズミカルに元気いっぱいの顔をうつして正しい歯磨き訓練をした。そのままはまさに“歯は健康の見える窓”といわれる明るい息吹きが感ぜられた。一行もカメラ、8mmを集中しつづけていた。また総工費1,600万円の半額を地元で負担した堂々たる校庭と300万円の浄財によるプールを見て感嘆しながら同校に別れをつげ、観光バスで約10分北進すれば、もう金色さん然たる天下の名勝鹿苑寺（金閣寺）に着いた。

臨済宗相国寺派別格本山で、応永元年足利義満はこの地の勝景を愛して住宅と仏寺を折衷した楼閣建築の粹である。昭和25年心ない一雲水が放火して焼失したが、さる30年10月に再建された、いわゆる昭和金閣だが、その庭園美と調和した優美さは豪華ななかにも一抹の簡素清寂な禅宗的精神がただよってその見事さに一行はただ感嘆するばかり。かくして一路洛北の地へとバスが走る。

京都の主流鴨川にそそぐ高野川にそって、けんらんたる錦模様を織りなす北山を縫うように進み平家物語の大原御幸、寂光院に到着したのは昼も間近かだった。建礼門院が、この地にかくれた“思いきや深山の奥に住いして雲井の月をよそに見んとは”と詠嘆した文字通りわびしい天台宗延暦寺派の尼寺。本尊の八尺余におよぶ地蔵菩薩立像（室町）や脇壇に女院の像などを拝観し、堂前

の汀の池や向い山翠黛山のなど、しっとりと露をふくんだ紅葉が照りはえる、その自然美は平家物語ならではの印象として忘れ得ない光景であった。ついで三千院の前を通って天台宗延暦寺の別院で慈覚大師の開創と伝えられる勝林院で、洛北の風物詩として全国に有名な大原女たちの接待を受けながら昼食をとる。

午後は大原女をカメラ、8mmにおさめながら三千院の門をくぐった。号を円融院と称し天台宗延暦寺の別院で伝教大師の建立になり、代々の法親王が住持した天台門跡の一つである。重要文化財で藤原時代の作といわれる住生極楽院本堂、涙の桜がある江戸初期の庭園など、見るもの聞くもの一つ一つが日本歴史の一コマとなって感興の連続だった。

こうして大原の里を南下し近代的なドライブウェーを走りながら比叡山延暦寺へと向う。その途中、車窓には日本史の巨大な遺産である京都の夕景を眼下に見た美しさも書きわされることのできない素晴らしさ。比叡山頂の森林に厳然とそびえる大ガラン——これこそ天台宗の総本山、延暦寺である。

延暦7年伝教大師の開創になり、円・密・禪・戒の四大法灯を掲げ、平安城鬼門に地をしめて170余年に渡りわが国宗教界に君臨した巨刹。法然、親鸞、日蓮等の傑僧がここから世にでて諸宗を興したことは、あまりにも有名。国宝の根本中堂をはじめ31年10月に焼失して仮堂の大講堂など、日本仏教の精粹を目のあたり拝観して清澄な神気が身を包み、洛北観光のしめくくりにふさわしいありがたさを痛感させられた。

こうして京都の意義ある観察観光を終えて帰途につき、一行の内110人が比叡山観光ホテルに分宿し残る全員も二条城前の京都国際ホテルで古都の夢を結び、翌朝それぞれ次期山形大会にて再会を約して解散した。

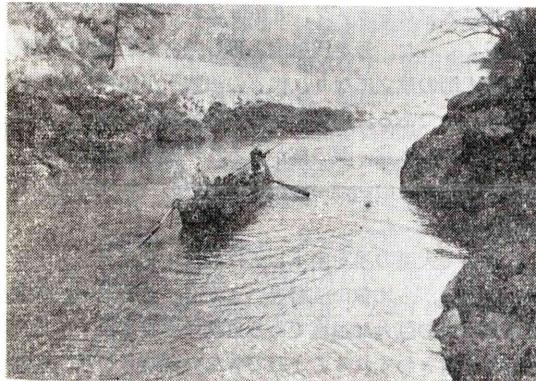
（H・K記）

~~~Bコース嵐山・高雄方面隨行記~~~

11月24日午前8時28分の列車にて京都駅発、東京の向井、亀沢、関口、渡部、横浜の榎原、富塚、長野の鮎沢、富山の坪田の斯界長老の諸先生を始め40名の各地の先生方が車中和かに談笑のうちに9時6分保津峡に着いた。朝霧に煙って墨絵の様に浮ぶ丹波山々の姿と清流岩を噛んで流れる保津川の勝景に見惚れつつ保津峡の釣橋を渡り、清滝川の合流する落合に出てせきの遊船に分乗して保津川を下る。

乗船場の前に屹立する巨岩は書籍岩と称せられ巨大な岩石の重疊する様が書籍を積み重ねたように見られるところからこの名称が出たもので矢のように下る遊船は、船頭の棹さばきも見事に巨岩の間を縫って奔流を乗り越

える度に船底が水底の岩石にふれて「ギギ」と無気味な音を立て跳ね上る水しぶきの洗礼を受けつつ、蛙岩、蓮華岩等の奇岩に目を見張る。横笛が滝口入道に心を寄せ思いの達せず世をはかなんで身を投じたと伝えられる千鳥ヶ淵を経て嵐山の渡月橋に着船上陸し、バスにて視察校である嵯峨野小学校に着く。



校医の高寄先生に導かれ講堂に入りPTAの方々に迎えられて小憩後、斎藤校長、合田学校保健課長の挨拶があつて可憐な児童のリズムバンドとPTAのお母さん方のコーラスが遠来の客の旅情を慰め、統いて校庭で行なわれた歯磨き体操を見学する。橋井先生の指揮のもとに一糸乱れぬ見事な体操と音楽に合せての行進に参観者を喜ばせ、保健室、給食室、洗口場を見学して学校と家庭が固く手を握って児童の保健教育に邁進する心温る実状をさまざまと身をもって知ることの出来た喜びにひたりつつ、手を振って送る職員の方々やPTAの皆さんに送られて、10時40分高雄に向う。

沿道の物さびた民家の風情に京都らしさを味わいつつ12時50分槇尾の西明寺に着き昼食を取る。境内の紅葉は赤く燃えて苔むした鐘楼の屋根に散る紅葉がひらひらと舞い、眼下に見る清滝川の清流は血の様に赤い紅葉の一

ひら二ひらを浮べて、静かに流れて行くこの閑寂の味はここならではとしみじみ感じ入るのである。昼食後川沿いに高雄に歩を進め、朱塗りの絵のような橋を渡って茶店の並ぶ神護寺への登り口より引き返えして再びバスにて大覚寺へ向う。

14時55分大覚寺に着き、宝物と庭園の拝観を行なう。古幾真言宗の大本山で今から1000余年前に、嵯峨上皇の離宮を寺に改められたもので、水蓮の浮く古松に包まれた庭湖と名づけられる。池の廻りのたたずまいは、その昔龍頭鶴首の船を浮べ詩歌の管絃の調べに興じ茶の湯を楽しみ中秋の名月を賞でた大宮人の姿を思い起して、時の流れのはげしさを思い転々感慨を催すのであった。

大納言藤原公任の

滝の音は絶えて久しうなりぬれど

名こそ流れてなほ聞えけれ

の歌で有名な名古会の滝はこの池の北にあって今にその跡が残されている。

庭に並ぶ嵯峨菊の可憐な姿に名残りを惜しみつつここを辞し、15時15分西芳寺に着く。

ここは苔寺として親しまれ庭園は夢窓国師の作で上部、下部の二庭に劃せられ、上部庭園は枯山水で、龍淵水、坐禅石を配し、下部庭園は中心に心字型の黄金池を穿ち、景石を配して南北の池岸に潭北、湘南の二亭を配し、湘南亭は国宝に指定され維新の元勲岩倉公が陰棲した所である。再びバスを返して16時15分嵐山の勝景を一望に収める対嵐坊に投宿。

一浴後浴衣に寛いで、郷土芸術として名の知れた六斎踊りを観賞しその熱演に魅されてヤンヤの拍手を送る。

大広間に於ける懇親会の席上では酒杯の巡るにつれて歓声湧きお国自慢の民謡や踊りが披露されて歓尽きず時の経つのを忘れて懇親を深め、再び遇う日を約し名残りを惜しみつつ散会するのであった。

(後藤記)

参 加 者 名 簿

(順不同)

北海道	13名	郎藏一弘男薰夫三三子人子要名夫郎一也子澄よ庸彰郎夫淳名郎治名修磨夫郎登名憲子三世郎名正名二郎子名三領	芳陽雄隆紀雄雄栄夫彦義六交藏郎雄雄忠郎郎信二雄栄よう義次長) 阪紀恭篤雄子子知彦一晃行致夫夫雄郎寿吉昇一
青森県	3名	三忠愛長和賢次和義蓉弘晃市英靜孝美智正	正秀邦信由卯鐘忠章長彦要恭一信宗芳彰重正武幾ち尚義夫(徳)夫由幸明昌照一尚喜敏裕武正輝四清浅武
岩手県	12名	島崎田原縣池藤谷貫田澤宮黒半相馬小斎細綿葉岸榎岩玉	山藤藤原根田挽田野口島宅木辺石木橋永木場井鳥鳥中中江江山山根根上口村東森下保上奈奈野田山井岡田川辺
宮城県	4名	上田田田田林口田井江尾井口	杉佐加松閔前地永今穂伴三三鉢渡武鈴大松高大荒似似田田入入森森閔閔井閔中平印大山中井朝朝森窪加陸村島小戸
福島県	5名	都京亀閔河中渡鈴印鈴柴大小入岡山島名清久	芳喜春夫美吉古一松ナ治旭子輔策躬豊子夫則二一子一つ誠也男栄男晴夫治一晋憲郎衛決正清昭雄昌徹三吉雄一明
栃木県	6名	都都知斎栗島高県石丸石新大	(夫人利広清石正慶忠武金ミ利照林正英幹時武一正剛多喜み徹鶴文満和卓信愛一作義芳良芳房義和隆
群馬県	18名	4名	辺越原口山井上田岡田木西倉熊川野壁山間野山本本江江田中川中木屋取田田寺田井口田濃上崎橋山藤木北辺林戸大笠山小石川松鶴木木松河笠生石間真手咲那丸塚塚堀堀真田市田鈴森脇梶森室西小岩穂池美村岩高青半新高渡栗
千葉県	239名	4名	く子子子子登るゑ佐吉3乃定喜富正親と健秀2次万精5護昭六正照省利又一研虎幸要
東京都	5名	4名	き茂つち真政あ千ス正律福勇義篤織彷信忠道文源和正武恭莊外正俊貞一定保善芳皓貞孝順秀仁嘉
山形県	5名	4名	野井木本川野橋口瀬瀬坂川川藤川井中上田西原藤原浦我川林松藤藤下堺田口田水木文川塚田松辺田神田
福井県	5名	4名	久永鈴山中新大穂成赤森祓遠吉荒田三西小森菅後野三釜荒小小佐林遠安木小浜溝浜清春星元市大上兼渡閔弘鳴飯

夫郎一郎成郎譲男の松郎雄郎也郎三男哉郎郎名治彦雄雄り名馬六雄名治夫春豊郎を夫郎藏夫騰藏久治光一俊彦繁行吉澄夫三
二太喜治一郎久え佐す末正太貞良徳悦和節京武忠武英吉みど久369太万正順忠茂三み昌松平一増義耕信鬼徳輝敏兼凡良
田中藤野高松松村井村居場田本野本野郷土田沢崎口口上岡田下田田本熊本田岡野橋田井中田田村下川口口村林谷辺田
多田古岡大尾尾奥今北藤饗井山岡相中本安西和歌山県小川川川井県奈良今伯岡阪藤篠杉鈴塚上平浜高西野村藏岸榎武長山山川平矢渡安
奈良今伯岡阪藤篠杉鈴塚上平浜高西野村藏岸榎武長山山川平矢渡安

愛	賀田田	久	利子	15	の
	賀田田	野	名郎	よ	の
	賀田田	尾屋本	良郎	よ	の
	賀田田	田川川野谷本田	彦弘	よ	の
	賀田田	幡村塚妻村比藤本	友磨也郎	よ	の
岐	岐	岐	雄	よ	の
	岐	岐	哉	よ	の
	岐	岐	茂	よ	の
	岐	岐	纓	よ	の
新	新	新	己	よ	の
	新	新	名茂子	よ	の
	新	新	良勤	よ	の
	新	新	登郎	よ	の
	新	新	男志	よ	の
石	石	石	名郎子	よ	の
	石	石	男屋	よ	の
	石	石	名清	よ	の
	石	石	啓	よ	の
富	富	富	名一光	よ	の
	富	富	一之志枝	よ	の
	富	富	名二德	よ	の
	富	富	名治	よ	の
	富	富	起	よ	の
	富	富	夫介	よ	の
	富	富	久勉	よ	の
	富	富	弘夫	よ	の
福	福	福	み正	よ	の
	福	福	まさ	よ	の
	福	福	15	よ	の
	福	福	四	よ	の
	福	福	太	よ	の
	福	福	三哲英	よ	の
	福	福	好銀	よ	の
	福	福	徳敏芳	よ	の
	福	福	勘時	よ	の
	福	福	清克	よ	の
	福	福	政貞	よ	の
	福	福	伍敏弘	よ	の
	福	福	十ム善幸	よ	の
	福	福	2	よ	の
	福	福	忠茂憲	よ	の
	福	福	正清美	よ	の
	福	福	28	よ	の
	福	福	英慶	よ	の
	福	福	清清	よ	の
	福	福	一昭竹	よ	の
	福	福	忠一	よ	の
滋	滋	滋	滋	よ	の

茂子三豊子夫夫江進篤隆夫郎名男仁る春雄男之策実吉茂長名信鏡夫清郎作備昇造浩達健男好雄代馬子博勇雄正ルネ子子三二
恭悌芳武治久 12 喜泰か光俊輝重周 賢 課 54 幸文作 麗玲真 真 道音光夏竜清智 締信ハヨ道照昌健
岡 井会 川下 嘉 所藤森橋堀 井浅浅内口羽城川原村田 松橋木木勢井村内沢沢沢原木池池野野書東上崎川橋橋田岸
藤橘照松橘小山原城遠中高高 学向湯湯竹野丹結石中市山関 川谷植大鈴佐能今川毛中滝滝相鈴小小小小水伊井山柳高高岡根原
奈

雄豊郎裕義吉行郎美吉利教寿式雄一光三郎ミ治明子ヨミ勝純治郎裕子子男明淳ヲ男重也史吉啓郎司之孝一郎郎博孝昌弘澄代太
力 蔵 友愈俊福一虎武達 英隆正英新フ孝 藤キフ重義房ニ悦和和 ミ幸隆光敏由勝三鎗正英善嗣次 真純真八代
広本原井崎橋坪田本野越水島津瀬路原田田宮本藤上良辺川本村江山村野島梶川川山田木中口谷田本田田沢野川川砂下口下河
末森三三伊折大島橋深塚清飯高山淡大千藤丸小山伊井粒河小宮中堀飯木浅中宇大大高村鈴大樋糟下岡相吉海小早中真山樋山老

茂一作男夫春脩雄雄近郎博雄二実次宰昭喜み男勇榮平雄蔵郎雄治美毅光子昭彦良宏勝郎雄成次寛三顯郎郎一亨直彦一男嘉友守秀俊正義源正徳愛貞信信ふ泰量茂力逸文甲正茂茂顯久幸温忠幸定東孝生半一三清正利三寿橋野崎口岡本木瀬川本村塚本野田本下口松野上藤沢端除波西田生原中口口谷田川永井村坪田谷川田田村松木上田田高平宮出北橋鈴岩稻木下大藤平新山山谷吉庄河東林嘉小津美奈今上瓜森林北田堀山高前古松藤木中龜中吉増藤中上鑄井坂石

紹泉丞七一雄勇一敬賀三郎郎郎二雄男三郎弘郎義郎郎雄夫生夫淳三子郎朗一郎郎也一一郎節弘夫男雄美一司路夫夫泉生一太三郎太三郎一義利忠貞進庄貞二進隆俊春正茂綾美四重德龜達新健常英節喜勝鉉精正哲正亮孝

村下田川村池野原本家尾岡井 三家出谷野崎原田辺加田部木原実垣井村辺崎野 田岡山 笹野野池岡林内下藤藤田塚川本田森
中森多長奥菊水河榎新松立柏嶋松森小押小田神種渡苗富坂茨神新西三木渡岩宇 東吉吉中小河高小初小宮山近斎吉平北山友小

貞 11名郎寅雄智德修典雄醇夫名剛昭薰義枝子名護栄八馬次名治名一亘名人尙名市德)名一次介勇治光男直誠博保一也夫登之
佐隆文 隆 正善哲 正 6忠 忠盛千 賢 千靜豐 1正 2修 2義 3与光夫人) 338名
忠敬 清正 3孝 和一武 宏

愛媛	五十崎	井藤本木	田原	田野
	菅長近	政鈴	窪守	小宇
	田	田	田	藤
高知	浜谷	秋小	岡平	田
	岡	宮加	永板	中
福岡	宮	板	田	井井中
長崎	崎	崎	藤井	井中
大分	酒河	井野		
熊本	原一の瀬			
鹿児島	上国料			
	林			
京都	茶田	園中	富野	谷野
	永上	田	烟	部川
	金河	沢	林	田
	高服	田	間	岡
	西若	久	安	
	藤内			
	内佐			
	片光			

時三三郎平エ継磨隆博昭人志輝勉く藏宗名雄甫三名吉治夫隆子名武え子吉治一ミ名行一穂夫ツ名男郎隆夫輔名泰男子多軍鉢淳次敏フ琢磨有高敏さ半正一寿房清夫温晴尙恭み三健尊雅夫人ソ尊貫瑞寿サ一史茂富宗角幸
村達岡田好藤達貝好尾島野寺倉野己野見田代田繁山山川田田村村木岡田田塚本津中芦田藤満屋村川端井
清安石前三遠安須三椋松浜小弓小辰奥里岡山池能梅鳥取倉秋秋小今今島木木木高吉岡岡石根松浅田大半山口加財吉沼西島山川永川
岡山県
鳥取県
広島県
島根県
山口県
徳島県

代夫利市恭雄義吉子栄明男彦浩吉弘郎清秋三一雄雄成武晃衛潤雄春覚糺郎道郎博介巖夫順昌夫夫一名馴通清稔介一二雄示武太十秀郁治義忠為よ春鶴利友佐千榮喜厚竜秀春利正重惣弘敏良孝篤祖良信保憲27良彦信健忠
邊谷島根崎内田 本田守谷村 生林田田津田住田見岡海川田原島見野方藤水川村脇林川野久木川竹渕崎 谷見近
渡梅中山大大中迫迫迫村太留大脇吉平豊浅小角吉石福福岡吉片内光勝柔森鷺寺天加清石中宮若小寺和庫高中八馬石渡万細右
兵庫

郎藏夫哉一雄薰夫子郎郎國夫治吉公郎藏二良夫透郎吉健郎二代の司夫治子涉吾勝正一光知二秋子三正一一
徳芳義秀誠英喜百憲四光俊清敬正司仁正行幹國宇浩賢加あ賢利雄博清外惟善良英義な慎美繁侃
根井野見田藤棒川中籠田尾水国谷谷井岡東田持羽根井井田下倉口塚野岡田岡川宮本田肥上野倉原川西戸
曾今矢浜亀後椋古上茂和牛清小矢矢平吉伊荒行上坂岩赤梅竹沼山大河高山高長雨橋岸土尾澗淺山長新小折

茂子三均晩行男子寛雄郎郎治宏郎勇彦市勲一子人市哉作則淳寿一直茂一進策実也夫郎登馨孝良二誠政郎一一晃亮郎一子実芳
ゑ重り重武美智綾謙雄茂史豊政周惠泰与順好員健正頤近正禎哲恭重泰幸久榮善由幸美
林林辻立橋林村中宅鍋見倉田田鍋世見見下口和辺口田野野井谷田原藤野崎川口江藤崎立川川代野川川崎村田井本根尾木口
藤藤大足小小安田三石吉小上上石久吉高山山田渡山武青磯永中岸木内沢石中谷谷入内山杉天細松淺小富山北吉高藤山飯小瀬山

郎文郎治勇孟雄光邦英文三武澄治吉弥弘光長一男正郎茂巖郎弘孝治明三郎三男一武茂政寿晃雄治三宗夫也夫一代雄雄郎
収尙和作忠長親武英昭真三松信康信政愛未武四長光捷孝弁始郷博真秀一亮順康哲雅正治嘉一勘
沢城川井久浦村田永林野川井山礼井村松村宅村部尾川中畠村谷田葉本本野原永上崎村井河田田勝藤田屋川川
森芳大森吉宗三森三宮今小河長岩上半村田平梅安木服森西古竹高中水富岩若山宮奥松松山林芝嶋安並谷岩秋川内山高中中榎

威司夫男男広雄正一夫仁三郎三二一勝次子男治茂一子弘清清郎助子市男治子イ武愛子久久子子三保茂子里夫晶哉子晃之治隆
見輝忠芳照外嘉繁賢弘藤健武孝克浜敏宮元未能治寅圭与武俊一正正長富好正美静治一悦信正盛
水羽野島宅坂達田山司岡野木井本井村沢松森藤橋谷脇木川瀬田川川木田田山寄田田井岡橋田井内尾添伏川田山村尾田谷
速丹佐高三今伊前小二松牧鈴松有石岡岡平小後石木門鈴溝野奥溝溝畑藤木八小高太福林松稻高山花竹長野田西藤丸下片和竹

● 大会役員・事務局員 ●

名誉会長

向井 喜男 (日本学校歯科医会会長)

名誉副会長

谷口 次郎 (京都府教委教育長)
大橋 俊有 (京都市教委教育長)
浜野 松太郎 (日学歯副会長)
湯浅 泰仁 (日学歯副会長)
穂坂 恒夫 (日学歯副会長)
竹内 光春 (日学歯理事長)

顧問

荒木 万寿夫 (文部大臣)
西村 英一 (厚生大臣)
蜷川 虎三 (京都府知事)
高山 義三 (京都市長)
栗山 重信 (日本学保会長)
高田 喜太郎 (府学保連会長)
金谷 謙一 (市学保理事長)
中原 実 (日歯会長)
佐藤 運雄 (日学歯顧問)
小椋 善男 (日学歯顧問)
河村 弘 (日学歯顧問)
竹中 恒夫 (参議院議員)
鹿島 俊雄 (参議院議員)
中村 英男 (衆議院議員)
岡本 清纏 (日学歯顧問)
長屋 弘 (日学歯顧問)
松原 勉 (日学歯顧問)
池田 明治郎 (日学歯顧問)
山口 周一 (府歯副会長)
堀内 清 (府学歯顧問)
前田 勝 (府歯顧問)

参与

前田 充明 (文部省体育局長)
尾崎 嘉篤 (厚生省医務局長)
高橋 恒三 (文部省学保課長)
中島 秀夫 (府教育次長)
宮谷 仁七 (市教育次長)
新畑 小一郎 松尾 捷三 小西 繁一
大沢 勝人 高津 式 今田 見信

榎原 勇 吉 荒巻 広政 村彦 治人
緒方 終 造 武 下鬼 一 今柄 郎
諫訪 亮 平 石 井 次 木 原 本
菅野 築 築 瀬 真 三 策 一
山川 卵 平 立 花 半 杉 伸
中久保 良 一 向 井 英 子 木
伴 長 義 入 江 義 次 久保
平林 秀 高 湊 田 荣 大
鈴木 鶴 子 森 田 八五郎 保
今井 照 博 猶 吉 神 田
新井 守 三 中 川 市 郎
小川 信 松 下 美 雄 川 村
倉繁 房 吉 山 脇 弘 吉 沢
高木 健 吉 豊 田 進 寿 満
見元 恵喜男 境 荣 亮 上国料
河野 宜 右 近 示 安 達 鮎
中崎 尚 久保内 健太郎

大会会長

上野 勇 (京都府学校歯科医会会長)
(京都市学校歯科医会会長)

大会副会長

鈴木 優 (京都府学校歯科医会副会長)
高井 栄之亮 (京都府学校歯科医会副会長)
後藤 宮治 (京都市学校歯科医会副会長)
柏井 郁三郎 (京都市学校歯科医会副会長)
北川 正夫 (京都府歯科医師会副会長)

大会総務

平井 新司 (京都府教委保健体育課長)
合田 博 (京都市教委学校保健課長)

大会委員

亀沢 シズエ 関口 竜雄 榎原 悠紀田郎
丹羽 輝雄 河越 逸行 山田 茂房
大沢 三武郎 高木 昂 岩間 友雄
梅原 彰 平井 啓二 鮎嘉
坪田 忠一 山幡 繁 平岡 昌夫
宮脇 祖順 清水 孝之介 清村 時
小沢 忠治 富塚 時次郎 中本 徹
塚本 剛一 加藤 栄倉
満岡 文太郎 大塚 稔 結城 重之

吉勝治郎	享栄	孟治文光	一夫吉	一光	三宰介
賢正収			正英	長健	義敬正 健 敬
村田田	松	久口永	田野谷	田村井下富	
市津和森	上林宗出	今森岸矢矢	和	山田松山永	
敏策郎	保勇茂	二雄介子	三茂	三男男喜雄	
時周善源	武徳亮	津美亮	重政	武信重	
川川	村沢	橋本本村尾	藤辻	宅木松地	
小石嶋	下藤東高	有藤中長谷内	大安藤吉菊		
雄徳吾郎	武弘	一涉弘夫	愛治	一治男茂直郎	次
鐘重清東正	三	能哲	茂幸清博	正二徹	
挽部川井	寄池田岡木塚田	田崎国野内木辺川			
地渡長藤高	小坂高鈴平	太上山小奥竹	鏑渡前		

京都府教委
高橋 静二 山本 伊豆子 小林 重道
川戸 茂
京都市教委
竹島 喜造 家村 磐 宇野 又二
田中 シズエ 上田 邦彦

大会事務局
事務局長
和田正治

総務部長
下村 源太郎
(◎印…主, ○印…副)

総務副部長
東 勇 松井 健三

庶務係
◎東 勇 ○藤沢 保 山本 伊豆子
川戸 茂 家村 黙 上田 邦彦
岡 雅次 前川 英子

記録係 ○平塚哲夫○山下　　塞小野進一郎

高	畑	三九	男	泉	路之	昭	隆	男	郎
吉	田	達	達	太郎	宏	正	吉	光	雄
笛	井	喜	也	夫	寿	三	藤	藤	外史
小	山	八	郎	美	三	外	鎌	石	雄
高	島	森	一	夫	史	史	藤	伊	
井	上	佐	男	夫	雄		達		
新	美	斎	彥	夫					
今	坂	八	正	夫					
			広						

会 計 係

◎和田正治 ○前川徹次 竹島喜造
高橋茂竹内道田辺洋二
戸食善穂

写 真 係

◎宗 久 孟 ○木 谷 元 一 名 種 正 明
若 林 博 服 部 孝 直 藤 沢 保
中 山 健 一 富 阪 弘

來賓係

○嶋	善一郎	○平	野	勇茂治
種	貞末信	谷富宮	田	一一治賀威男
古	克貞	東稻	森井	郎
牟	貞幸	新山	谷家	茂孝孝清泰
河	博捷	岩宮	水口	守信
岡	一男治	吉岸	尾井	和保
押	讓次	岸		
石	秀次			
山	三			
奥	次			
富	一			

受付接待係

◎太 溝 小 福 飯 沼 田	田 川 山 田 一 子	愛 圭 エイ 丸 幸 倉 和	○長 門 広 野 上 加 恵	尾 臨 ふ 丸 中 代 美	美津子 子 悅 百合 口 美子	高 平 八 藤 宇治 田	野 浜 田 藤 林 治川 中	コヨ 子 一子 りえ子 愛 美智子
田 溝 川 山 田 一 子	和 恵 美子	要柄マサエ	他 京都市養護教育研究会員					

議 事 係

◎富田 隆雄 ○平野 愛二 滝野 英二
竹内 一郎 友田 亮生 浅倉 茂秋

会員係

◎神原庄一郎	○神原正夫	崎嶇重一	岩渡泰人	岩渡重人	岩渡正夫	岩渡泰人	高寄正武
宇野徳太郎	河原野重与	辺野好之	市淳夫	守中	守中	守中	〃副部長
武美内蔵之助	山口永井	野谷雄正	淳雄	中椋	棒棒	雄達	上松享
磯野員則	永井藤英	守英	守英	椋椋	棒棒	雄安	大原コース係(A)
飛田野誠瑛	後藤利弘	利弘	雄道	安公	安公	安平	○上松芳男
宇古川喜憲	河井喜三	弘正	已	平上	井羽	井羽	三木宅
茂清	喜三夫	正正	公	上赤	井赤	井赤	芳俊
荒水田行	憲郎晋良	幹井待	井夫	井上	井井	井井	夫井
坂根田正	行国三郎	谷行岩	宇佐吉	谷赤	谷赤	谷赤	藤井
坂田正	正直	行岩	浩四郎	兼	兼	兼	坂野田島山達
竹下	正賢	梅田	浩四郎	吉	吉	吉	今佐藤高小伊

設営部々長

森 収 郎
〃 副部長
下 村 晃 小 池

会 場 係

◎小池 弘 ○森 収郎 田中 シズエ
清水 康宏 上小沢 敏一 橋本 清

記念品係

◎太田 愛 ○長尾 美津子 小池 弘
森 収郎 藤井 東次郎 下村 源太郎
懇親会係
◎松井 健三 ○雨宮 勝 ○坂田 三一
橋本 外喜正 岡村 勝 石橋 茂
斎藤 貞二 畑 与 一 溝川 清
長谷川 慎三 野瀬 清 野瀬 晃
奥田 治三郎 平松 浜子 岡沢 克次
石井 孝一

宿會係

◎鈴木脩〇柏井郁三郎高寄正武
上松享下村源太郎

視察觀光部長

高寄正武

“副部長”

上松 享
大原コース係 (A)
○上松 享 ○籠 木 正 直 今 坂 広
三宅 芳男 小池 佐 野 照 輝 三
八木 俊夫 藤井 昭 高 小 島 一
中村 清一 石田 寿 春 美 伊 達
鎌田 隆 森岡 利 美 彦 明
新美 正井 上 春 利 敏 明
速水 威 村 上 春 利 敏 明
大原コース係 (A)
○上松 享 ○籠 木 正 直 今 坂 広
三宅 芳男 小池 佐 野 照 輝 三
八木 俊夫 藤井 昭 高 小 島 一
中村 清一 石田 寿 春 美 伊 達
鎌田 隆 森岡 利 美 彦 明
新美 正井 上 春 利 敏 明
速水 威 村 上 春 利 敏 明

嵐山口二日僕（B）

第26回全国学校歯科医大会決算書 (収入の部)

款	項	予 算	決 算	比 較	
				増	減
1. 会 費	1. 会 費	1,500,000	1,450,000		50,000
2. 協力会費		1,500,000	1,450,000		50,000
		1,100,000	1,097,000		3,000
3. 助成金	1. 日本学校歯科医会	200,000	300,000	100,000	
	2. 日本歯科医師会	300,000	300,000		
	3. 京都府歯科医師会	200,000	100,000		100,000
	4. 京都府市学校歯科医会	200,000	220,000	20,000	
	5. メーカー関係	200,000	177,000		23,000
4. 雑 収 入		400,000	300,000		100,000
	1. 京 都 府	200,000	100,000		100,000
	2. 京 都 市	200,000	200,000		
4. 雑 収 入		200,000	205,040	5,040	
	1. 雜 収 入	200,000	205,040	5,040	
収入合計		3,200,000	3,052,040		147,960

(支出の部)

款	項	予 算	決 算	比 較	
				増	減
1. 会議費	1. 旅 費	150,000	121,451		28,549
		100,000	66,304		33,696
2. 事務費	2. 食 糧 費	50,000	55,147	5,147	
		85,000	56,807		28,193
	1. 旅 費	10,000	2,560		7,440
	2. 貨 金	10,000	7,080		2,920
	3. 消 耗 品	10,000	9,234		766
	4. 食 糧 費	5,000	5,200	200	
3. 大会費	5. 通 信 費	20,000	12,253		7,747
	6. 印 刷 費	30,000	20,480		9,520
		2,805,000	2,765,789		35,211
	1. 貨 金	35,000	33,900		1,100
	2. 会 場 借 上 料	130,000	122,420		7,580
	3. 装 飾 費	50,000	50,940	940	
	4. 印 刷 費	630,000	493,413		136,587
	5. 輸 送 交 通 費	150,000	139,833		10,167
	6. 贈 親 会 費	1,300,000	1,255,105		44,895
	7. 食 糧 費	180,000	189,997	9,997	
4. 学校指導費	8. 記 念 品	200,000	330,000	130,000	
	9. 接 待 費	80,000	76,659		3,341
	10. 反 省 会 費	50,000	77,522	27,522	
5. 雜 費		50,000	60,000	10,000	
	1. 準 備 指 導 費	50,000	60,000	10,000	
6. 予備費		50,000	43,993		6,067
	1. 雜 費	50,000	43,933		6,067
		60,000	0		60,000
支 出 合 計	1. 予 備 費	60,000	0		60,000
		3,200,000	3,052,040		147,960

昭和37年11月23日 京都市において開催いたしました第26回全国学校歯科医大会において、別紙の通り要望することを決議致しましたので、学校歯科衛生振興のため早急に措置せられるよう強く要望いたします。

昭和37年12月21日

日本学校歯科医会長 向井喜男

第26回全国学校歯科医大会議長団

日本学校歯科医会 湯浅泰仁
京都府学校歯科医会 上野勇
神奈川県学校歯科医会連合会 富塚時次郎
山形県歯科医師会学校衛生部 栗田権三郎

要望事項

1. 学校保健委員会の普及と活動を活発ならしめるよう配慮せられたい。

理由 われわれは、学童の齶歯半減運動を提唱して7年、本年は小学校651校、中学校176校の達成校をみるといたり、これらの学校の9割は学校保健委員会を活発に行っている学校であり、如何に学校保健委員会の活動が有用であるかを知ることができた。しかるに大部分の小、中学校では進学問題も動機となって設置されていても、有名無実で開店休業の実状であり、なかには未設置の学校さえもあるので、これが設置並びに活動の促進について適切な措置を講ぜられが必要である。

2. 学校建築に洗口施設の基準を設けるよう要望する。

理由 最近の学童の齶歯急増に対する保健指導の一環として食後直ちに口腔清掃をおこなうことは教育上必要であり、又学校給食にパン食の普及した現在学校給食後ただちに洗口を行うことはきわめて必要であり、すでに熱心に行なわれている学校も稀れではない。しかし給食後、短時間に多数児童が行なうことは大部分の学校では施設の点で不可能である。よって学校建築規格に便所数が規定せられているのに加えて、洗口施設数を加えるよう規定を改正し、かつその設置の位置を各教室の前に分散するなど細部の指導も必要である。

3. 歯の健康診断用機器を国庫にて半額補助されるよう要望する。

理由 口腔診査を行うには口腔内の照度と口腔の位置が適切であることが必要であるにもかかわらず学校の健康診断に際しては、不完全な機器で行なわれているので、口腔照明燈、昇降及び回転可能な椅子、多数の診査用具等を各学校に設置するよう保健室の施設充実について国庫補助をされることが必要である。

4. 養護教諭の免許状取得に際し、歯科衛生の科目と単位を条件に加える等、学校歯科衛生に関する教育を徹底されるよう要望する。

理由 学校保健のうち、学校歯科の問題は今日現場において、もっとも困難な問題となっていることは、全国的な傾向である。又児童生徒に自からの健康上の問題点の発見と処置の学習を行なわせるには、齶歯の問題はきわめて好適の教材である。このような点から専門的技術に携わる養護教諭にじゅうぶんの教育をさしきることは、きわめて必要であるにもかかわらず、免許状取得に際しては、予防医学、栄養、学校保健計画等の科目と単位は設定せられているが、科目の性格上、医師が担当しており、きわめて不徹底な現状である。そこでとりあえず現行の科目内で歯科医師に講議を分担せしめ、すんで独立科目を設けることが必要である。

5. 齶歯予防法の制定を要望する。

理由 各種の疾症に対して予防法が制定せられ、なかも結核、寄生虫等は顕著な効果があらわれている。われわれは学童の齶歯半減運動を推進しつつあるが全国的には、学童の齶歯は野放しに急増しつつある実状で、このままでは学童及び国民の健康に及ぼす影響はまことに憂うべきものがある。よろしく文部省、厚生省においては、齶歯予防に関する法律を制定し、かつ飛躍的な予算を計上し、強力な対策をとることが必要である。

6. 学校歯科医として適正な待遇、特に妥当な報酬の基準額の設定を要望する。

理由 昭和36年に「学校医および学校歯科医等の待遇について」通達せられているが、全国的には格差がはなはだしく、しかも大部分はこの基準よりも低く、かつ学校医との差別も存在するところが少なくない。諸般の事情より、更にこの基準を上げ、かつ学校規模に応する妥当な算定基礎を設定することが必要である。



大 会 を 回 顧 し て

日 時……昭和38年1月21日（月）
場 所……京都府歯科医師会館会議室

出席者 上 野 勇 鈴 木 優 後 藤 宮 治 柏 井 郁 三 郎 嶋 善 一 郎
前 田 勝 和 田 正 治 小 池 弘 森 収 郎 高 寄 正 武
平 塚 哲 夫 東 勇 藤 沢 保
(順不同)



◇忙殺された事前準備と 大会ムードの盛りあがり◇

上 野…本日は多用中をご出席いただきありがとうございます。第26回全国学校歯科医大会を回顧していろいろ話し合いたいと思います。まず事前準備の面から話題を求めて大会準備委員会や事務局の構成は、だいたいうまくいっていたと思うが……どうでしょうか。

ただ、委員委嘱の最初に全体委員会を開き、そこで正式に発足したらよかったです。一部にこうした声があったようですが。

柏 井…しかし網羅主義でよかったです、すべての人が協力的でした。けれども最初の頃は誰が中心なのかわからぬ憾みもあった。（笑）また参議院選挙などの関係で、熱の盛りあがりがすこし遅れた。

小 池…弘報活動がすこし足りなかった。弘報委員を設けて市民にも周知方をはかったらよかったです。なお、新聞記者との接触も保ちたかった。

平 塚…新聞報道の件については、我々の思うとおりのものを弘報するというのは無理ではないか。報道価値の問題、社会的興味度の問題もあって、京都という都市事情からはニュースバリューはない。

上 野…大会案内状や事前要項等の発送に際して、学校歯科医会と事務所が不一致で、書類が宙にまよったりはっておかれていることもあった。この点は一考を要する。

後 藤…大会案内状や事前大会要項・その他申込書等の書類発送ルートをあやまつたという面については、今後の大会運営の場合には考慮すべき問題である。

森 …府市の学校歯科医会・歯科医師会・教育委員

会のすべてが、始めから終りまで一体となって事に当たることが今回の大きな成果の基であったことを、特に強調したい。なお、日歯と日学歯との関連についてはやはり問題があり、これは将来の大きな課題であろう。

嶋 …地方によっては学校歯科医会と歯科医師会とが背反しているところもあるようであるが、京都では一体にならないといけないというので運営に当ってきたが、これは大へんよかったです。

平 塚…女医会の活躍、養護教育研究会の協力等、大へん力強いものが感じられ、大会の成功を支える大きな力であった。

◇新しい試みの前日集会とその収穫◇

上 野…大会に先立って前日集会をもつたことは、今回の新しい試みであったが、このことについてみなさんのご意見をうけたまわりたいと思います。

柏 井…午前中の現地見学（森田・松風工場）は、予定したバスが三台とも満員で、多くの参会者に喜んでもらったし、好評でもあった。商店（工場）側の幹部も大へん力を入れていた。

前 田…京都だったからそういう現地見学ということもできたのでしょうか。

藤 沢…出発間ぎわに2～3人の地もとの方が走ってきてバスに飛びのり、京都の者は今日は関係がないのかといって、またあわてて降りられるなどのエピソードもあって、楽しくもまた有意義であった。（笑）

上 野…午後の討論研究会の方に問題を移したいと思いますが、この点どうでしょうか。

嶋 …討論研究会の議長をおおせつかったが、議論の盛りあがってきたところには、京都会館の閉館時間

が迫り、この点気がかりであった。しかし、これまでの研究集会でも、終了後何も残らないということが多いので、何とか一つでも問題をひっかけておきたいと考えていた。幸い参会者のみなさんから支援をしていただいてありがたかった。特に向井氏の発言中で昔のことをいった点が印象に残っている。すなわち、校内処置も学校歯科医の設置方についても、学校側から問題が出されたのではなくて、学校歯科医会の方から頼んだのがそもそも出発である。今後のあり方としては、時代の流れにそって物事を考えて行くべきではないか。

なお、学校歯科の考え方としては、教育活動であるという点を考えたいと思う。すなわち、う歯は慢性疾患であり、学童に多いということは、保健教育にとっては絶好の資料であるから、これを大いに教育活動に生かして行くべきである。

日学歯の方でも、校内処置の問題については、筋道をたてて考えてもらいたいものである。また、歯科医の公衆衛生の活動というが、どれだけ成果が挙がっているか——これらのことを考えると、学校歯科医の活動に期待するところが大であることを強調しておきたい。

後 藤…厚生省と文部省の見解の相違を如何に解決するかというところに問題がある。各参会者の発言内容にもどこか論旨の合わない微妙なところがある。校内処置の問題にしても、校内処置をやりたくないというほんねを、何とか理由づけたいといった面も感じられる。日学歯における事後処理委員会で結論を出す場合、こちら側の意見を出しておくのもよいのではないか。

嶋 …事後措置をしなければならないということと、校内処置をやるということとの間には距離がある。直ぐに事後措置ということを校内処置に持っていくまでに、教育活動の大きな面があるのではないか。

東 …学校保健法が制定公布されて、従来の刺令その他のものは解消したとみるべきではないか。また、学校保健法にその「予防処置を行ない」とあるが、これの基本的な見解が明確ではない。

嶋 …校内処置をやりたいという人はおそらくないのではないかと思う。やるべきでないという気持でやっているのではないか。なお、文部省と厚生省のこの問題についての了解事項が生きているかどうかという点についてであるが、廃棄していないということであったが、これは前日集会討論研究会での一

つの収穫であったのではないかと思う。

後 藤…校内処置にはいろいろの問題があるが、学校歯科医の使命であると考えたい。

上 野…この問題については複雑な要素を含んでいるので、諸般の角度から検討を加え、日学歯事後処理委員会でじゅうぶん討議のうえ、解決の方向に向ってほしいものである。

◇盛会だった大会当日の表情◇

上 野…大会当日の方に話題を進めたいと思いますが、みなさんのお気づきの点を率直に話していただきたい。まず、受付のことですが、混雑していたところもあったし、遅くまで設置していたようですが。

平 塚…当日申込者がたいへん多かった。特に兵庫、大阪が多く、昼を過ぎている場合もあり、また懇親会だけでも出席したいという人もあったりして、大会要項の調達等に追われた。大会申込みは、絶対当日にしないという大会エチケットを守ってもらわないと、準備事務局泣かせである。

嶋 …当日会費は受付けないと最初にことわっておいたらどうだろか——。

前 田…たいへんよいことだとは思うが、それもなかなかむつかしい問題である。

柏 井…当日会員は全体参加者の1割とみるべきであるのが、だいたいの実情でしょうね。

和 田…京都府関係の方の受付がすこし混雑していたようである。

上 野…会費を前納しないで土産を用意しておけというのはせっしようだね。（笑）

和 田…予納金の一部を払込み、あとは当日の事務処理に困る。予納金・会費等全額納めるということが大会に対するお互の協力であるということを確認したいものである。

上 野…開会式典はおごそかで雰囲気もぐっと高まってたいへんよかったです、各研究発表者・提案者等、終始真剣な態度で大会の成果を盛りあげていたことは感謝にたえない。

森 …展示についても成功であったと思う。各メーカーに学校歯科のある特殊な人しか来ないと思われてはいたが、あれだけたくさんのお出でがあり、たえず人が入れかわり立ちかわり出入りし、これからは大会において必ず多くの歯科医が展示を見てくれるということで、今後に好影響を与えたことであると思う。

前 田…展示場所もよかったです。階上階下と区別してう

まく行っていた。京都会館附近の立地条件をフルにうまく活用できたのがよかったです。

森 …財政面において寄付金による援助をあおがねばならないというとき、その集め方がなかなかむつかしい。十大メーカーに呼びかけることもよいのではないか。しかし、たくさん集まって、たいへん協力してもらったことはうれしいことであった。将来は業者に依存してやるということではなく、大会費でまかなえるのがよいのではないかと思っている。

◆歓談うずまく懇親会◆

上 野…懇親会場のぎわいはたいへんだったね。レクリエーションも見られないし、市長祝辞もよく聞きとれなかった。それに料理がとれない。（笑）

とにかく、あれだけの多人数では椅子席は無理で、立食もやむを得ないものがある。それに立食には立食の良さがあるが、懇親会はその良さが端的に現われていたと思う。

森 …今回のことを参考にして、次の歯科医師会館ヒロウ祝賀のときには、テレビを各部屋に設けて、本会場でないところでも状景がわかるというように考えるのもよいのではないか。

平 塚…料理がとれないという不満はあっても、みなが一堂に会したというところに意義があり、また、盛大な雰囲気を味わうというところにも意味がある。これが懇親会のだいじなところもある。こうした点から、今回の懇親会はたいへん有意義であったと思う。なお、京都の方を横の部屋にほうりこんだので、怒っておられるかも知れないと気がかりであったが……。

森 いや、かえって京都の方がよかったです。（笑）

柏 井…仙台の会長さんやその他、参加のみなさんもたいへん喜んできげんよく帰られた。

上 野…みなさんに喜んでいただいたことは、帰りぎわのみなさんのありがとうという挨拶の中にも強く感じられたし、握手している手がしまいにはシビれてしまった。（笑）

◆熱意の学校観察と旅情をうるおす観光◆

小 池…朱雀第八小学校の観察については、予定どおりスムースに運び、一日の保健生活や歯科保健教育のスライドによる説明や歯磨き訓練を保健主事の先生から指導してもらう等、参加の方にたいへん参考になったことと思っている。これらが全国に普及すればすばらしいことであるし、また喜ばしいことである。特に、学校教育課程の中のどこで歯の磨き方を、誰が教えるのかということを一つのよい指針

であった。なお、学校当局ならびに各先生方のご協力には目頭が熱くなるほどで、感謝にたえない。

柏 井…朱雀第八校には私もおともをさせてもらったが、PTAの方が多く出迎えられ、バス四台で人数も多数であった。小池先生のおしゃべりで、こうした面の教育の熱意がよく覗われた。参加者からは洗口場についての質問が多く出ていた。校門を出る際には感激と感謝の念を禁じ得なかった。

後 藤…嵯峨野小学校の観察については、学校全部が暖かく迎えていたことは感謝のほか何もいうことはない。

校庭での歯ブラシ訓練は一糸乱れず、教室への入場行進も整然としていて教育の成果のほどが偲ばれた。なお、保健室には新しい診療施設や歯の模型があり、学校当局、PTA、高等学校歯科医先生の三者の結びつきがひしひしと感じられた。

高 寄…Bコースでの問題といえば、汽車の時刻がきまっているため、京都駅で遅れたり忘れ物をされたりする方があって気をやきもさせられたことである。汽車を利用する場合にはよほど大会事務局の方で注意しなければならない。

柏 井…Aコースの集合地は京都会館前であって、このことは要項にも明記してあるにかかわらず当日まちがって市役所前に集合された一部の県から不満の声があった。

嶋 二校とも立派な学校であるが、その学校目当てでなく観光先を指定して参加されるのが多いのだから、こうした面への考慮も必要である。例えば、観光地の成り立ちの現地講演を考えてあげるとよいのではないか。

上 野…観光の場合は、そうしたこと必要であるね。観光パンフレットは余り読まないものね。宿泊についてはどうでしたか。

鈴 木…自給自足でやりたいが、どうしても本部の方から援助を得なければならない面もあるので、この点和田会計さんの方へかなり無理をいった。

柏 井…いたれりつくせりのサービスであったと東京の方からの話があった。総体にみなさんに京情緒をじゅうぶん味わっていただいて、喜んでもらったといえる。

小 池…今回の成功の陰には、今は亡き人の力も大いにあずかって力があることを痛感するものである。私どもは代々の人々の業績を継いでできているのであるということを、今回の大会を顧りみて強く感じた。

は が き 回 答 · · · · · 諸 家 (順不同)

- (1) 大会への批判と感想
- (2) 運営将来への希望

伯 田 五 六 (桜井)

- (1) 何等指摘申上る事は無く全く至れり尽せりでした。殊に口腔衛生の童謡は我校で歌わしめて居ります。来る第三学期の保健委員会席上父兄にも聞いてもらうよう予定しています。
- (2) 何もなし

久保内 健太郎 (青森)

- (1) 大会出席者として至れり尽せりで厚く御礼申上ます大変、終始一貫順序よく、役員間の連絡もよくて実に申分ない大会がありました。
- (2) 運営としては何も申上ぐる処ありません。満点です。希望としては、経費が多額に掛ったことと存じますので今後の主催県がまねが出来ないだらうと思います。

松 村 正 澄 (神戸)

- (1) 近年にみない成功に終始したあれだけの盛会をおさめられた準備には想像以上のご苦心のあったこととお察しいたします。
- (2) 諸事万端鮮かな運営ぶり感激と敬意を表します。

中 本 徹 (東京)

- (1) 迂余曲折はありたるも、大会は誠に見事、準備の各々に敬意を表す。ただし前日集会は新しい試みなるも時間と参加人員の点、一考を要する。
- (2) なお都道府県教育委員会の連絡は早目に行ない独走をいましむ。

長 屋 弘 (名古屋)

- (1) 大成功であったと存じます。
- (2) 大会と見学とで会期を二日以内を希望します。

谷 上 利 夫 (神戸)

- (1) 学校巡回(横浜)は神戸でも実施中でいい参考になった。「下顎前歯部の歯痛」の講演はデーターだけでなく発生(先天・後天)後処置等の報告が聞きたかった。

- (2) 運営方法は最近マンネリズムになった感があり、例えれば大会要項に書かれた通り反復するのでは貴重な時間の空費で壇上では研究の方法、地域環境等、附隨事項について話す様短い時間の利用法。

加 藤 栄 (福岡)

- (1) 土地柄は勿論、会場の豪華と完備には全く打たれた。前日集会という企劃は新しくて極めて有効だ。その他のいう事なき大会だったと思う。懇親会は矢張りあの方式より一堂に面々の顔が見える式の方がよい。
- (2) 運営に度々意見が出るが、矢張り從来の形でよいと思う。観光も或程度は加味して旧交と旅情を慰める資したい、ただ大会経費を今より極度に節減する案はないものか、これでは開催引受地がなくなると思う。

湯 浅 泰 仁 (千葉)

- (1) 準備も誠に良く整い、会場の設営も申分ない程立派でした。
- (2) 大会運営も順序よく模範的なものです。どうか偉大なる成果を記録に充分残して下さい。

高 島 一 正 (福島)

- (1) 大会運営見事にて敬服致します。
- (2) 討論の時間を将来は相当時間をかけるべきだと思います。

南 清 治 (滋賀・草津)

- (1) マンネリズム化した大会でなく全国会員の一番欲している点を重点的に考慮され、協議講演会を企画され、今までになき有意義な大会だったと思います。
- (2) 1. 京都大会においてのう蝕の化学予防法(弗素)についてのシンポジューム等、治療より予防面を組入れた催し方を今後の大会に望みます。
2. 役員総会に日歯関係首脳部も必ず列席して頂き近き将来一本化を望みます。

柘 原 義 人 (熊本)

- (1) 日学歯総会と大会との間に前日集会を挿んだ変った

日程は迷惑に思ったが、結果的には、会場の国際会議場の立派さと相俟って「臥龍点青」の効果を挙げ大成功だった。奥村賞受賞者、全日本よい歯の学校名を会場に掲示して欲しかった。特によかったのは、美しいリズムに踊る近代感覚のパレー「歯の女神」で、京都にふさわしかった。観光に、一寸、行かない寂光院など見たのは有難かった。

- (2) 前日集会の焦点であり、且つ多数の希望もあった、「校内歯科治療に関する諸問題」をテーマとした日学歯臨時総会? を企画したらどうだろう。

新井要三(佐野)

- (1) すべてに行届いた配慮がみうけられ、全く申し様ありません。
(2) 運営面においてほんとうに立派であり、担当者に衷心から敬意を表します。

山田茂(小諸)

- (1) 全般的に予定通りに進行した点が最もよかったです。また近来まれな秩序立った会合だと思います。協議題はもっと広範囲にほしかったと思います。(これは開催地の責任ではないのですが、)
(2) 前日集会の討論研究は時間が少ないとろに研究発表めいたものに時間をかけ過ぎて討論時間が大分制限されたようです。問題点の提出は議長にまかせて研究発表めいたものは省略したほうがよかったです。

渡部重徳(東京)

回大会は京都色十分にて京都ならでは出来ない事であると終始感謝して行動しました。

学校歯科もこれを境に前進すべきであると考えます。又出来ると思うものです。

- (1) 運営は誠によかったと思い、ただ来賓中原日歯会長の祝辞だけは頂けぬ内容であった事は中原氏の上に惜しい事です。
(2) 希望としては参加者に今少々発言の機会を要望する事が好ましい。

岸田美乃里(千葉・船橋)

- (1) 各地の大会に参加しまして今回はほんとうになごやかさがあってよかったです。
(2) 関係各位の熱意ある御努力により、立派に開会より終了にいたるまでの運営に敬意を払います。

池田一雄(岡山)

- (1) なし
(2) 日本歯科医師会と合併し一本化(公衆衛生部学校歯科)することを絶対的に希望します。

平井新司(京都)

- (1) 有難う存じます。御苦労様でした。何處での大会もそうなのですが、開会式の参加者が一寸少なかったのを除いて結構でした。「鐘」の持ち廻りと開閉の際の打突は実によい着想だと敬服しています。御苦労が酬いられたと拝察します。
(2) 「パレー」の始まる前後に司会が一寸乱れたのを除いて結構でした。進行の打合わせで主催者との協議を十分細部にわたって行われていたのですが、あれのみが一寸残念でした。参会させて頂いて勉強になりました。

鈴木鶴子(東京)

- (1) 此度は私事、用事の為め、大会当日だけ参加させてもらい前後の重要行事を欠礼して申訳ありません。至らざるなき準備と後の始末迄、細々とお心遣い受けました。流石、大先輩、諸先生の在す京都のこと、非の一点打ち処とてなき当日でした。諸会場諸費用、前後の出版配りもの等々、胸算用ですが莫大な地元の負担費とみできました。
(2) あとを引受ける県では、とてもあの費用では無理ですね、大会費は勿論、配布額の層額も必要でしょう。観光は勿論、これからは観光業者にまかせて心を煩わせない。せめて年一回、全国から参考する同志達は、大会一日は会場にあって、幹事の苦労した諸討論、諸論議を共にすべきです。式後は会場ガラんで情なく見た一人です。大会一日は何等かの方法で場外に出さない工夫を望みます。今後はレクレーションの会に一本筋金を通じていただきたいと思います。

村本明(大阪)

- (1) さすが京都です。すばらしい第26回の全国学校歯科医大会でした。京都会員皆様のお蔭様で大いに勉強になりました感謝申上ます。
(2) 運営は従来通りで結構だと思います。全会員が出席せられる様希望いたします。

浜田剛(高知)

- (1) 一分の時間に狂いなくテキパキと会の進行振りに感心し深く敬意を表します。立派な運営技術でした。

- (2) 前日集会を止めて大会日を二日間として二日間に亘って慎重に多くの議案を研究討議決定したいものです。

小笠原 雄 堂（今治）

大会役員の協力を得て非常に楽しいものになった。

- (1) ヒエイ山ホテルについてすぐ夕食になったが大会役員の方が不在で参加者だけの会食は物足りない気がした。
(2) 会員発表の際のスライドが昨年に比べモタモタした。
(3) 大会開始時間の厳守がしてほしかった。
◎学校視察の際のスライドとテープを出来れば2ヵ月位貸してほしいのですが。

岡 本 清 纓（名古屋）

大変立派な大会で感謝の他ありません。

合 田 博（京都）

- (1) 児童生徒の歯科保健ならびに健康問題について、全国学校歯科医各位のご熱意のほどを、本大会を通じてひしひしと身に感じた次第で、心から深甚な敬意をはらうと共に、誠に学校保健の充実と伸展のうえに心強い限りであった。
(2) 本府市の学校歯科医会歯科医師会の各先生方が、多忙の中をさいて一致協力して大会の運営に当られたご熱意に心をうたれるとともに、大いなる成果を挙げられて、所期の目的を達成されたことは衷心より喜びに堪えない次第である。

平 岡 昌 夫（大阪）

- (1) 非常に御苦心の跡を拝見させて頂きました、感謝しています。
(2) 他人の仕事は批判できますが自らやってみて分ります。

米 田 貞 一（香川）

- (1) 超デラックスの会場であったことが雰囲気を盛上らせ印象深く行届いた計画と運営に感心しました。ただ大京都の歯科医師会館が些かお粗末な感がしました。
(2) 運営については細心な注意のもとに行なわれたことは認めますが総会場が狭く何だか落着かなかった気持がしますが会員各位の努力には敬意を表します。

後 藤 宮 治（京都）

- (1) 1. 天…天候に恵れ秋晴れの好天が続いたこと。
2. 地…平安千年の古都の地山紫水明に恵まれたこと。
3. 人…学校歯科医会と歯科医師会が一致協力して人の和を得たこと=以上の三条件が一致した結果、
予期以上の出来を収め得た事を感謝すると共に殊に教育委員会の絶大の協力に感激を深くするものである。
(2) 1. 運営…出席者が主催地の心労を酌んで大会の在り方に協力すべきである。
2. 希望…今後は金のかからぬ大会を持つべきで実質的な内容のある企画を希うものである。
3. 要結…学校歯科医の使命進出に良心的であるべきである。

第26回全国学校歯科医大会

調査アンケート回答結果集計

京都で開催した第26回全国学校歯科大会では、アンケートの回答を多数得たいという目的から榎原理事と山田理事が入口に終日立って、来会者の一人一人にアンケートを手渡した。こうして得た回答は大会参加者974名中151名で、比較的少なかったが、殆んど全県から回答を得ている。またその数はほぼ各県会員数に比例している点では満足いくものであった。

回答結果は別表のようであるが、その中で日本学校歯科医会の活動はどの点に重点を置くべきかという質問に對して、学校歯科衛生教育の充実強化をあげたものが151名中112名あったことは今後のあり方の方向を指示するものとして注目すべきであろう。

回答総数 151

都道府県(団体)別回答数

青森	1
宮城	1
山形	1
茨城	1
群馬	2
千葉	4
埼玉	6
東京	38
神奈川	12

愛知	1
岐阜	7
新潟	1
長野	3
富山	2
石川	1
福井	2
和歌山	2
奈良	1

京都	9
大阪	6
兵庫	10
岡山	1
島根	1
山口	1
愛媛	4
福岡	2
大分	1

熊本	1
鹿児島	1
全国婦人	1
その他	27
計	151

1. 本大会に出席されたのは次のどれに該当しますか。

- 1 個人として 48
- 2 所属団体の役員として 88
- 3 公務員として 15
- 4 その他の 一

2. 本大会出席に際して旅費、宿泊費などの支給を受けましたか。

- 1 どこからも旅費、宿泊費の支給を受けていない 48
- 2 旅費、宿泊費の支給を受けた

支給したところ	支給金額			その他の		
	1,000円	2,000円	3,000円	5	5,000円より 8,540円まで	
a 都道府県教育委員会	2	—	6	5	5,000円より 8,540円まで	
b 地方公共団体の教育委員会	1	6	7	17	1,500円より 10,000円まで	
c 都道府県学校歯科医会	3	7	6	13	1,500円より 6,000円まで	
d 地方学校歯科医会	4	6	2	10	1,500円より 6,000円まで	
e 都道府県歯科医師会	2	—	5	5	5,000円	
f 地方歯科医師会	—	3	—	—		
g その他の	—	1	2	—		

3. 日本学校歯科医会の活動は、次のどれに重点を置くべきであると考えますか。

- 1 歯科衛生教育の充実強化 112
- 2 むし歯処置率の増加 60
- 3 むし歯予防 49
- 4 会員の待遇改善 62
- 5 その他の 18 (大会の出席者制限をなくしてほしい等)

日本学校歯科医会第9回総会

第9回本会総会は、昭和37年11月21日午後2時、大会前々日、京都府歯科医師会館の2階会議室で開かれた。今回は現役員2年目のひとまとめの時期であり同時に次期役員選挙の総会でもあり所属会員50名毎に1名の各団体代表者合計138名が定刻前に会場一杯に着席、指名点呼が行なわれ、定刻2時に開会が宣せられた。

前回の総会で会則が一部改められかつ会費も増額されたにもかかわらず加盟団体及び会員数も漸次増加し、事業も着実に進展しつつあることがくみとられた。議事についても今後の活動に役立つ活発な建設的な意見がはかれ、原案は可決された。ついで次期役員が現役員の満場一致留任と決定され、4時半閉会された。

以下はその議事録を掲げる。

第9回総会議事録

まず加盟団体の点呼が行なわれ138名の出席を以て総会が成立。湯浅副会長の開会の辞により定刻に開会した。

次いで議長選挙に移り、小沢忠治氏を議長に、後藤宮治氏を副議長、関口篤氏、榎原勇吉氏両氏を議事録署名人に指名する。

向井会長より挨拶の後、会務報告のため竹内理事長登壇。

会務報告

第8回総会の決定に基き役員一同その趣旨達成に努力してきたが、会費増額にもかかわらずその趣旨が了解せられ比較的良好な納入状態であり、会及び会員数も漸次増加し、新規事業も行なわれ、よい歯の学校もかなり増加しつつある。

1 加盟団体

1団体増加し、現在47団体、451名増加、現在9,426名である。

2 各種会合

理事会は昨年11月以来13回、テープ編集委員会23



総会のひとこまー向井会長あいさつ

回、編集委員会5回、文部省との協議2回、W.H.O.RICE博士との協議1回、その他委員会（奥村賞、よい歯の学校、週間、会計など）10回を開催した。

3 25回大会処理。昨年12月文部、厚生省をおとずれ要望書を提出した。

4 岡本前理事長への記念品

3月会長が名古屋へ出向し贈呈した。

5 録音テープサービス

新規事業として、現在までに5本を作製、特報をもって案内した。今までの配布数は、1号（大会ダイジェスト版）8本、2号（大会マザーテープ）3本、3号（講習会）23本、4号（講習会）27本、5号（学校向）278本、計339本で、35府県に及ぶが11県は未だ希望がないので今後も申し越されたい。

6 医事行政

(1) 要望事項の一つが学校保健法施行規則第7条の改正により銀合金インレー、乳抜まで拡大に成功、特報で速報し、会誌で詳報した。

(2) 東京都の学校歯科医手当が年48,000円に増額、特報で速報し、会誌で詳報した。

7 W.H.O.歯科技官 DR. B. RICE

10月25日横浜市本町小学校視察及び協議を行なった。

8 調査

学校歯科医の執務状況調査を行ない、会誌に掲載したが登校回数などあまりよくないので今後の努力を必要とする。

9 特報

新規事業の一つとして特報第一号を会員数の増加及び加盟団体の増加をはかる目的も含めて、5月に3万部印刷し、加盟団体には、会員数の少ない県も多数を、又、未加盟県へも広く配布した。

10 会誌

昨年は120ページであったが本年は134ページの第6号を発行した。

11 よい歯の学校コンクール

本年度から新規に中学校も加えた。小学校651校（応募校659）中学校176校（応募校177）計827校を表彰した。昨年と比べ応募県数（1県に2団体以上あっても1県と数えた）は、10県増加し、34県から応募し、表彰学校数も本年新らたな中学校のほか、小学校は初年度186校、昨年度454校であったが、本年度は651校で昨年度より268校増え、急速に増加しつつある。ただし、小、中学校を通じて1校も表彰を受けない県がなお12県（内6県は未加盟県）あり、次年度の応募が期待される。又本表彰の趣旨から表彰をうけた学校も毎年継続応募授賞されたい。

12 奥村賞

4件推せんされ、香川県仲多度郡琴平町琴平小学校が奥村賞として授賞を決定、他の3件も優秀だったので規定の改正を得て、高橋一夫（東京都）、京都市学校歯科医会、福岡市学校歯科医会に推せんの記を贈ることに決定した。

13 紋章

継続研究中

14 文部省主催講習会

大会と同時開催は行なわれなかつたが、37年度中に東京で開かれる見込みである。

以上の会務報告を異議なく了承した。

会計現況報告

別項現況書により亀沢理事より説明、34、35、36年度分の未納会費を8団体分納入をみることができたと報告。

予算のたて方につき若干の質疑ののち了承した。次いで議事に入る。

議 事

第1号議案 日本学校歯科医会昭和36年度才入才出決算

の承認を求むる件

亀沢理事の説明に引きつづき渡部監事より決算の適正であることを説明し質疑に入る。

鳥取、大阪、神奈川、神戸代表より、過年度会費の増収に努力された労を多とするが、表現の方法を変えるべきであるとの案が出され、亀沢理事より、第2款雑収入、第3項過年度会費とあったものを第1款会費、第2項過年度会費と改め、第2款雑収入、第4項繰越金とあったものを第3款繰越金と改めることとして、本案を了承満場一致可決した。

第2号議案 日本学校歯科医会昭和38年度事業計画案に関する件

第3号議案 日本学校歯科医会昭和38年度歳入歳出予算案に関する件

議長の提案により一括上程する。

第2号議案は竹内理事長、第3号議案は塚本理事より別紙のとおり説明があり質疑に入る。

島根、香川代表より島根県では全員、香川県では会員の90%が加盟しているのに、他県では学校歯科医数に比べ加盟会員数のきわめて少ない県があり、又、会費を数年未納のままにしている県もあるため、県内でも総会で説明に窮している。大県で2、3名しか加盟していない県もあり、会費の高低でなく、学校歯科医は全員入るようすべきであると日学歯の態度について質問あり。

竹内理事長より、この一年間に数年未納県は殆どなくなり、36年度のみの未納県が4県、他に変則的な県が1県あるだけである。会員加盟増加については、特報を未加入者にも配布できよう多数を送付したり努力しているが、なお今後も努力したいので御協力願いたい。

向井会長より、従来個人会員を認めていたが、昨年度から全員加盟制に会則を改正したが、なお以前の惰性が残つている。努力しているので御協力願いたいと補足説明があった。

神戸代表より、よい歯の学校連続5回表彰校に特別なものを与えては如何との質問。

竹内理事長より、表彰の方法や表彰状につき研究しているが、よい案があったら情報をもらいたいと回答

鳥取代表より、本県では初診料をとれないことになっているが如何と質問。

湯浅副会長より、日歯と日学歯とで継続要望している。初診料をとっている県もかなりあると回答。

以上で両案を満場一致可決。

第4号議案 第27回全国学校歯科医大会開催地に関する

件

向井会長より、各地方における折衝の経過を報告、ようやく本総会直前に山形県で引き受けることになったと説明。大分代表の経過、湯浅副会長より詳細な経過説明あり、次期大会は山形県に満場一致可決決定した。

第5号議案 日本学校歯科医会役員改選に関する件

現役員は来年3月を以て任期満了となるので38年度以降2ヶ年間の次期役員を本総会で改選する必要がある旨説明あり。

青森代表より会長以下現役員は誠心誠意会務に努力を傾倒され、本会の前途にやうやく光明を見い出してくれることができたときであり、会長以下全役員の留任を望むことを本県で決定して来た。ぜひとも満場の諸氏の御賛同を願いたいと発言。

満場一致これに賛成、可決され、会長の留任挨拶があつた。

浜野副会長の閉会の辞によりきわめて円滑に総会の全日程を終了した。

資料

文体保第131号
昭和37年5月22日

文部省体育局長
前田充明

学校保健法施行令の一部を改正する 政令の施行について（通達）

このたび、学校保健法施行令（昭和33年政令第174号）の一部が昭和37年5月11日政令第202号をもって別添のとおり改正されました。

については、その概要は下記のとおりでありますので、事務処理上遺憾のないよう願います。

なお、貴管下の市町村関係機関に対し、この趣旨の徹底をはかられるようご配慮を願います。

記

一 地方公共団体が医療に要する費用について必要な援助を行なう疾患の範囲を改めたこと。

(1) 従前の中耳炎にさらに「乳様突起炎を伴なう中耳炎」を含め、中耳炎全般に及ぼしたこと（令第7条第3号）

(2) 従前のう歯にさらに「乳歯のう歯で抜歯により治療できるものおよび永久歯のう歯で銀合金インレーにより治療できるもの」を含めたこと（令第7条第5号）

(3) 回虫病および十二指腸虫病のほかに、さらにぎょう虫病、べん虫病、さなだ虫病、日本住血吸虫病等を加え、寄生虫病（卵保有を含む）全般に及ぼしたこと（令第7条第6号）

二 国の補助の基準となる児童および生徒の被患者の延数の配分方法を改めたこと。

都道府県の教育委員会が市町村に配分する国の補助の基準となる当該都道府県ごとの児童および生徒の被患者の延数は、文部大臣が別表ハおよびニ掲げる算式により算定した児童および生徒の被患者の延数を基準として定めることとしたこと（令第9条第3項）

三 この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の学校保健法施行令第7条第3号、第5号および第6号の規定は、昭和37年4月1日から適用すること。

政令第220号

学校保健法施行令の一部を改正する政令

内閣は、学校保健法（昭和33年法律第56号）第17条及び第18条第3項の規定に基づき、この政令を制定する。

学校保健法施行令（昭和33年政令第174号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「（乳様突起炎を伴わないものに限る。）」を削り、同条第5号中「永久歯のう歯でアマルガム充てんにより」を「乳歯にあっては抜歯により、永久歯にあってはアマルガム充てん又は銀合金インレーによりそれぞれ」に改め、同条第6号を次のように改める。

六 寄生虫病（虫卵保有を含む。）

第9条第3項中「毎年度」の下に「、文部大臣が」を、「被患者の延数を」の下に「基準として各都道府県ごとに定めた児童及び生徒の被患者の延数を」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の学校保健法施行令第7条第3号、第5号及び第6号の規定は、昭和37年4月1日から適用する。

日本学校歯科医会昭和37年度会計現況書

昭和37.11.15現在

取入之部

科 目	取入額	予算額	説 明
会 費	766,550	2,500,000	15加盟団体分 30%
寄 附 金	0	100	
雜 収 入	1,876	4,000	預金利子
過 年 度 会 費	130,000	50,000	8加盟団体分
繰 越 金	250,965	100	昭和36年度よりの繰越金
計	1,149,391	2,554,200	44%

支出之部

科 目	支 出 額	予 算 額	説 明
大 会 費	0	200,000	大会開催費等は未支出
調査研究費	0	150,000	大会における調査を実施するが費用は未支出
会誌発行費	93,000	800,000	特報印刷、発送料
半減運動推進費	34,800	100,000	よい歯の学校表彰調査票印刷費等
普 及 費	101,570	400,000	録音テープ製作費
会 議 費	58,020	200,000	理事会7回分、監事會1回分、奥村賞審査会2回分
庶 務 費	76,340	150,000	事務処理のための費用、人件費、消耗品等
通 信 費	44,400	80,000	切手代、ハガキ代
会 務 連絡費	63,560	143,000	学校保健大会その他関係会議等出席費
医 事 行 政 費	21,085	100,000	WHO歯科部長ライス氏との懇談費及び文部省との懇談費等
雜 費	2,000	10,000	業界紙広告代
予 備 費	39,000	221,200	テープレコーダー購入費
計	533,775	2,554,200	
差引現在高	615,616円		

録音テープ配布会計現況書

売上金額	149,321円	支 出 内 訳
支出金額	144,070円	1. 録音テープ原価 139,930円
差引現在高	5,257円	2. 発送料 4,140円
未 納 金	23,200円	計 144,070円

日本学校歯科医会昭和38年度歳入歳出予算

自 38. 4. 1
至 39. 3. 31

収入之部	予算高	2,554,200円
支出之部	予算高	2,554,200円

収入之部

科 目	予算高	前年度予算高	比 較		備 考
			増	減	
第1款 会 費	2,500,000	2,500,000			会員 10,000 人 × 250 円
第1項 会 費	2,500,000	2,500,000			
第2款 雜 収 入	54,200	54,200			
第1項 寄 附 金	100	100			
第2項 雜 収 入	4,000	4,000			預金利子
第3項 過 年 度・会費	50,000	50,000			
第4項 繰 越 金	100	100			
計	2,554,200	2,554,200			

支 出 之 部

科 目	予算高	前年度予算高	比 較		備 考
			増	減	
第1款 事 業 費	1,450,000	1,650,000		200,000	
第1項 大 会 費	200,000	200,000			大会成功金
第2項 調 査 研 究 費	150,000	150,000			半減運動調査、加盟団体調査、 大会アンケート等
第3項 会 誌 発 行 費	700,000	800,000		100,000	会誌発行1回分、特報1回分
第4項 普 及 費	400,000	400,000			学校歯科衛生普及費（テープ製作 費等）、半減運動推進費等
半減運動推進費		100,000		100,000	
第2款 需 用 費	910,000	683,000	227,000		
第1項 会 議 費	200,000	200,000			理事会、その他会議費
第2項 庶 務 費	350,000	150,000	200,000		事務処理費（人件費を含む）
第3項 通 信 費	100,000	80,000	20,000		
第4項 会 務 連 絡 費	250,000	143,000	107,000		会務連絡旅費、医事行政費等
医事行政費		100,000		100,000	
第5項 雜 費	10,000	10,000			
第3款 予 備 費	194,200	221,200		27,000	
第1項 予 備 費	194,200	221,200		27,000	
計	2,554,200	2,554,200			

日本学校歯科医会昭和36年度歳入歳出決算

自 36. 4. 1
至 37. 3. 31

収入之部

決算高 1,801,575円
予算高 930,600円

支出之部

決算高 1,550,610円
予算高 930,600円

収支差引

250,965円 昭和37年度会計へ繰越

収入之部

科 目	決算高	予算高	比 較		説 明
			増	減	
第1款 会 費	658,100	876,400		218,300	6581名分
第1項 会 費	658,100	876,400		218,300	
第2款 雜 収 入	1,143,475	54,200	1,089,275		
第1項 寄 附 金	100,000	100	99,900		日本歯科医師会よりの寄附金
第2項 雜 収 入	42,617	4,000	38,617		広告代, 預金利子
第3項 過 年 度 会 費	498,600	50,000	448,600		33, 34, 35年度分会費
第4項 繰 越 金	502,258	100	502,158		
計	1,801,575	930,600	870,975		

支出之部

科 目	決算高	予算高	比 較		説 明
			増	減	
第1款 事 業 費	1,098,930	600,000	498,930		
第1項 大 会 費	220,000	100,000	120,000		第25回大会費
第2項 調 査 研 究 費	137,875	100,000	37,875		諸調査, テープ費用
第3項 会 誌 発 行 費	687,855	350,000	337,855		会誌発行費
第4項 半減運動推進費	53,200	50,000	3,200		よい歯の学校諸費
第2款 需 用 費	451,680	290,000	161,680		
第1項 会 議 費	199,540	100,000	99,540		理事会13回他
第2項 庶 務 費	90,189	90,000	189		事務処理費
第3項 通 信 費	48,998	40,000	8,998		切手代
第4項 会 務 連 絡 費	77,528	50,000	27,528		旅費
第5項 雜 費	35,425	10,000	25,425		岡本氏記念品代他
第3款 予 備 費	0	40,600			
第1項 予 備 費	0	40,600			
計	1,550,610	930,600	620,010		

第4回 奥村賞授賞

奥村賞は、日本学校歯科医会の名誉会長であった故奥村鶴吉先生の御遺族の篤志によって贈られた基金により設けられた賞で、学校歯科衛生に関する研究又は学校における業績が優秀と認められ、直ちに学校歯科の振興に寄与する個人又は団体に与えられる、学校歯科界の栄冠である。

候補者の選出は日本学校歯科医会が依託をうけ、日本学校歯科医会の加盟団体長から推薦された対象について審査委員会で選定し、毎年開かれる全国学校歯科医大会の席上で、奥村賞基金管理委員会が授賞することになっている。

第1回は八戸市学校歯科医会、第2回は甲府市富士川小学校、第3回は富山県学校歯科医会、そして第4回の昭和37年度は香川県琴平小学校が京都市で開催された第25回全国学校歯科医大会の席上で授賞された。又、第4回のさいには、別記3件に対しても“推薦の記”が贈られた。

奥村賞審査委員会審査委員長報告

奥村賞審査委員会における審査の経過について、御報告致します。本年度の奥村賞授賞対象はすべて加盟団体長を通じて推薦されたものでありますて、これを前後れ2回にわたり慎重な審査を致しました。

香川県仲多度郡琴平町琴平小学校は、昭和33年歯科治療台をそなえ学校歯科衛生に力を入れ、学校保健委員会で連続的に取りあげ、児童会、学級会、PTAの組織を通じ総合的な活動を展開し、児童の歯に関するすぐれた研究発表を始めとし、職員父兄も研究を行うなど、児童、教師、学校歯科医、父兄、地域社会の歯科医が一体となって、近代の学校保健機構に合致した活動を行い、校内処置は、わずかでありますながら、全児童の未処置歯は100%完了したばかりでなく、歯の健康に関する能力を高めたものであります、「同校の学校歯衛生に関する現場活動」は奥村賞授賞にあたいすると認めたのであります。

次に東京都文京区学校保健会歯科部会副会長高橋一夫氏の「東京都文京区立小、中学校児童生徒の学校歯科保健とう歯半減運動五ヶ年のあゆみ」は文京区における半減運動について広範な科学的な研究を行い、教育活動による効果をうらづけるとともに半減運動の評価法について、一試案を示したものである。

京都市学校歯科医会の「う歯半減運動の一環として実施した僻地の巡回診療及び学童に対する国保診療について」は、京都市周辺の小、中学校20数校に対し4年間にわたり巡回診療を行って多大の成果をおさめると共に、他方市内の国保に加入している小学校児童の校外処置に対し10割給付を行うという方法をこころみているものである。

福岡市学校歯科医会の「う歯半減運動の実際的研究」は同市の半減運動について歯科医学的並びに教育的に広範な調査を行い、半減運動推進方法について示唆を与えたものである。

以上の件はいずれも優秀であるので奥村賞基金管理委員会の好意により奥村賞授賞規定の改正をへていずれの3件も推薦の記を贈呈するにあたいすると認めたのであります。

授賞をめぐって

琴平小学校

琴平小学校は昭和23年からむし歯をなくそうというスローガンを掲げ、長い年月の努力を積み上げ、立派な成績を得たものであります、その実践計画、実践方法、実践成績、評価法など、模範たるべきものであった。

同校は学校保健計画の中に歯科保健指導、健康相談、児童保健委員会の活動などの詳細具体的な計画とその位置づけを行い、年間計画に従った諸計画の実践と評価、反省を行っている。特に児童保健委員会の研究活動には勝れたものがあり、その一例を別に転載した。また、PTAおよび地域社会との協力態勢もととのっている。

初期う歯の充填は昭和32年頃からしだいに処置率を高め、昭和36年には永久歯の処置歯率が100%に近い成績をあげている。この学校は校内処置も行っているが、その実数は僅かで、大部分は校外処置によっている。

しかし、保健教育（歯科衛生教育を含めて）のカリキュラムや保健指導のもう少し具体的な記述がほしかった。

歯科衛生の教育効果の評価が処置率の向上に偏重した嫌いがあるのは、教育技術的に困難なテーマであるにしても、この点の教育的評価法をこんな学校では考えてもらいたいところだ。

何といっても、この学校は、新しいというか、今日では、むしろ当然といってよいが、総合された学校保健の全体組織に学校歯科がとりあげられたことに大きな特長がある。

推選の記を送られたのは、次の3件である。

高橋一夫氏

応募業績は東京都文京区学校保健会歯科部会の1957年から1961年までのう歯半減運動の歩みと、同氏考案の学校歯科衛生状態評価法を内容としたものである。

文京区学校保健会歯科部会の活動は活発に行われており、永久歯の処置率は1957年以降同区内各校とも上昇をたどっており、中には高い処置率をあげている学校もあるが、同区全般としては、今後に期待したいところである。

同氏考案の学校歯科衛生状態の評価法も一つの試みと

しては注目すべきものであるけれども、これを全国学校に適用するには研究の余地が残されている。

京都市学校歯科医会

僻地における29校の予防処置に努め、約50%の永久歯処置率をあげた業績であって、僻地も努力と方法次第では高い処置歯率をあげられるという一つの見本を示したものとして推奨できる。

しかしながら、歯科予防対策として取上げたものは主としてアマルガム充填であって、さらにこの処置の保健教育への活用を期待したい。

また、国保診療の患者負担分を無料にして処置を行っている点にも若干の疑問がある。同学校歯科医会が、事業当初の試みとして、このような方法をとったことは一応止むを得ないものとしても、将来のあり方としては、さらに研究せらるべきであろう。

福岡県学校歯科医会

全県的な半減運動で多くの数表があげられていて立派な活動ではあるが、特長というか独自性というか、そんなところが、もう少しほしいというところである。

第4回 奥村賞授賞

琴平小学校の横顔

すぐれた学校保健組織と研究活動

第4回奥村賞を受けた琴平小学校は、金刀比羅宮で全國に名高い香川県琴平町の小学校で、明治4年創立という、古い歴史をもっている。

むし歯をなくそうというスローガンのもとに、学校保健に力を注いだのは、昭和23年以来で、それ以来、歯科治療施設の充実を期し“よい歯の学校づくり”的なため、はみがきの習慣形成とむし歯の治療の徹底のため努力をかたむけ、昭和36年度には、“よい歯の学校県一位”的表彰をうけている。

学校保健における歯科衛生は、児童に対して、むし歯の知識とその予防および治療の重要性の理解、ならびに自から進んで治療するその習慣化であるが、それを全うするためには、家庭の協力が必要である。

石井房行校長は、このため、学校保健組織の確立とその活発な運営に心をくだき、みごとな成功をおさめている。

子どもの健康の問題は学校、家庭、社会の生活の全分野に亘って相即不離な関連があり、家庭や地域社会の協力なしには学校保健の実績は向上しない。

したがって学校内においては、すべての職員がそれぞれの立場で責任を分担し、その責任を果すよう職員の保健運営指導の組織が必要である。

琴平校ではこの組織として職員保健協議会があり、その中に各部が設けられ種々の活動をするよう正在してい。また子どもを学校保健計画実施に参加させるため、児童保健委員会が設けられている。

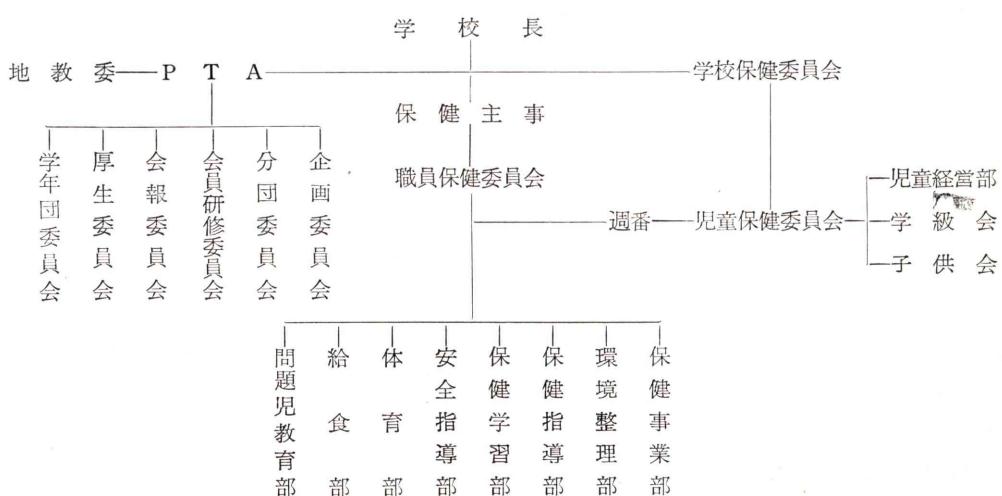
これは特別教育活動の場であり、子どもに自主的な健
康生活を営ませる点でも重要である。

さらに学校外の強力な協力を得るために、学校内外の保健問題解決に主要な人々をもうらした学校保健委員会を組織し、保健計画の企画実施について調査、研究、協議、実行を活発にしている。

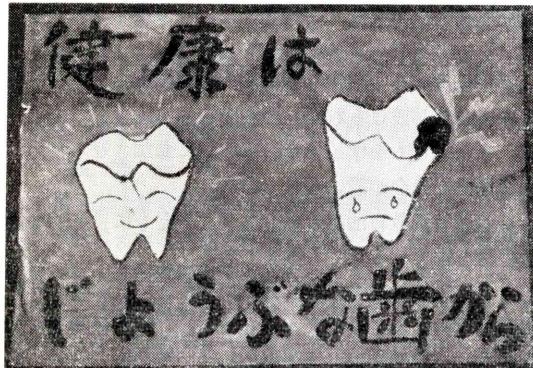


夜の学校保健委員会

1. 學校保健運營組織



学校保健委員会が、地域社会と学校と家庭の協力を盛り立てる同時に、琴平校には、独特の職員保健委員会があつて、保健活動の基本線が絶えず検討されており、また子どもたちの自主性をのばす児童保健委員会の活動の基盤である学級会は、毎週水曜日定期的に開かれて、



児童の描いたポスター

日本一よい歯の学校を育てた

米 田 貞 一

(朝日新聞、昭和 37. 11. 20)

第26回全国学校歯科医大会で、奥村賞をうけた香川県仲多度郡琴平町琴平小学校の校庭――。

その育ての親が登場してきた。「受賞までこぎつけたのは、児童たちが熱心に、根気よく歯みがき運動を続けてくれたおかげです。」

学校歯科医になったのが昭和19年の春。

終戦直後に当時のG H Qからムシ歯退治の指定校になった。これをきっかけに運動を盛上げ、23年には校内に歯科室を作った。ちょっとした開業医の診療室である。

治療をこわがる子どもや、貧しい家庭の児童を中心に治療をはじめた。児童たちも自動的に、健康委員会で“3 3 3 運動”を申し合せ、1日に3回の食事のあとで、3分以内に歯ブラシをとり、かならず3分間は歯をみがく運動をはじめた。

給食後の歯みがき励行のため、教室には各自専用の歯みがき箱が備えられ、夕食後の歯みがきを忘れる子どもには、児童保健委員会が、父兄に協力を呼びかけた。「それに歴代の校長、町や町教委当局も積極的に援助してくれました。」

わが国歯科医師会の長老であり、皇室の侍医でもあつ

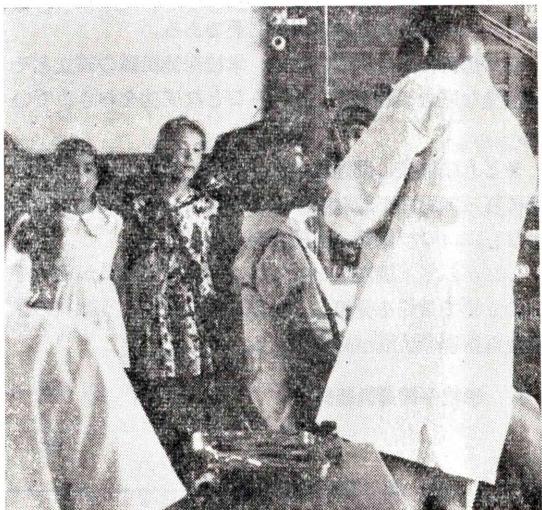
保健への積極的な話し合いがもたれ、確かな実践が約束されている。

このようにして、琴平校は、学校保健活動のなかに、歯科保健指導をうまく取り入れ、みごとな成績をおさめているが、そのかげには、学校歯科医米田貞一氏の努力がある。(別項・朝日新聞記事参照)

また、組織活動と同時に、琴平校の特色は研究活動の盛んなことである。これも、研究のための研究ではなく、あくまでも、子どもたちの歯の健康を確保、増進を目標にしたところに特色がある。

いわば研究的実践であり、これによって、次の保健活動の目標をきめ、新しい保健活動に移るのである。

子どもたちの研究活動を、どこまでも伸ばし、推し進めて、そこから問題を見つけさせようと、あたたかく見守る学校と教師の態度こそ、学校保健ならびに教育の真のすがたであろう。



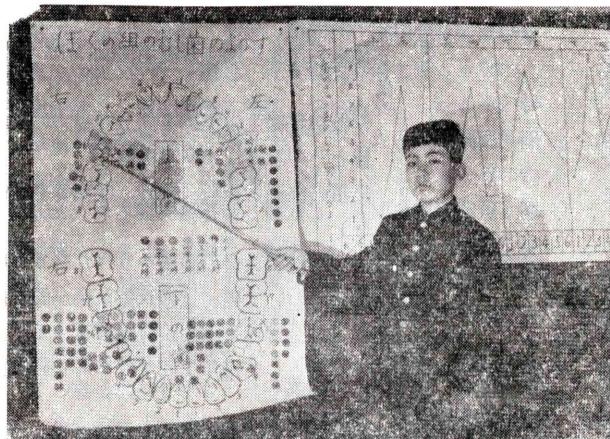
治療をする米田医師

た長尾優氏(丸亀市本島出身)の親類。日本歯科専門学校在学当時は、ライバル校であった東京歯科専門学校の奥村鶴吉教授に、尊敬しながらも、激しい競争心を感じたそうである。

その奥村氏によって創設された「奥村賞」を、これまで手塩にかけて育ててきた琴平小学校が受賞したとあって、「ふしぎなめぐりあわせで、それだけに感激もひとしおです。」という。琴平町の生れ。俊子夫人との間に二男二女。長男はいま東京医科歯科大学研究室で口腔外科の勉強をしている。53才。

永久歯のむし歯はいつ頃からどの歯に多いか

琴平小学校6年 香 川 一 州



1. 研究の動機

ぼくは、あまり歯をみがかないのに仲多度郡で一番になりました。ぼくの父も母も歯はあまりきれいな方ではないのに、ぼくだけがどうして、郡で一番になるような歯になったのだろうか、ふしげに思われてなりませんでした。

2学期になって理科のべんきょうで歯についてならいました。その時先生からむし歯になりやすい歯は、6才きゅう歯といって、永久歯の中で一番早くはえる歯だときました。

郡で一番になってから、歯について興味を持ちはじめていたぼくは、本当に先生のおっしゃるとうりかどうか、僕たちの組のお友だちの歯について調べて見ようと思い、先生にお話しすると、先生は僕たちの組の、1年から6年までの歯の検査した記ろくをかして下さいました。

ぼくはその記ろくで1年生の時から、友だちのむし歯のふえ方を調べてみました。

2. 研究

各学年を色わけして、みどりが1年生の時、だいだいが2年生の時、赤色が3年生の時、黄色が4年生の時、あか紫が5年生の時、青が6年生の時で、Xじるしが女子をあらわし、○の数が人数を表わします。

まずははじめに永久歯でむし歯になりやすい歯はどれか。調べてみますと。

「上の歯よりも下の歯。」「右側よりも左側の歯のほうが、」むし歯にかかりやすく、人数が多くなっています。

一番むし歯になりやすい歯は、上下左右ともに6番でほとんどむし歯は6番に集まっています。

6番以外の歯で、むし歯になって、いるのは、下の歯では右5番と4番と1番だけで、上の歯には1人もありませんでした。

次ぎに何年生頃からむし歯になる人が多いか。一番むし歯の多い6番について調べてみました。下の歯では1年生の時からもうむし歯になっている人が、左に2人右に3人いました。

一番多いのは左右ともに3年生の時で、左が9人で右が10人でした

上の歯では、下の歯よりもかかるのがおそくて、1年生の時は左がわだけで、右側は3年の時からはじめて、かかり始めています。一番多いのは、4年生の時で左右ともに8人づつでした。6年生の時に、左側が8人になっているのが、特別に変っていました。

これでわかったことは、むし歯は3年、4年頃から多くなっていることでした。

3. まとめ

この調べで永久歯の中で、むし歯になりやすいのは、先生からおききましたように、一番早くはえる6番のきゅう歯であることがはっきりしました。また、3・4年頃にむし歯になる人が多いから、その前から気をつけてはみがきをしなければならないこともはっきりしました。長い間はたらく歯、食べ物がたまりやすい下の歯にむし歯が多いからはみがきは大切なことだと思います。

ぼくはあまり歯をみがかないといいましたが、小さい時から、あまいものは、あまり好きでないので、おやつは、果物や「あられ」のような物がおもで、あまい物は少し、しか食べません、そのおかげで、むし歯にならなかつたのだと思います。むし歯を防ぐの「ははみがき」だけでなく、栄養にも気をつけねばならないと思いますが、この研究で、下側の歯にむし歯が多いことや、長い間働く6才永久歯に集まっていることから「ははみがき」は大切なことがよくわかりました。

奥村賞授賞規定

奥村賞基金管理委員会

趣 旨 学校歯科衛生の振興に資するため奥村賞を設ける。

授賞対象 奥村賞は学校歯科衛生に関する研究または学校に於ける業績が優秀と認められ、かつ直ちに学校歯科の進展に寄与するものに授賞する。

但し、授賞されるものは、個人たると団体たるとを問わないが最終発表が3年以内のものに限る。

推薦方法 1 日本学校歯科医会の加盟団体長は、個人又は団体の授賞候補者をいづれか1件又はそれぞれ1件づつ選定し、日本学校歯科医会長（事務所は日本歯科医師会内）あて所定の期日までに推薦すること。

2 奥村賞審査委員は日本学校歯科医会長あて授賞候補者を推薦することができる。

推薦書類 推薦受付に当っては日本学校歯科医会加盟団体長又は奥村賞審査委員の推薦状と共に次の書類を添付すること。

A 学校歯科衛生に関する研究論文について
は

1 論文要旨（400字程度）

2 学校歯科衛生の振興に寄与する意義（400字程度）

3 原著論文

B 学校歯科衛生に関する現場活動について
は

1 学校歯科衛生の実績を向上せしめた趣旨とその意義（400字程度）

2 業績の経過と資料（統計、写真等を含む）

審査方法 奥村賞基金管理委員会の委嘱をうけた日本学校歯科医会において奥村賞審査委員会が詮衡し、奥村賞基金管理委員会が決定授賞する。

受賞者 奥村賞は原則として毎年1回1件に対し授賞する。

但し優秀なるものには推薦の記を贈呈する。

備 考 日本学校歯科医会は奥村賞管理委員会の委嘱を受けて授賞候補者の詮衡に関する事務を行う。

奥村賞基金管理委員会

山 口 晋 吾

福 島 秀 策

向 井 喜 男

奥村賞受賞者の業績（第1回から第4回まで）

第1回（昭和34年度） 八戸市学校歯科医会（青森県）

業 績 昭和12年以来の組織活動

第2回（昭和35年度） 甲府市立富士川小学校（山梨県）

業 績 全校あげての学校歯科衛生活動

第3回（昭和36年度） 富山県学校科歯医会

業 績 富山県よい歯の学校表彰を通じ、むし歯半減運動の推進

第4回（昭和37年度） 琴平町立琴平小学校（香川県）

業 績 同校の学校歯科衛生活動

奥村賞推薦の記贈呈者の業績

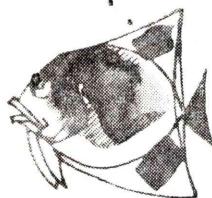
第4回（昭和37年度）

高 橋 一 夫（東京都）

業 績 東京都文京区立小、中学校児童生徒の学校歯科保健とう歯半減運動5カ年のあゆみ
京都市学校歯科医会

業 績 う歯半減運動の一環として実施した僻地の巡回診療及学童に対する国保診療について
福岡市学校歯科医会

業 績 う歯半減運動の実際的研究



第3回全日本よい歯の学校表彰

今回から中学校も加え、小学校651校中学校176校表彰

昭和30年11月23日、東京で開かれた第19回全国学校歯科医大会において「最近、社会環境の向上にともない、児童生徒のう歯が急激に増加しつつあり、しかもその90%以上が未処置のまま放置されていることは、国民保健の上からも、まことに憂慮にたえない。よって、われわれはあらゆる関係当事者と協力し、適切な健康教育と健康管理により、う歯を一掃すべく、まず第一段階の目標として、児童生徒の未処置う歯あるものを半減せしめるよう、強力なる運動を展開することを宣言する。」との大会宣言が万雷の拍手をもって採択された。

この宣言にもとづき、その具体的方針として、本会は、次の如き「学童のむし歯半減運動」実施要項を昭和31年各加盟団体に通知した。
(別項参照)

一方、文部省においても、この運動に緊密な協調をもって、別項の如き「学校の児童生徒等のう歯予防の徹底について」昭和31年5月24日、初等中学校長から都道府県教育委員会、都道府県知事に対し恒久通牒の性質をもった通牒を発し、教育委員側、学校側の責任を努力とを要請した。

当時は、学校保健法が未だ通過するかどうか、という時機もあり、学校保健法がたとえなくとも、できうる範囲内でとにかく実践活動を全面的にくり展げ、ほう着した困難から法的、予算的等の要求をすべきだといったムードのなかにこの運動は発足した。

発足数年は、未だその具体的成果は局部的であったが、昭和33年には学校保健法が成立し、要保護、準要保護だけであるにしても予算的うらづけができたことは、教師が担当学級内の全児童に事後処置を危念なしに強調しうる条件が設定され、漸次運動の成果が世に問うべき機が熟しかけてきた。

そこで、昭和35年度から、本会は日本学校保健会と共催、文部省、日本歯科医師会の後援をもって「全日本よい歯の学校表彰」を開始した。

第1年度は20都府県、186校の小学校が半減達成校として表彰をうけ、第2回には29都府県454校と増加した。

初年度からすでに要望のあった中学校は、昨37年度の第3回からは平行して表彰に加え、34都府県から、小学校651校、中学校176校、合計827校と増加した。

その全学校名と学校歯科医氏名、その他の資料を別表の如く掲げ、関係者の御努力に敬意を表したい。

そして、これらの学校のなかにはいくつかの100%達成校が現れ、奥村賞あるいは健康優良学校へと発展している学校が見出せることは喜ばしいことである。

しかし、この運動は、世に多くみられる表彰事業の例のように、少数の選手の栄光をたたえる事業ではなくて、地道な努力を続ける学校が全国に拡がることを期待する運動であるところに最大の特長があるわけである。

その点では、表彰学校数がグント多い数の存在により大きな意味があり、これらの県では、それぞれ独自の全県的な組織活動が成果を挙げているのであり、例えば富山県の組織活動は、第3回奥村賞として紹介されている。

なお、この表彰の選定に当って、全生徒児童の永久歯う歯の50%以上が処置を完了したという条件があるため、ときに、これが管理活動の表彰と受取る向があつたり、又、う歯再発に歯科医師側が困惑するというケースも話題に上っている。

しかし、この運動は、当初から健康教育と健康管理——学校保健法公布以後は保健教育と保健管理というようになつた——を高めることにより……としているのであって、いわば学校保健の全領域の活動強化である。その結果、こども自身の問題解決能力の高まったことを直接、全国的に評価する方法は見当らないのであって、それを間接的に全国的に評価しうる方法として処置率が採られていることに留意されたいのである。

その意味は、昭和38年度の第4回表彰の調査票前文に「子どもたちが、めいめい自己の健康上の問題点を発見し、それを解決するための障壁を子どもたちばかりでなく、教師・父兄・その他の関係者とも協力して処理し、克服していく。その生活経験を通じて子どもたちの健康上の問題解決能力を高める——これこそ真の保健教育だ。そして、むしばはそのための絶好の教材である。

この趣旨が共鳴され、活動が行われ、子どもたちの問題解決能力を高めた（その現れとしての永久歯未処置う歯半減）小・中学校が全国にひろがることを期待する、地味で堅実な運動がこの表彰だ。」と、書かれているところで明らかであろう。

第3回全日本よい歯の学校表彰成績概要

	37年度表彰校		県別平均処置率(%)		80%以上処置校		C ₁ アマ充のみ処置校		備考
	中学	小学	中学	小学	中学	小学	中学	小学	
北海道									中学校の部
青森県	3		59.1		0		0	50%~59.9%	70校
岩手県	2	1	83.2	68.5	2	0	0	60%~69.9%	43校
宮城県								70%~79.9%	17校
秋田県								80%~89.9%	31校
山形県	1		90.4		1		1	90%~99.9%	11校
福島県								100%	4校
茨城県	4		67.2		1				計 176校
栃木県	2	8	52.6	79.3	0	2	2		
群馬県	5	11	58.0	57.9	0	0	1	校内処置実施校	10校 5.7%
埼玉県	15	43	73.8	74.8	8	16	1	C ₁ (アマ充のみ処置校)	7校
千葉県	11	24	64.8	63.4	1	4	1	保健委員会をもたない学校	20校
東京都	5	32	71.3	64.5	2	5	4		
神奈川県	6	18	73.5	70.5	3	4	2	10	
新潟県	8	32	78.1	73.2	3	12		5	
富山県	20	66	63.8	64.9	4	11		3	
石川県	5	14	67.6	70.5	2	5		0	
福井県									
山梨県	1	9	76.2	76.9	0	3	5	小学校の部	
長野県		38		61.7		2	6	50%~59.9%	216校
岐阜県								60%~69.9%	
静岡県	1	12	100.0	69.0	1	3	3	70%~79.9%	155校
愛知県								80%~89.9%	
三重県	2	8	66.7	63.6	1	0	1	90%~99.9%	109校
滋賀県	1	21	72.5	64.7	0	2	4	100%	73校
京都府	2	5	69.2	79.2	1	2			
大阪府	6	19	63.3	63.2	0	1	1		
兵庫県	17	16	68.9	83.8	5	11	1	校内処置実施校	651校 16.4%
奈良県	1	11	62.0	74.3	0	4	1	C ₁ (アマ充のみ処置校)	107枚 10.1%
和歌山県		5		72.8		1		保健委員会をもたない学校	66枚 11.2%
鳥取県	5	16	58.4	59.5	0	1	0	保健委員会はあるが会合をもたない学校	
島根県	7	37	64.5	71.1	1	12	4	7枚	
岡山県	12	35	60.8	67.5	0	3			
広島県									
山口県	1	2	54.0	81.4	0	2	1		
徳島県	13	60	78.7	85.3	7	40	1		
香川県		1		66.0		0	0		
愛媛県		4		70.2		2	0		
高知県	2	11	67.5	69.6	0	2	0		
福井県	2	20	75.3	63.5	1	3			
佐賀県	24	62	66.1	70.5	4	16	1		
長崎県		2		58.3		0	0		
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
児童	176	651			46	171	7	66	

註 加盟団体の規模数にかかわらず府県別に集計した。

全日本よい歯の学校表彰校県別内訳表

年 度	昭和35年 度第1回 小学校	36年度 第2回 小学校	37年 度 第3回 小学校	中学校	年 度	昭和35年 度第1回 小学校	36年度 第2回 小学校	37年 度 第3回 小学校	中学校	
北	海	道			兵	庫	18	9	19	6
青	森	森		3	奈	良	31	16	17	17
岩	手	手	2	1	和	山	40	18	11	1
宮	城	城	2	1	鳥	取		5		5
秋	田	田		1	島	根	14	17	37	7
山	形	形			岡	山	1	16	35	12
福	島	島			広	島				
茨	城	城	4	6	山	口	1	2	2	1
柄	木	木	3	8	徳	島		60		13
群	馬	馬		4	香	川				
埼	玉	玉	2	11	愛	媛	1	1		
千	葉	葉	14	21	高	知	5	6	4	
東	京	京	12	28	福	岡		9	11	2
神	川	川		32	佐	賀			2	
新	潟	潟		5	長	崎	15	20		2
富	山	山	31	50	熊	本	27	62		24
石	川	川		7	大	分	2	2		
福	井	井	1		宮	崎				
山	梨	梨	9	22	鹿	島				
長	野	野	2	8	児					
岐	阜	阜		38						
静	岡	岡	5	5	横	浜				
愛	知	知		12	名	古				
三	重	重	5	1	京	屋				
滋	賀	賀	7	4	大	市				
京	都	都	11	21	阪	市				
大	阪	阪	6	4	神	市				
				3	合	計	186校	454校	651校	176校

昭和37年度 全日本よい歯の学校数

太字は小学校、細字は中学校

北海道および無記入は申請のなかった県



昭和37年 第3回全日本よい歯の学校表彰校名（小学校の部）

県別学校名		処置率	県別学校名		処置率	県別学校名		処置率
		%			%			
青森県	橋本小学校	65.3	千葉県	真間小学校	62.4	埼玉県	川俣小学校	99.8
	時敏 "	54.9		轟町 "	60.0		須影 "	93.3
	柏崎 "	57.0		江見 "	59.7		新郷第二 "	92.3
	盲学校 "	68.5		弥富 "	64.7		新郷第一 "	93.2
	山形県	90.4		佐原 "	52.0		羽生 "	79.4
	西山 "	84.2		本納 "	55.0		北 "	77.8
	茨城県	67.7		鶴枝 "	52.0		中富 "	56.0
	久賀 "	62.5		東郷 "	51.3		北浦和 "	63.2
	六郷 "	54.6		石出 "	50.0		鴻巣東 "	56
	栄 "	54.5		埼玉県	75.6		西神田 "	51.8
栃木県	中央 "	51.8		植竹 "	91.0	東京都	麹町 "	83.5
	栃本 "	100		両神 "	69.2		千桜 "	54.1
	葵利 "	54.1		江面第一 "	76.4		大久保 "	70.6
	閑馬 "	56.0		花園 "	68.3		大森第六 "	56
	西 "	82.7		寄居 "	96.1		花見堂 "	80.2
	柳原 "	63.0		仲本 "	76.6		旭 "	55
	氏家 "	72.3		日進 "	58.7		言問 "	65.2
	宇田川 "	70.0		山口 "	66		木下川 "	69.8
	桂萱東 "	64.1		埼玉 "	57.0		明化 "	77.5
	後閑 "	59.3		丹萩 "	90.7		礒川 "	69.3
群馬県	三原田 "	57.7		西 "	84.3		林町 "	75.2
	吉井 "	57.4		内牧 "	85.8		駒本 "	68.8
	古巻 "	57.2		大越 "	91.0		誠之島 "	63.8
	嶺 "	56.0		豊里北 "	96.8		湯窓町 "	58.9
	長柄 "	55.4		金子 "	52.5		窪富 "	52.3
	金島 "	55.2		本町 "	51.1		川端 "	55
	岩神 "	54.5		豊里東 "	94.7		中幡 "	80.7
	館林北 "	50.2		第二 "	80.0		上小岩 "	66.5
	松井田第一 "	86.0		飯仲 "	59.6		平井西 "	53.0
	太海 "	80.0		原町 "	67.2		第四 "	51.0
千葉県	里塚 "	80.0		南畠 "	71.8		桜川 "	81.3
	交進 "	80.0		仲町 "	60.2		南台 "	58
	小糸町立西 "	52.0		吉岡 "	60.2		泰明 "	60.1
	本町 "	54.0		古谷 "	64.3		築地 "	90
	第一 "	58.0		金沢 "	91.0		京華 "	51.5
	北条 "	65.0		大沢 "	96.9		東華 "	54.9
	周南 "	77.0		太田部 "	54.8		杜松 "	52.1
	二宮 "	69.4		高山 "	55.3		志村第一 "	78.8
	東城 "	59.0		北川 "	68.0		北前野 "	51
	北三原 "	64.0		上木崎 "	77.4		板橋第五 "	73.2
茨城県	笠引 "	64.7		礼羽 "	92.0		幸ヶ谷 "	76.8
	曾呂 "	61.5		届巣 "	53.0		本町 "	53.7
	八都 "	62.1		折原 "	73.5			
神奈川県								

県別学校名		処置率	県別学校名		処置率	県別学校名		処置率
		%			%			
神奈川県	中田小学校	71	岐阜県	池田小学校	77.9	新潟県	中井小学校	82.0
	綱島 //	74.2		倉知 //	55.1		国府 //	52.6
	谷本 //	79.1		南 //	59.5		戸野目 //	100
	港北 //	83.1		正木 //	56.9		高倉 //	53.9
	崇善 //	73		松枝 //	73.5		須川 //	95.9
	松原 //	58		垂井 //	62.7		塩尻西 //	73.0
	大野 //	73.8		日坂 //	53		神林 //	64.3
	豊田 //	66.0		川合 //	85.3		島内 //	66.5
	城島 //	70.5		神渕 //	54.3		寿 //	91.2
	大戸 //	53.2		五和 //	62.9		川岸 //	68.9
	御幸 //	51.2		萩原 //	59.8		開智 //	73.5
	追浜 //	81.1		宮田 //	54		北部 //	83.0
	大井 //	84.7		尾崎 //	59.6		三輪 //	78.4
	川和 //	100		羽根 //	61.0		小井川 //	93.8
	汐入 //	68.7		国見 //	61.0		富山県	八人町 //
	鶴見 //	51.4		池本 //	78.0		広田 //	98.9
愛知県	老松 //	71.8		宮 //	61.0		清水町 //	97.6
	松栄 //	95.4		細江 //	56.5		浜黒崎 //	77.2
	春岡 //	59	新潟県	神岡東 //	59.0		柳町 //	78.1
	汐路 //	63.9		関屋 //	83.0		神明 //	75.2
	幅下 //	61		行谷 //	53.5		安野屋 //	71.1
	東白壁 //	71.3		両尾 //	93.3		五番町 //	68.8
	牧野 //	52.7		真野 //	52.3		山室 //	65.8
	金城 //	58.7		畠野 //	67.0		東部 //	57.1
	新栄 //	57.4		河原田 //	58.7		針原 //	63.4
	神戸 //	85.9		二宮 //	72.0		大広田 //	63.3
	本宿 //	92.6		大蒲原 //	58.8		倉垣 //	60.8
	赤見 //	58.5		岡方第一 //	81.2		岩瀬 //	59.5
	徹明 //	55.6		白根 //	54.5		萩浦 //	57.2
	本郷 //	50.4		巣本 //	52.7		西田地方 //	57.1
	本莊 //	56.3		上組 //	62.1		熊野 //	56.5
	三里 //	51.5		乙吉 //	53.2		新庄 //	53.6
	加納第二 //	54.5		法未 //	67.9		大田 //	52.2
	常磐 //	60.5		野増田 //	52.9		藤木 //	51.7
	茜部 //	66.5		野田 //	100		富山大 //	61.5
岐阜県	市橋 //	74.0		中仙田 //	73.1		学附属 //	96.7
	学芸学部附属 //	60.8		伊米ヶ崎 //	100		市川原 //	78.1
	綾里 //	57.1		千溝 //	73.0		博労 //	61.5
	江東 //	68.0		大面 //	95.6		西条 //	57.4
	小野 //	53.4		葛巻 //	97.5		牧野 //	52.1
	東 //	56.0		北山 //	63.0		横田 //	55.4
	西 //	70.1		柏崎 //	62.7		野道 //	52.8
	南 //	52.4		大井田 //	99.3		松倉 //	53.9
	山王 //	52.5		繕橋 //	95.6		住吉 //	51.1
	三枝 //	82.7		礎 //	97.5		寺塚 //	98.6
	大八 //	62.8			63.0		加積 //	88
	共栄 //	70			62.7		浜加積 //	69
					75.6			

県別学校名		処置率	県別学校名		処置率	県別学校名		処置率
富山県	中加積小学校	61 %	滋賀県	逢坂小学校	56 %	京都府	朱雀小学校	51.1
	鷹栖 //	98.6		雄琴 //	61.5		第八陣 //	55.9
	般若 //	72.8		長浜北 //	58.5		醒泉 //	55.4
	入善上原 //	67.8		浅井東 //	73.7		紫明 //	68.5
	中央 //	98.2		木之本 //	50.7		八瀬 //	68.4
	東部 //	53.2		片岡 //	78.7		嵯峨野 //	85.6
	南加積 //	52.0		丹生 //	70.4		市原野 //	50.8
	上条 //	54.1		守山 //	59.4		静原 //	68.6
	大沢野 //	71.5		丸栖 //	56.7		富有 //	65.3
	上滝 //	72.9		嵯竹 //	60.5		第五 //	85.1
	小羽 //	52.4	和歌山県	日方 //	62.0		芦池 //	79.5
	古沢 //	97.4		上戸川 //	93		鷹合 //	72.4
	下籠原 //	82.1		巽 //	67		高倉 //	99.0
	寒江 //	74.4		上南部 //	69		意岐部 //	59.1
	室牧 //	70.7		調月 //	60.4	兵庫県	魚崎 //	54.8
	吳羽 //	71.9		清水 //	100		菊水 //	57.2
	野積 //	68.8		下津 //	95.7		高羽 //	58.3
	朝日 //	67		応其 //	94.4		道場 //	57.0
	長岡 //	64.6		初島 //	68.2		霞丘 //	83.5
	広畑 //	66.7	奈良県	三城 //	100		大沢 //	62.7
	八尾 //	52.2		三輪 //	97.8		櫛谷 //	55.6
	小杉 //	50.6		箸尾 //	97.7		坂宿 //	65.2
	井波 //	65.8		大安寺 //	97.1		木津 //	61.1
	中田 //	54.7		清美 //	96		諏訪山 //	64.0
	皆葎 //	86.0		高田 //	95.2		宮川 //	69.7
	西赤尾 //	82.0		小倉 //	95.0		名谷 //	67.3
	福光 //	71.1		佐保 //	90.0		成徳 //	68.6
	東太美 //	54.6		牧野 //	87.8		八多 //	50
	安楽寺 //	52		阪令部 //	84.3		多井畑 //	54
	岩尾滝 //	50.2		椿井 //	82		橘 //	50.3
	北般若 //	53.9		磐園 //	79.3		御影北 //	68.1
	戸出 //	50		当麻 //	66.7		本山第一 //	67.9
	吉江 //	53.5		志都美 //	63.0		五位ノ池 //	55.4
	河井 //	62.6		塘原 //	58.4	岡山県	和氣 //	98.6
	野々市 //	86.4		大深 //	50.4		中山 //	96.1
	橘 //	62.1	京都府	別所 //	71.0		玉井 //	95.5
	未増茂 //	58.5		貞教 //	68.0		高島 //	95.0
	千坂 //	61.1		六人部 //	65.0		福浜 //	94.4
	鳥越 //	61.5		大正 //	68.0		笠岡西 //	93.8
	菊川町 //	71.0		昭和 //	68.3		庄 //	89.9
	諸岡 //	60.1		庵我 //	73.3		宇治 //	88.8
	外日角 //	55.0		立誠 //	55.2		清音 //	86.7
	苗代 //	83.7		小川 //	64.2		沓石 //	85.5
	松任 //	68.5		新道 //	52.8		鯉山 //	85.3
	木場 //	89.8		稚松 //	81.1		東 //	81.7
	今江 //	85.2		竹間 //	54.8		北 //	79.0
	栗津 //	80.6		乾 //	67.7		太伯 //	76.5

県別学校名		処置率	県別学校名		処置率	県別学校名		処置率
		%			%			
岡山県	瀬崎小学校	75.5	広島県	百島小学校	50.0	香川県	東山小学校	100%
	日比	71.4		美古登	55		琴平	99.0
	大宮	70.9		長篠	62		植田	98.4
	鹿田	69.2		須波	62.1		一の谷	98.4
	可真	69.1		千草	59.2		山田	98.0
	思誠	68.8		狩小川	93.3		川東	97.3
	仁堀	67.1		広谷	58.9		瀬崎	96.8
	赤崎	66.0		仁賀	52.5		陶	96
	吉備	63.9		八幡	82.3		花園	95.2
	城見	63.0		落合	73.1		笠田	95.1
	琴浦西	61.3		雄鹿原	77.2		蒲生	94.9
	本郷	61.0		口田	55.6		南	94.8
	吉備	60.8		中道	75.0		津田	93.9
	石相	59		市	50.9		引田	93.4
	神島外	56		三良坂	75.3		小海	92.6
	今井	55.4	島根県	三坂	92		牟礼	92.3
	伊島	54.8		長江	55.4		多度津	91.5
	三勲	54.6		大谷	51.2		勝間	91.1
	幡多	54.4		御津	56.7		大野原	90.4
	開成	51.8		布勢	62.6		中央	89.5
	江西	51.0		阿井	57.2		高室	87.3
	金光	50.3		塩治	59.6		田中	86.0
	寄島東	50.2		田絡	58.5		東植田	84.4
	竹田	67.6		神西	54.0		亀阜	84.0
	西郷	72.7		莊原	62.2		栗林	82.0
	上瀬	78.8		出東	53.6		白鳥	81.9
	車尾	82		久木	51.2		比地大	81.4
	醇風	62.7		伊波野	50.0		紀井	79.0
鳥取県	江田島	76.6		宅野	66.5		下高岡	78.2
	小屋浦	62.8		川戸	88.5		松尾	77.8
	矢野	53.3		名賀	68.2		塙屋町	76.0
	中山	73.9		別府	56.3		柞田	74.3
	尾立	55.5	徳島県	小松島	81.8		前山	73.0
	福相	65.6		和無田	81.0		西部	72.8
	柳津	73.3		高篠	100		三都	72.5
	本郷	56.0		北山	100		三本松	71.9
	岩谷小学校	78.3		鶴羽	100		神山第一	69.5
	上山分校	65.2		石田	100		大野	70.0
	明郷	61.9		苗羽	100		東	67.5
	走島	77.3		大浜	100		上高野	67.1
	蔵王	52.9		本町	100		氷上	66.3
	千田	67.4		下高瀬	100		池西	64.2
	津之郷	55		仁尾	100		池田	64.0
	小用	52.7		詫間	100		井戸	63.4
	筒湯	54.3		平井	100		志度	61.4
	土堂	75.6		二生	100		神崎	61.0
	志和堀	77.1		東谷	100		誉水	55.0

県別学校名		処置率	県別学校名		処置率	県別学校名		処置率
愛媛県	和氣小学校	66.0	長崎県	早岐小学校	91.3	熊本県	旭野小学校	55.6%
高知県	追手町	84.1		喜々津	73.4		東	89.8
	昭和	56.2	大分県	日隈	61.1		泗水	82.9
	入野	55.4		若宮	55.5		袋	70.0
	三里	85.1	熊本県	吉松	71.2		深川	82.7
福岡県	宮田北	78.1		八幡	62.0		石坂川	88.5
	大野島	61.1		山鹿	96.5		種山	58.6
	和白	52.8		鹿北第一	74.0		藤本	56.4
	美野島	88.7		第二	69.2		竜北西部	75.9
	住吉	77.0		五福	92.9		米野岳	51.0
	赤坂	63.4		八千把	57.6		立野	56.8
	中之寺	100		高田	74.8		志屋	89.9
	添田	48.2		松高	81.6		西里	68.5
	玉川	70.6		植柳	78.5		須恵	61.2
	川尻	68.7		太田郷	75.1		錦村立西	72.0
	倉永	57.1		八代	70.6		緑	71.4
長崎県	本野	54.7		代陽	57.8		南関第一	74.6
	磨屋	54.6		金剛	57.6		中央	51.3
	岩戸	66.6		竜峯	88.1		菊水南	71.4
	緑丘	50.5		郡築	87.7		中島東部	51.5
	鶴田	58.2		日奈久	71.8		白京第一	71.1
	神代	58.6		宮地	74.8		滝尾	98.0
	西正寺	66.7		西瀬	50.1		浜町	94.0
	小浜	51.4		画岡	70.8		連石	62.2
	第三	69.0		健草	54.7		乙女	67.7
	伊良林	50.1		大江	62.2		中島西部	55.2
	蛟焼	95.8		壺川	60.8		御所	55.1
	川原	62.9		帶山	50.4		杉上東	64.0
	第四	50.4		高橋	60.8		松橋	55.9
	東大村	62.2		田迎	77.6		中南	80
	飯盛西	56.9		慶徳	76.5		阿村	56.2
	琴平	88.4		砂取	89.0		今津	84.2
	箱崎	48.8		花房	100			
	西大村	60.1		竜門	52.8			

全日本よい歯の学校表彰調査票

学校所在地および学校名		都府道県	郡町市村	中学校 小学校						
学校長名	印	学校歯科医名	印	全校学級数	学級	全校生徒児童数	人			
学校保健に関する表彰および事項										
項目		概況						※地方審査会所見		
1	学校保健委員会	有無	昨年度開催回数			回				
2	学校保健委員会における歯に関する決定事項とその学校における実施状況									
3	保健学習における歯に関する事項									
4	保健指導における歯に関する事項									
5	歯に関する保健管理状況									
6	歯に関する保健管理の結果	項目	学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	合計
	検査人員									
	永久歯う歯総数									(A)
	永久う歯処置完了歯総数									(B)
全校生徒児童永久歯う歯の処置完了歯率 $(\frac{B}{A} \times 100)$ %										
参考	学校歯科に関する経費	歯の保健室の有無, 学校歯科医手当(年額)						円		
		要保護, 準要保護生徒児童医療費中歯に関する昨年度支出総額								
		人 円, その他の歯に関する経費						円		

全日本よい歯の学校表彰規定

主 催 日本学校歯科医師会・日本学校保健会

後 援 文部省・日本歯科医師会

「趣 旨 児童生徒の大多数がむしばを持ち、しかもその90%以上が未処置のままに放置されている現状にかんがみ、本会はさきに学童のむしば半減運動を提唱したのであるが、そのために保健教育と保健管理とにより、学童のむしば半減を達成した学校ができるだけ多くなるようこの表彰を行なう。

審査会 全日本よい歯の学校表彰中央審査会を日本学校歯科医会内（東京都千代田区九段4の6日本歯科医師会内）におき、主催、後援団体より推せんされた者および学識経験者を以って構成する。
地方審査会は地方の実情に即して構成設置する。

応募および審査の方法

1. 定期の歯の健康診断の結果、全校生徒児童の永久歯う歯の50%以上が処置を完了した中学校または小学校の学校長は、調査票を作成し所定の期日までに地方審査会あて応募する。
2. 地方審査会は、中学校または小学校の学校長から応募をうけた調査票を審査の上、本表彰の趣旨に該当するものはすべて所定の期日までに中央審査会あて送付する。
3. 中央審査会は地方審査会から送付された調査票を審査決定する。

表彰方法 全日本よい歯の学校表彰中央審査会は、選定されたすべての学校長に表彰状を贈り表彰する。

調査票記入上の注意

I 全校生徒児童数等学校の一般状況はは本年5月1日現在で記入すること。

II 学校保健に関する表彰および事項は昨年度までの状況を年度をあげて記入すること。

III 調査項目

1. 学校保健委員会：昨年度における有無および昨年度中の開催回数を記入すること。
2. 学校保健委員会における歯に関する決定事項とその学校における実施状況：昨年における学校保健委員会で生徒児童の歯の健康に関して決定された事項と学校において実行された項目があれば記述する。必要があれば他の年度の事項も年度をあげて付記すること。
3. 保健学習における歯に関する事項：昨年度における保健学習全般のとりあつかい方を略述し、とくにそのうちにおいて歯の保健学習の状況を記述すること。
4. 保健指導における歯に関する事項：昨年度の保健指導のうちとくに歯に関する事項について具体的に記述すること。
5. 歯に関する健康管理状況：次の6の項の結果がえられるに至つた昨年の実施状況がわかるように、歯の検査回数、事後処置の方法、校内処置の有無等を具体的に記入すること。
6. 歯に関する健康管理の結果「検査人員」「永久歯う歯総数」「永久歯う歯処置完了歯総数」はすべて本年度の定期の健康診断のさい学校歯科医によつて行われた生徒児童歯の検査票（第3号様式）にもとづいて記入すること。
「検査人員」欄は学校歯科医により歯の検査をうけた生徒児童の人数を記入すること。
「永久歯う歯総数」欄は永久歯のうち処置歯と未処置歯および永久歯の喪失歯の合計の歯数を記入すること。
「永久歯う歯処置完了歯総数」欄は永久歯う歯のうち処置を完了した合計の歯数を記入すること。
「全校生徒児童永久歯う歯処置完了歯率」はその%を四捨五入により小数点以下一位にとどめる。

IV 学校歯科に関する設備と経費 昨年度の状況を記入すること。

V **※印欄は記入の必要はない。**

この表彰の趣旨にしたがい受賞された学校は以後連続応募受賞されることが好ましい。

「学童のむし歯半減運動」実施要項

1. 名 称

この運動は「学童のむし歯半減運動」と称す。

2. 提 唱

財団法人日本学校保健会

日本学校歯科医会

3. 趣 旨

最近、社会環境の変化にともない、学童のむし歯が急激に増加し、しかも、その90パーセント以上が未処置のまま放置されている現状である。

昭和30年11月東京都において開催された「第19回全国学校歯科医大会」においては、この現状にかんがみ未処置のむし歯をもつ学童を半減させるための運動を強力に展開することを宣言したのである。

よって、われわれはこの宣言の趣旨を実現するためには、この運動を提唱し、そして積極的に推進しようとするものである。

4. 期間と目標

この運動は、昭和31年度から開始し、引き続き5カ年間行う。

この運動は未処置のむし歯をもっている学童が半減することを目標として行なう。

5. 方 針

この運動は、次のような方針を考慮して推進するものとする。

A. この運動は単なる啓蒙運動にとどまらず、具体的な実践結果を求めるものである。

B. この運動は学童のむし歯を処置するという実践活動を中心に行なわれる。そしてこれが動機となって、さらに学校の保健室の歯科施設の整備拡充や、歯に関する教育も高まることをも期待する。

C. 学童のむし歯の処置は、校外処置の勧告、校内処置、あるいはその併用等、その地域に最も適切な方法を選ぶ。

6. 実施事項

実施事項として次のようなことが考えられる。

A. 都道府県の学校歯科医会の実施事項

a. 都道府県の学校歯科医会は、都道府県学校保健団体とともに、この運動の中心となる。そして関係行政当局、都道府県歯科医師会などの関係団体の全面的な協力をえて、この運動が強力に展開されるようつとめる。

b. このために、これらの関係機関・団体などで構成する「学童のむし歯半減運動連絡協議会」のよ

うな連絡協議の機構を設けることが望ましい。

c. 都道府県の学校歯科医会の実施事項は、それぞれの地域に最も適切な方法を企画し、実施することが必要である。

参考として、この方法を例示すると次のとおりである。

(ア) 都道府県の区域内の各学校における学童のむし歯の処置率を確認し、これにより運動の方法を検討する。

(イ) 教職員、学校歯科医等の集会のさいに、この問題が提議され、又はそれらの人々によってこの運動についての協議会等が開催されるようになる。

(ウ) 「よい歯の学校コンクール」のようなものを企画することも考えられる。

(エ) 都道府県の学校歯科医会は、その実施計画が決定したときは、この運動の情報として、その概要を本会に連絡されることが望ましい。

B. 市町村の学校歯科医会の実施事項

市町村の学校歯科医会は「A」に準じて実施する。

C. 学校における実施事項

a. 校長は、学校の職員その他関係者と協議し、この運動が強力に実施されるようとする。

b. この運動の企画および実施には、学校歯科医、保健主事、養護教員などの保健関係職員が中心となって当ることが、特に必要である。

c. 学校における実施の方法は、それぞれの学校の実情に即して行なわれることが必要である。

d. 学校においては、学校歯科医または一般の歯科医師により精密なむし歯の検査を行う。この検査においては、とくに永久歯の浅在う蝕(C₁)の発見につとめ、できれば秋季にも行なうようにする。

e. 学校においては学級単位に学童の「むし歯管理表」のようなものを作り、これを活用する。

f. 学校においては、学校身体検査の結果、未処置のむし歯をもっている学童を発見したときは、その家庭に経済上の特別な事情がある場合を除き、次の処置をとる。

(ア) 校長は「むし歯治療通知票」を発行し、学級担任教師から学童を通じて、それぞれの家庭にもちかえらせる。

(イ) 家庭では、その学童をもよりの歯科医へこ

- の通知票をもって、むし歯の治療に行かせる。
- (ウ) むし歯の処置が終ったときは、通知票にその歯科医のサインを受けさせ、学童から学級担任教員へ返えさせる。
- g. この仕組が適格な効果をあげるためにには、次のような方法をとることが必要である。
- (ア) この仕組の実施計画について、学級ごとに、話合ったり学校保健委員会で協議されたりするようにする。
- (イ) P T A の会合等を利用し、学童の家庭にこの仕組がじゅうぶん徹底するようにする。
- (ウ) まえもって市町村の歯科医師会と協議し、じゅうぶん協力を得るようにする。
- この際例えば何曜日の何時から何時までは、この仕事にとくに協力してもらうために学童のむし歯診療日を定めることも考えられる。
- (エ) 学級ごとに学童のむし歯治療表を作り、これに未処置の者には「つぼみ」、処置を終った者には「花」の形の千代紙を名前の上にはるなどの工夫も考えられる。
- (オ) 学級ごとに、毎月一回、学級担任教員が学童のむし歯の処置の有無を調査する。
- そして処置をうけない者については適切な指導により処置をうけさせる。

都道府県教育委員会 殿
都道府県知事

文初保第 277号、昭和31年5月24日
初等中等教育局長 緒方信一

学校の児童生徒等のう歯予防の徹底について

最近の学校身体検査の統計によると、学校の児童生徒等のう歯罹患者の数は、昭和27年頃から急激に増加し、今年度においては、さらに増加する傾向がうかがわれ、しかも、これらのう歯罹患者の90%以上は、その処置がなされていないままに放置されています。

このことは、児童生徒数の健康の保持増進上まことに遺憾なことです。については児童生徒数のう歯予防の徹底を期すため、下記事項に注意され、いっそう適切な措置を講ぜられるようお願いします。なお、都道府県教育委員会は、市町村の教育委員会に対し、このことを御通知願います。

1. 学校歯科医を設置していない学校については、すみやかに設置するようつとめること。
2. 無歯科医村の学校については、学校歯科予防巡回班を編成する等の措置を講ずるようつとめること。
3. 学校の保健室を整備し、その設備をじゅうぶん活用するようつとめること。

しかし、なお処置をうけない者については「むし歯治療通知票」を発行して、処置をうけさせるように指導する。

- (カ) 全校の学童のむし歯の処置状況を毎月学級ごとに調べ、学校歯科医は関係者とともにこれを検討し、この結果によってさらに必要な措置を講ずるようにする。
- (キ) 「よい歯の学級コンクール」のような行事もよい。
- h. 保健室に歯科治療台の設備のある学校においては次のように活用する。
- (ア) 学級ごとに数名の学童（たとえばおくびょうな者や、家庭に経済上の事情のある者など）を選びその学童について処置を行なう。
- このときは、他の同級生を見学させ、一般的歯科医師のところで処置をうけることをいやがらず、進んで治療を受けにゆく気持を高めるように指導する。
- (イ) 一定の学年から累加的永久歯の初期う歯の処置を希望する者のみについて処置を行なうのもよい。
- (ウ) 以上の未処置のむし歯の処置対策のほかに、食事の指導、歯口清掃などの健康指導がじゅうぶん行なわれるようとする。

4. 校長は学校歯科医（のない時は他の歯科医を依頼して）に定期もしくは臨時の学校身体検査に際し、児童生徒等のう歯を早期に、且つ、正確に発見せしめるようつとめ、検査の内容については、従来軽視されていた永久歯の浅在う歯（C₁）の発見に特に注意すること。
 5. 校長は、う歯を発見した児童生徒等については、検査の結果をすみやかに保護者に通知し、早期に処置するよう指導し、かつ担当教員をして、その後の処置状況に注意させ、処置の万全を期すようつとめること。
 6. 校長は、児童生徒等に対し、食事の指導、歯口清掃などのう歯予防に必要な健康指導の徹底を図ること。
- この通牒は恒久通牒の性質をもったもので、今後教育委員会、校長の助力が要請されたわけである。
- 学校歯科医ないし学校歯科医会は、これによって教委が学校歯科医の責任事項の遂行に協力しやすくなると思われる。

第27回全国学校歯科医大会

山形で10月5日・6日

3日・4日には学校歯科衛生研究協議会も

“大会の鐘”は、京の都からみちのくの山形へ引継がれ、栗田準備委員長以下関係者が準備に忙殺されており、申込みも続々と集まり、おそらく1,000名を越える盛会が予想されている。

今回のシンポジウムは「学校歯科医の効果的な執務はどうあるべきか」というテーマで、学校歯科医が検査以外に、少なくとも教育活動や学校全体の総合活動にどんなことをなすべきかを、校長や教師の発言書とともに考え、又、日学歯予防処置委員会の当日までの研究の成果も併せて発表されることになっている。

特別講議は、東大教育学部の教授で健康優良学校の審査委員でもある細谷俊夫教授から「学校教育の立場からみた保健」と題して行われる。

又、別掲のように、大会の前に、大会地と同じ地で開く開かないと例年まちまちであった文部省・日本学校保健会主催の学校歯科医講習会は昭和37年度をもって終止符が打たれ、本年度以降は、日本学校保健会と関係団体との共催でとの線が文部省から打出された。

そこでその第1回として、別記のように昭和38年度学校歯科衛生研究協議会という形式で、日本学校保健会、日本学校歯科医会、山形県教育委員会ほか2団体の主催で開かれ、その案内状は、前記3団体からそれぞれの加盟団体および各都道府県教育委員会に通知され開かれることになった。

開催要項は下記のとおりである。

主 催	日本学校歯科医会、山形県歯科医師会、山形県教育委員会、山形市教育委員会
後 援	文部省、厚生省、山形県、山形市、日本歯科医師会、日本学校保健会、山形県学校保健連合会
協 賛	山形県各市町村教育委員会、山形県観光協会
期 日	昭和38年10月5日(土) 6日(日)
会 場	山形市旅籠町 県民会館
参 加 者	(1) 学校歯科医、歯科医師会員及び学校歯科に関心を有する者 (2) 都道府県並びに市町村教育委員会の担当技師職員及び関係者 (3) 学校保健に関係する教職員
日 程	(大会に伴う開閉日程)

8.00	9.00	10.00	11.00	12.00	1.00	2.00	3.00	4.00	5.00	6.00
10月3日 学校歯科衛生研究協議会(第1日)										
10月4日 全会上第2日										
10月5日 開場受付 開会式 特別講演 研究発表 シンポジウム 全体協議会 懇親会										
10月6日 観察・観光										
(山形市) (商工会館)	(山形市) (商工会館)	(県民会館)	(山形八小・) (蔵王温泉泊)							

会 費	1人当り 1,500円 (但し大会要項、昼食、大会懇親会費等を含む)
連絡先	山形市桶町51 山形県歯科医師会内 第27回全国学校歯科医大会実行委員会事務局宛 電話山形 (代) ② 2913 ② 2914
観 光	(1) 料 金 3,500円 (バス代、宿泊代、その他) (2) 観光コース 宿泊地 (天童、上山温泉)→山形市立第八小学校 (視察)→蔵王峠→青根温泉→蔵王エコーライン→坊平ゲート→蔵王温泉 (宿泊)→7日午前9時解散
備 考	(1) 予納された費用は返却いたしかねます。 (2) 当地の観光シーズンに当り観光客が殺到いたしますので、視察観光と宿泊の参加申込は是非予め申込票によることをおねがいします。又当日の申込は受付けかねることがあります。 (3) 研究発表と全体協議会については別に各地区の学校歯科医会および歯科医師会の事務所へ御連絡いたします。 (4) 参加申込票も(3)の事務所へ送付いたしますのでお含み下さい。
附 記	(1) 最近本県の観光は、各方面より注目をあび、初夏に秋に又冬に非常に賑いをみておりますので、御参加の方々には往復切符を御用意下さることを是非おねがい致します。 (1) 大会の特別講演 「学校教育の立場からみた保健」 東京大学教育学部教授 細谷俊夫 氏 (2) シンポジウム「学校歯科医の効果的な執務はどうあるべきか」

「参観校紹介」

山形第八小学校

10月5日の全国学校歯科医大会の翌日は優良学校の視察と蔵王エコーラインへの観光となっている。

観光は暫くおいて、視察学校の紹介を少し。

同校は昭和28年4月に開校した旧市内の小学校で、全校生徒はその1年半後に収容し、さらに翌年に体育館が完工した、新しい学校である。

学区が住宅地で占められているために家庭の76%は給料生活者で、18学級の規模をもっている。

特色の第2は緑につつまれた楽園であること。学校植林コンクール、環境緑化の部で県1位2回、全国1位を1回という実績をもっている。特色の第3は小学館教育賞「道徳」の部で全国特選に入り(昭和34年度)また道徳教育の研究指定校に選定された。

特色の第4は健康優良学校として、県教委の表彰を再度に亘って受けていること。それらの実際は視察して頂くことになっているが、いわゆる治療設備のない学校(本市の新設学校だから)として、学校歯科の活動の状況は、全国的に見て数多くの同類校的存在に示唆するところがあるのではなかろうか。

昭和38年度学校歯科衛生研究協議会要項

趣 旨	学校歯科衛生関係者の研究協議を行い、学校歯科衛生の適切な実施と普及の推進に役立てる。
主 催	日本学校保健会・日本学校歯科医会・山形県教育委員会・山形県学校保健連合会・山形県歯科医師会
後 援	文部省
期 日	昭和38年10月3日(木)、4日(金)
会 場	山形市、山形市商工会館
参 加 者	各都道府県当り
	1) 小・中・高等学校の学校歯科医 2) 各都道府県における学校歯科に関する団体の役員 1名以上 3) 都道府県教育委員会事務局学校歯科関係職員 合計4名位

講演内容および講師ならびに研究協議

- (1) 教育委員会と学校保健 文部省体育局学校保健課長 高橋恒三
- (2) 学校管理と学校保健 東京大学教育学部教授 細谷俊夫
- (3) 研究協議Ⅰ 都道府県(市町村)段階の学校歯科に関する組織活動を活発にするにはどうしたらよいか。
- (4) 研究協議Ⅱ 現場における学校歯科医の執務をいかにすべきか

——特に予防処置について——

参加申込、その他 出席者の所属、職名および氏名を昭和38年7月15日までに、山形市旅籠町山形県教育委員会保健厚生課長あて別紙様式により申込むこと。

宿泊は、山形、天童、上山市内の保養施設(1泊2食付650円～700円)を10月2日、3日に限りあっせんするから希望者は1人200円の予納金を添えて申込むこと。

出席者の携行書類については追って連絡する。

この研究協議会の性格とねらい

從来、文部省・日本学校保健会の主催で学校歯科衛生講習会が開かれていましたが、本年度から文部省側の意向で日本学校保健会と関係団体の共催という形になりました。そこで出席者自身の勉強になれば一応の目的が達せられるという講習会とは少し性格を変えてみました。

すなわち、都道府県教委の関係職員のほか、出席者がたとえ学校歯科医という資格があっても、それに加えてその都道府県の学校歯科医会その他の学校歯科に関係ある団体の会長、理事といった役員の資格をもった出席者が少なくとも各都道府県の出席者のうち1名以上加わってもらうことにしました。そして、その資格で、府県内の状況を把握して、協議に参加し、全国の情報を交換し合い、ある方向性を打ち出し、これを帰県後、府県内に実現させるべく教委の職員は勿論、団体役員の場合はその団体の運営に反映させて行くことをねらってみました。

したがって、単に話を聞くことか主体でなく、出席者同志の協議が中心になるわけです。

このようなねらいから、目下われわれとして最も推進を要すると思われる2つのテーマが選ばれました。

即ち、協議題Ⅰは、学校歯科すなわち、学校経営の責任者である市町村教委が、学校歯科を活発に行なうため教育委員会、教育関係団体、都道府県段階および市町村段階の学校歯科医会、歯科医師会、その他関係機関はどのように関連をもつたらよいかを協議しようとするものです。

むし歯半減運動や手当問題なども話題になることでしょう。協議題Ⅱは、日学歯予防処置委員会の研究の結果などを検討し、どこの学校でも無理なく効果的に実施できるような学校歯科医の執務計画のパターンを打ち出し、これをどの地方でも普及する方策などが話題となると思われます。

以上のような性格を御理解のうえ、各都道府県毎に関係団体連絡御協議のうえ出席者を御選定願います。出席申込はなるべく各都道府県教育委員会でとりまとめ山形県教育委員会保健厚生課長へお送り下さい。又、日本学校歯科医会としても、この協議会の参考になる資料を調査し提出する予定です。又出席者に提出預く資料は追って連絡いたします。



録音テープの御案内

本年度新作第6号～10号を加えて

本会では、全国の一人一人の会員の皆様との繋りを深め、多忙な臨床の間に行わねばならない学校歯科医の職務に少しでも役立てようと録音テープ・サービスを企画し、37年度には第1～5号が、そして38年度には第6～10号が完成しました。

これらの製作費は本会で負担いたしますため、生のテープをお求めになるのと大差のない低廉な価値でお求めになることができます。そのうえ、専門家の手を経て製作されておりますので、あたかも学校歯科向けのラジオ放送が新設され、しかも、御希望のテープを皆様の自由に利用されるようになったとも申せましょう。

各地区の学校歯科の集まりに御利用になるのは勿論、めいめいの学校歯科医のお方がお求めになって自宅でお聞きになったり、さらに、向きによって担当の学校へ是非御紹介になり、学校にそなえ利用されることを希望いたします。写真はエスキモーのヤンを歌う友竹さん。

録音テープ第1号

—第25回全国学校歯科医大会

実況ダイジェスト版一

5時テープ、録音時間1時間15分、

頒価1本900円、送料40円

横浜大会の実況録音から、開会式12分、シンポジウムA、B各25分、協議会12分位に圧縮編集したもので、いながらにして、大会の雰囲気にひたることができ、同時にシンポジウムのさわりをゆっくり聞くことができます。

録音テープ第2号

—第25回全国学校歯科医大会

マザーテープ一

前項のテープは、7時間にわたる録音を丹念に切つてつなげたのですが、どこか御希望の部分だけ20分または1時間単位で、カットなしではしい向には、必要部分を明示下さればマザーテープから複製します。

頒価は3時(20分)400円、送料20円

5時(1時間)850円、送料40円

録音テープ第3号

—学校保健の今後の課題一

文部省体育局学校保健課長

高橋恒三

—学校歯科衛生と小学校、中学校の教育課程について—

文部省体育局学校保健課

荷見秋次郎

録音テープ第4号

—学校保健組織活動のあり方について—

文部省体育局学校保健課

湯浅謙而

—学校歯科衛生上の問題点と解決策について—

東京歯科大学教授

竹内光春

3号、4号共5時テープ、録音時間

30分もの各2本吹込

頒価各850円、送料各40円

これらは、一昨年11月、横浜大会前2日間に行われた文部省主催の学校歯科医講習会の4人の講演を、演者1人1時間半の内容のものを、いずれも1人30分づつに圧縮編集したもので、5時テープ1本に演者2人分が入っています。

高橋課長の講演のなかには、学校歯科医の手当の根拠が詳述されていますから、これをいろいろに御活用下さい。竹内教授のは砂糖消費とむしばとの関係を中心に述べたもの。

録音テープ第5号

—高崎山のおさる、森の水車—

作ならびに口演

日本学校歯科医会々長

向井喜男

3時テープ、録音時間10分もの2

本吹込、頒価1本400円、送料20円

歯の衛生週間に好適、小学校向けのものです。

「高崎山のおさる」は、別府高崎山のおさるが餌付けられ、むし歯ができたという興味深いお話で、朝礼のさい全校児童に聞かせることを狙いました。講堂や教室で

歯の衛生週間行事のさい、これを聞かせた後で、学校歯科医が解説を加えるにも好適です。「森の水車」は、学校給食の時間に学校の放送室から、全校の各教室へ流すことを狙いました。

向井先生がアメリカの小学校で咀嚼指導をしたお話、水車のキネの音からよくかみましょうと結ぶ森の水車の音楽の流れる楽しいテープです。

全国の各小学校では是非お試し下さい。こどもたちは、きっと、もう一度聞かせてほしいとせがむことでしょう。週間以外でも使用できるように週間という言葉は入れてありません。

録音テープ第6号

—エゼールの人形(放送劇)—

原作 向井 喜男

脚本 わだ よしおみ

(児童文学者)

出演 レミの会

—エスキモーのヤン(歌)—

作詩 平松 仙吉

(劇団つみき座主・テレビライター)

作曲 只野 通泰

(コロンビアレコード作曲家)

歌 友竹 正則

(NHK歌のおじさん)

5時テープ、録音時間14分もの2本

吹込、頒価1本650円、(送料共)

小学校向け、歯の衛生週間に好適。

「エゼールの人形」は、今から50年前、ニューヨークの貧しい少女エゼールが、入院してしまった人形作りのお父さんに代って人形の顔を描いています。フト人形の口もとにススが—

当時、世界を風靡した懸賞当選標語

"A Clean tooth never decays"

「きれいな歯にはムシ歯はできない」を題材にした本格的ドラマ。

—この後で、歯の清掃やムシ歯のお話へ入るに最適。

「エスキモーのヤン」はエスキモーのムシ歯の物語りを、ラジオ、テレビでこどもたちに親しまれている「歌のおじさん」の歌で聞かせるもの。

原始エスキモーは、人類中、最も健全な歯をもっています。ところが、カナダの北、ラブラドルに住むエスキモーを調べてみると、1903年、多数の探鉱者が渡ってきて以来たちまちにして著しいムシ歯が蔓延してしまった。これは次々とくる探鉱者からキャンデー類、砂糖、小麦粉をアザラシの肉などと交換したためであることが

わかったという、ウォーの報告(日本連合学校歯科医会々誌、学校歯科衛生第8号)を作詩したものです。

—むしばのお話を引出すのに絶好。

録音テープ第7号

—学校保健における諸問題—

文部省体育局学校保健課長

高橋 恒三

録音テープ第8号

—学校におけるう歯予防教育—

文部省体育局学校保健課

荷見 秋次郎

—う歯の予防・治療と歯科保健組織

活動について—

文部省体育局学校保健課

湯浅 謙而

録音テープ第9号

—う歯の予防対策について、(研究協議会)

その1

録音テープ第10号

—う歯の予防対策について、(研究協議会)

その2

7, 8, 9, 10号共7時テープ、録

音時間約50分もの各2本吹込、頒価

各1,300円(送料共)

以上は、いずれも、本年3月14、15日、国立博物館で開かれた文部省講習会のほとんどカットなしの録音です。協議会は、マイクに遠い声に聞きにくいところのあることを御了承下さい、

9号は午前、10号は午後の分です。

本会で作るテープは、すべて普通の毎秒9.5cmのスピードで録音されてありますので、どんな器械でも使用できます。

申込方法

御申込の号と本数を明記、現金書留、振替(口座番号、東京35193加入者日本学校歯科医会)等御便宜な方法(速達で送付御希望の向は30円追加下さい)で東京都千代田区九段4ノ6、日本歯科医師会内、日本学校歯科医会あてお申込み下さい。

特にお急ぎの場合は、速達、電話等でお申込み下されば直ちに現品を発送します。なお、小学校側で支弁の場合に、教育委員会まで受取りにくるようにというのがありましたが、こんなことにならぬよう御注意下さい。

文部省主催学校歯科医講習会

文部省、日本学校保健会主催で、ほぼ毎年開かれていたこの講習会は、昭和37年度は大会と異なった時期と場所で、すなわち昭和38年3月14、15日、東京上野の国立科学博物館で行われた。第2日の研究協議会の運営は本会に依頼され、同日発足した予防処置委員会の前提となる内容について話合った。この講習会は、文部省側の考えにより、学校歯科医に対するものばかりでなく、学校医、学校薬剤師に対するものを含め、文部省の主催を37年度限り止め、38年度からは、日本学校保健会と関係団体との主催で行い、文部省は積極的後援に廻ることになった。

この講習会の内容の要旨は次の通りである。

学校保健に於ける諸問題

文部省体育局学校保健課長

高橋恒三

学校保健に関しては、法律的には、学校保健法と学校安全会法との二本が基礎となっているが、学校安全については、安全法でなくて、安全会法であるから、やはり学校保健法がその基礎的なものである。然し現状は、レールはひかれたけれども汽車はよく通らないというところで、この法律の運営実施を十分にやらなければいけないと考えている。

そこで学校保健の中での問題点を若干あげてお話しすると、

○健康診断の事後措置

毎年学校で行う健康診断の事後措置については、どうしても統計的なものだけに終ってしまう嫌いがある。これは是非統計的なものだけに終らせないで、その結果をどのように利用してゆくかという点についてもっと考えて欲しい。

そこで文部省としては、う歯予防対策として、一つの手引書を作成し、学校側に大いに活用して貰いたいと思っている。

要保護、準要保護児童の医療費の対象の拡大。

此の点については、若干誤解しておられる方があるようなので十分ご注意願いたい。

これは、治療の限界をきめたのではなくて、財政的な面から、支払う費用の範囲の限界をきめたのであるから、その点は間違わないで欲しい。私の知人の子供が、

歯科医を行ったら、今度はインレーを入れてあげられるようになったから、入れてあげましょうといわれたが、これは要保護、準要保護の児童の場合であって、そうでない人にこういうことをいう先生方があるようであるから、その点は間違わないで欲しい。

学校環境衛生

現在、学校保健の分野で、大変力を入れておるのはこの面であって、目下学校環境衛生の検査基準を作成中であるが、完成するのは来年一杯かかると思う。然し、基準ができても、その事後措置は極めて大変なことだろうと思うが、大いに力を入れてゆきたい。

校医等の手当問題

現在学校医等の手当の地方交付税の積算基礎は12,000円であるが、来年はこれを15,000円にすることとしている。然し自治省との接渉で問題となった点は、実際には校医と歯科医に差があり、自治省の調査では、校医10,000円、歯科医7,000円が平均であるといっているし、此の様なことが実際なのに積算基礎をあげるのはおかしいという点が論議された。従って、この際、地方で皆様方と運動をして戴き、この実際金額を高めて欲しい。薬剤師の場合は、交付税基礎より実際額が上廻っている現状なので、接渉は大変楽に行ったので、この点は大いにお願いをしたい。

養護教諭

各学校に養護教諭がないという点がよく問題となるが、ともかく資格者の絶対数が足りないので、今後この資格者をふやすことに重点をおいて努力する。

学校安全会の運営

昨年最も頭を痛めた問題であって、設立当初、年間件数20万件位ということで発足したのであるが、35年には

37万件、36年には51万6千件ということで赤字が増加している。更に各県に職員平均2名で発足したが、処理が出来ないので、現在は平均5名になり、この人件費も相当なものとなっている。そこで国庫より、これら職員の人件費を大巾に出して貰うこととし、更に会費も36円程度に値上げして、ここ数年をのりきってゆきたいと考えである。

最後に学校保健を進めるについての考え方であるが、現状は学校側は学校保健については、学校医等におんぶしている面が極めて多い。これは校長とその他の職員が学校保健はむづかしいものと思っているからではないかと考える。

学校保健を進めるのは担任教師であるという考え方を強く持って貰いたいと思っている。

又学校保健は保健主事が一人でやるものと思っている人もかなりあるが、保健主事は学校保健における校長の補佐役であると同時に学校保健関係者の調整者であるのだから、その点も十分認識して貰いたいと思っている。

(録音テープ第7号より)

学校におけるう歯予防教育

文部省学校保健課教科調査官

荷見秋次郎

学校におけるう歯予防教育の積極的な指導方針を樹立するには、つぎの4点が必要である。第1はう歯予防に必要な健康生活の実践力を養うことを目標とし、それに良い習慣を身につけ、う歯予防に関する知識を会得し、必要に応じて実際に活用し、良い生活態度を養成することである。第2は目標を達成するための内容を設定する。すなわち、各教科、道徳、特別教育活動、学校行事等、教育課程の4つの領域を通じて、歯の正しい清掃法、歯の健康が全体の健康につながること、歯の役目、洗口の問題について、子供に納得のゆく正しい習慣を形成するために、各学年に適応した内容をもりこむことである。第3は学校全体を目標において、さらに各学年に適応した具体的な指導計画をたてる。すなわち、朝晩歯みがきの励行、偏食をしない、間食の場合の糖分摂取制限、年2回以上の定期的健康診査の受診、正しい咀しゃく、異物を口腔内に挿入しないなどの指導計画を作成し、学校と家庭との密接な連絡をもって、生活実践の場で実行させるようとする。第4は指導方法の問題である。指導者は充分な心構えをもって子供に良い習慣を習得させる具体的な方法を指示する。それには学校の場で

は、指導者は歯ブラシの正しい使用法、歯ブラシの大きさ、歯の衛生等に必要な掛図、ポスターの準備、さらに指導者自身は歯に関する研究を行う必要がある。家庭の場では、それが正しく実践活動に活用されているか否かを観察しなければならない。

要するに、各学校において保健教育の一環としてう歯の予防的教育指導を行うことが肝要である。

(録音テープ第8号より)

う歯の予防治療と歯科保健組織活動について

文部省学校保健課教科調査官

湯浅謹而

歯科保健組織活動がう歯の予防ならびに治療に必要な理由は、(1)う歯は児童生徒に広く蔓延している。(2)大部分の学校においては、それぞれの学校生活、子供の家庭環境が極めて複雑多岐にわたっているので、校内処置のみで予防処置の徹底を期することは不可能である。(3)児童生徒のう歯に対する関心が低いので、集団的に教育指導しなければ効果は薄い。などによってう歯の予防処置に必要な組織活動を強力に推進しなければならない。

では実際に組織活動を運営するには、どのような考慮を払うべきかについて考究すれば、第1に学級活動を予定的、計画的に実施する必要がある。児童生徒の生活の大部分は学校生活であるので、学校教育とくに学級活動、PTAなどでう歯に関する問題をとり上げねばならない。とくに児童生徒に交付してある健康手帳を大いに活用すべきである。

さらに家庭訪問、教科内での教育指導が実施されれば理想的である。そして学級担任は児童生徒に対して、歯をみがきなさい、或いは歯科医へ行きなさい、というような希望的条件を指示するのではなくて、歯をみがいたか、処置を受けたかという実際的行為を繰返し追求すべきであり、またこの方策が効果を挙げるものである。第2は学校全体の組織活動である。児童会、PTAなどの集会を開催する際には、事前準備を充分に行なうことが必要である。それには、議題を提出して、それに必要な調査研究、時には特定なゲストの講演などをきいて充分準備し、1回の集会は短時間で能率的に行なうことが肝要である。さらに、常に新しい議題のみを追うことなく、同一議題を何回か繰返して行なうことが、意義ある集会を持続する必須条件でもある。最後に学校歯科医と組織活動との関係は、学校歯科医は学級活動、職員会議、PTAなどに参加して、専門的指導助言を行う立場にたって、

う歯の予防処置状況の評価を検討しなくてはいけない。要するに、歯科保健組織活動の基本は学級活動にあり、児童生徒の生活全てに結びついた教育指導に重点をおくべきである。

(録音テープ第8号より)

研究協議会(午前の部)

第二日、研究協議会は、午前は、"う歯の予防対策"につき、討議を行なう。

まず、竹内議長より、「予防処置対策については例年の大会で協議され、特に学校保健法第7条の予防処置の範囲について議論が交わされているが、まだ解決に至っていない。日学歯でも予防委員会を設けて、会長のし問機関として研究をつづけることになった。この問題の焦点は、法第7条は医学的にのみ割切ることはできない。予防処置は歯科医だけがやらなければならないというのではなく、学校がやるということ、学校を設置している市町村の教育委員会の責任として行なわれ、さらに直接には校長が行なう。学校歯科医のしごとも、教育委員会の責任も法第7条に含まれていると考えた方がよいと、協議の方針を説明する。

北海道より、予防対策に要する費用の問題について提案、福島県より、学童の治療費は国庫負担とすれば、効果が上がるという意見が出る。

さらに兵庫県より、歯科衛生の総合的改善の必要が強調され、香川県よりは、学校歯科医の報酬の適正化が必要であると主張された。

大阪市より、予防問題で、もっとも比重を占める校内における処置の問題、治療施設について、厚生、文部両省が話しあうようにできないかと、提案。

また、徳島県よりは、予防処置の限界をはっきりさせ、校内で予防処置をしなくてもよいことにしたらどうか、という意見が出た。

そこで、竹内氏より、次の問題として、校内治療をなすべきかどうか、やるとすればどの程度までやり、治療施設もいすとかユニットとか、どの程度まで備えねばならないか、協議してほしいと、発言がある。さらに、アマ充は、治療行為でなく、予防処置ということばが使われているが、ほんとうの予防処置は何だろうか、これは後日の問題として、本日はアマ充を予防処置を認めてよいかどうか、校内処置の是非について、話しあいを進めたいという。

兵庫県より、社会一般の口腔衛生に対する無関心、不徹底がガンである。学校または市町村単位に口腔衛生セ

ンターを作るべきだ。

大阪府は、センターは前途遼遠である。予防処置、校内治療は経済的なカベにぶつかっていて、たとえば口腔衛生のモデル校では、学校歯科医の犠牲の上でなされている。これではいけない、機会均等というか、どこの学校でも行なえるような方法がなくてはだめだ。

福島県——われわれのところでは、学校歯科医一人で、3~5校受持っている。4月は検査を一齊にする。治療だ、アマ充だといわれてもどうにも手がまわらないので、校内治療はしないで、定期検診と健康相談を予防処置にしている。

大阪府——校内施設のある学校は少ないのだから、従って校内処置も一般には不可能である。不可能なものを固執しないで、筋を通した議論をしよう。

新潟——予防処置は、施設のない学校を前提として考えるべきである。新潟市の現状をいえば、人口は34万で、百数十人の歯科医がおり、すべて学校歯科医となり、1人当たり200~300の児童生徒を受持っている。私の学校では、800人の児童に4人の歯科医がおり、毎朝、受診者の少ない9~10時に来てもらって、C₁までを予防処置としてつめている。研磨は養護教諭にやってもらっている。市の方に衛生士を置いてもらいたいと考えているが、なかなかむりである。費用は市と団体契約して1年間いくらとし、1人当たり12~13円とし、昨年まで市予算50万円、本年は100万円を出してもらった。

埼玉——都市のこともあるが、さらにへき地の学校についても考えてもらいたい。

青森——一般に、学校の予防処置は薬物的予防処置と社会衛生的なものとにわけられるが、アマ充は予防処置ではあり得ない。また、へき地などでは親からOKというときには、アマ充もやってやればよい。

各意見がすこしづつ煮つまったところで、竹内議長——全体として校外処置の勧告をしてくれという要望が強い。また大会では7条のアマ充をやめてもらいたいという声も強いようであるが……。

京都——予防処置とは何かを厳密にきめることはむつかしい。一つの線を出して、予防処置の範囲をきめたらよい。校内処置も、厚生省は施設がなくてやってよいと解している。アマ充は疾病治療の対象としてよい。C₁, C₂は予防処置としてよからう。

福島——アマ充は予防処置の範囲にしておくが、なるべく校外でやり、学校と歯科医との話し合いを進め、負担を重くしないようにしてほしい。

午前の協議を、一応打切って休憩となる。

(録音テープ第9号より)

研究協議会(午後の部)

午前に引き続き、清水氏座長で研究協議会を続行。「校内治療の問題」、につき意見を出し討議を行う。

兵庫県より予防処置として追求診療を行い、学校歯科医の立場から教育委員会より依頼をうけて一律に行われるが、経済力のない者が問題である。

大阪市より校内診療は遠慮している、要保護の者と社保の者、準要保護の処理の問題がある。しかし実績は上っているので、むし歯半減運動は期待出来ると思うとの意見あり、

清水座長より日歯の社会保険審議会においても判然としないが強力に推進してもらうようにしてもらいたいと思うとの話しがあり、さらに京都より経済問題は推進のポイントと思うが、京都で学年を決めて治療を進めて行く方法と市当局において理解あれば、可成りの問題が解決されるという意見も出る。

つぎに、老人歯科医と若い時代の歯科医との考え方なり行動の差について意見が出る。

これは各地とも大体、若い人に変りつつあるが、それ程の問題はない。先輩は指導的立場で若い人を育てていくべきだとの意見が強かった。更に新潟市では、集団診療を実施して高令者は遠慮してもらうとか、若い人と老人をミットにするとかの方法で問題解決している事例を強調する。

ここで清水座長より校内の予防処置の範囲をやりたい、現在まで何等の疑を持たずにやってきた人が多いが、予防処置についての定義がない、学校歯科医の本質、こうでなければならぬという意見をほしいとの申出があり、

大阪市より現在学校歯科医がなぜ必要かという事に入ってよいではないかと思うが、私は現在のままでよい、校内に施設を設けるようにしてこのことを認めてもらえばよいと思う。

医療費は、かなり出しているようだが、余っているところもあるようだとの意見あり、

この時文部省高橋課長より、会議の内容について意見あり、先程来の医療費の問題は、予防処置に関係ない、これはあくまで治療であること、更にこの医療費が現在

完全に消化されていないこと、したがって十分にこれを利用してもらいたいこと、医療費と予防処置を混同している事例は、他にもあるので、よく理解してもらいたい旨の説明があった。

この事について大阪市より、市は恩恵に浴しているが、府下は問題がある。結局、市町村の場合予算的処置が難しいむね意見が出た。

更に高橋課長より交付税の中に見合うだけの予算が入れてある。この消化率なり理解がないのは、健康診断の結果を把握していないのではないかという意見も述べられた。

清水座長より予防処置の問題をやりたい旨のさいそくあり。

福岡よりC₃の処置の問題について各県の実情を聞かせてもらえないかと発言、京都よりC₃は範囲外であるという回答である。

ここで座長より一般的な事項につき意見を求める。

この時、医師と歯科医師の健康診断の内容、給料に左右されて仕事するのないが、納得出来ない面もある旨を訴える。又乳歯の治療の問題が出て、竹内、向井両先生の意見を聞きたいという希望である。

向井先生より、予防処置の問題にけじめをつけてもらいたい、予防処置委員会の性格や日歯の執行部の考える事を聞いてもらいたい。「学校歯科における予防処置の問題を解決して学校歯科を円滑に行うにはどうしたらよいか」を諮問するわけで、役員はこの委員の中には入らず、適当な成案を出してもらって山形で報告したい旨説明あり。

竹内氏より乳歯の問題は取上げる立場で違うという事、ゆるがせに出来ぬ問題だが、その時その時で考えてもらうようにと事例をあげて説明あり。

又担任の行う学級の保健活動の問題が出る学級単位で競争させるとか、学級表彰を行うとか学級単位の活動をもっと活発にしなければという貴重な意見してきたところで研究会も終りに近づき、清水座長より、以上の研究会はこれで終るが、これを参考として頂いて、予防処置委員会におまかせすることでよろしいか、満場拍手で同意、向井先生より、九州の酒井先生に指名され、文部省に対する謝辞を述べ、日程を終了、閉会となった。

(録音テープ第10号より)

資料

熊県歯発第29号
昭和37年11月20日

別紙

保第1834号
昭和37年12月22日

熊本県民生労働部長 殿

熊本県歯科医師会長 西山 勇
熊本県学校歯科医会会長 栄原 義人

厚生省保険局医療課長 殿
〃 医務局医事課長 殿

熊本県民生労働部保険課長

無歯科医地区の公立学校における 学童の歯科診療実施について（照会）

無歯科地区の公立学校施設内において学童歯科診療を下記の要領にて実施する場合は、特に診療所開設届出の必要な旨熊本県衛生部長より昭和37年11月13日付、医発第3804号を以て回答がありました。この場合知事宛届出程度の手続で、これに国民健康保険を利用してよろしきや、御回答願います。

記

- 1 趣旨 近年農山、漁村の学童に至るまで齲糜患率の高いのは誠に寒心に堪えない。この現状に鑑み政府「はむし歯半減運動」の趣旨を強く支持奨励している。依って下記の方策を実施し無歯科医村問題解消の一助としたい。
- 2 実施条件 保護者の承諾のもと、当該学校長の要請により担当学校歯科医、当該国保組合、歯科医師会又は学校歯科医会がこれに協賛した場合。
- 3 診療対象 小、中学校児童生徒又は就学時の児童
- 4 診療医 担当学校歯科医又は歯科医師。但し、国民健康保険医。
- 5 診療範囲 学校保健法施行令第7条第5号に定める学校病即ち(1)永久歯の齲歯でアマルガム充填又は銀合金インレーにより治療出来るもの。(2)乳歯の齲歯で抜歯により治療の出来るもの。
- 6 診療期間 7、8月中に合計5乃至6日程度（週2日程度）
- 7 国民健康保険を利用する。

× × ×

× × ×

無歯科医地区における学童の診療について

このことについて、本県歯科医師会長並びに学校歯科医会会長より別添写の要領により「むし歯半減運動」の趣旨をもって、無歯科医地区における学童に対し、学校保健法（以下「法」という）による検診を行った後に治療の必要がある者のみを対象にし、同法施行令第7条第5号に定める学校病の範囲内において国民健康保険法第36条による療養の給付を行ってよろしいかとの照会がありました。下記の何れによるべきか、或いは他によるべきか何分の御教示をお願い致します。

なお、本件につきましては、単に無歯科医地区に限らず他地区においても派生する恐れがあり、全国的にも及ぼす影響が大であると思料されますので何卒よろしくお願い致します。

記

- (1) 無歯科医地区であるため診療施設がないので、ある特定（学校医務室等）の施設に歯科診療器具を搬入し診療を行うことについては、本県衛生部においては所謂往診と解し診療所開設の手続きは不要との態度であるが、この場合医療法上の往診とは解されても保険診療による往診の範囲には（患者の利便によるため）属しないと思料される。診療については保護者の承諾のほか、当該国保組合などの協賛を条件としている点から自由選択を全く阻害したいわゆる「押しかけ診療」と解することも適当でないので、保険診療として認めざるを得ないとも考えられる。従って診療費については療養の給付の取扱いをなし、往診料については支払いを要しない。
- (2) 治療の目的をもって、ある施設において特定多数人に対し診療を行うことについて、別添歯科医師会長、学校医会長照会文書のような場合であっても（短期間）医療法第1条による診療所開設の手続きが必要であり、療養取扱機関の申出をなすべきである。

(写)

保険発第18号
昭和38年2月15日

熊本県民生労働部保険課長 殿

厚生省保険局医療課長

無歯科医地区における学童の
診療について（回答）

昭和37年12月22日保第1834号をもって照会のあった標記について下記のとおり回答する。

なお、本件については医務局と協議済みであるので念のため申し添える。

記

- 1 御照会の事例は、特定地点において、特定多数人に對して診療が行なわれる所以あるから、いわゆる巡回診療に該当するものであつて、医師が個別に患者に赴いて診療を行なう往診とは認め難い。
- 2 巡回診療の医療法上の取扱い上特別の措置を講ずる場合については、昭和37年6月20日医発第554号（各都道府県知事あて厚生省医務局長通知）をもって通知されているが、同通知第2の1又は3の手続により開設された診療所が保険診療を行なう場合は、当該診療所について保険医療機関の指定申請又は療養取扱機関の申出の手続をとることが必要である。

なお、保険医療機関指定申請書及び療養取扱機関申出書の記載事項中診療所の所在地、管理者及び開設者の住所の記載については、前記通知第2の1の(2)及び(3)によられたい。

- 3 前記通知の特別措置を受ける巡回診療は地方公共団体、公益法人等が実施主体となって行なう場合に限られるのであるから、その特別措置を受けない場合には、診療を行なう箇々の地点において診療所門設の手続をとることが必要であり、また保険診療を行なう場合には、それぞれの診療所について、保険医療機関の指定申請又は療養取扱機関の申出の手続をとることが必要である。

- 4 前記通知の特別措置を受ける巡回診療にかかる診療報酬は、当該巡回診療を行なう保険医療機関又は療養取扱機関に適用される診療報酬点数表により算定するものとする。

× × ×

× × ×

38体保第2号
昭和38年2月18日

各都道府県教育委員会

学校保健主管課長 殿

文部省体育局学校保健課長

高橋恒三

昭和38年度地方交付税における学校保健
関係の財源措置について（内簡）

地方交付税の一部改正に伴う教育費関係の単位費用の改正については、昭和38年2月18日付け文初財第98号をもって初等中等教育局長から各都道府県教育委員会教育長あて別途通達されたとおりありますが、学校保健関係についても、それぞれ改訂がなされ、地方交付税による財源措置がとられることになりますので、下記事項に留意のうえ、あらかじめ貴管下市町村に対し、予算措置を講ずるよう御指導をお願いします。

記

1 日本学校安全会の共済掛金について

義務教育諸学校の児童生徒1人当りの共済掛金の額が20円から36円に引き上げられ、従来その他の教育費のうちに含まれていたものを小中学校費に移し替え、これに要する単位費用の積算がなされたこと。（歳出として児童生徒1人当り36円、歳入としてその半額の18円がそれぞれ計上されている。）

なお、共済掛金の改訂には、日本学校安全会法施行令等の改正の手続を必要とするが、政令改正については、関係省の了解がえられており、また、地方交付税の積算には含まれないが、義務教育諸学校以外の共済掛金の額についても、上記の手続を経て、高等学校全日制課程35円は50円に、定時制課程25円は40円に、幼稚園・保育所12円は20円に引き上げられる。

2 要保護、準要保護児童生徒医療費について

国庫補助金の増額分に伴う地方負担増分について所要の改訂がなされること。

なお、児童生徒1人1疾病当りの医療費の平均額は、さる1月22日の主管課長会議において示したところである。

3 学校医等の報酬について

小・中・高等学校とも学校医、学校歯科医（各1人）1人年額12,000円が15,000円に、学校薬剤師（1人）年額5,000円が7,000円にそれぞれ引き上げられること。

4 就学予定者および児童生徒の健康管理費について

就学予定者および児童生徒1人当り5円が10円に引き上げられること。

予防処置委員会の経過

学校保健法第7条の予防処置、とくに校内アマ充問題は、数年の堂々めぐりの議論がくりかえされてきていたが、京都における全国大会の前日集会の席上、会長から予防処置委員会を設けて解決にのりだそうということになった。

この問題は、都市農村等の環境条件の違いや、将来の学校保健のあり方まで、広くかつ複雑な問題を含んでるので、慎重に審議するとともに、なるべく早急に結論に到達する必要があり、昭和38年3月15日日学歯発第89号をもって委員の委嘱と第1回会合が案内され、別記委員が受諾、委嘱された。

第1回予防処置委員会は、文部省、日本学校保健会共催の学校歯科衛生講習会の機に、日本歯科医師会において昭和38年3月15日午後6時から開会された。

会長から「学校歯科における疾病的予防処置の問題点を解決して、その円滑な実施をはかるにはどうしたらよいか。」が諸問され、この委員会において自主的に慎重かつなるべく速やかに、そしてたんなる作文でなく種々の立場から、具体的に研究のうえ答申願いたいと挨拶があり、委員長に榎原勇吉氏が選ばれ、幹事に榎智光、小西忠一氏が指名された。

ついで全般的な意見が各委員から述べられた、その主なものは次のようにある。

各地の実態を調べ、局部的な理想に走らぬよう、都会だけの考えでなく僻地も含めて全国的な立場で検討すること。

第7条の解釈は全国的にはっきり統一させたい。

アマ充をのぞけといわれては実に困る。

児童の福利か、歯科医科医の福利か、従来のままでも支障なくやっている。

依頼心をおこさせることでなく、自主的に行なわすためにやるので、自主的にできぬ間はやらねばならぬ。

処置の前に予防を考えよ。

あまりはっきりさせぬほうがよい。

合理的にやれるような柱を1本たてておいてほしい。

アマ充に拘泥せず、学校歯科全般について種々の点から検討すべきである。

以上の意見を参考に、幹事会において成案を作成し、又、必要があれば関係官庁とも連絡し、これを全体の委員会に図り承認を得た上で答申することとし、なお幹事会には、隨時理事会のメンバーも陪席することとした。

ついで下記のように目下幹事会で熱心に検討が続けら

れている。

第1回幹事会

日 時 昭和38年3月23日

出席者 榎原委員長、榎、小西両幹事、陪席、向井会長
学校歯科の過去から現在までの法的、制度的の経緯を中心検討し、現実に立って法7条の内容を検討することにした。

第2回幹事会

日 時 昭和38年4月13日

出席者 榎原委員長、小西、榎幹事、陪席、向井会長、竹内理事長

現制度における問題点が検討された。

第3回幹事会

日 時 昭和38年4月18日

出席者 榎原委員長、榎、小西幹事、陪席、向井会長、竹内理事長

アマ充問題は、氷山の一角にすぎず、これを取扱む余りにも多くの問題点があり、それが認識されていないので本会で手引書の如きものを作成することが必要ではないかとの意見が出た。

第4回幹事会

日 時 昭和38年5月9日

出席者 榎、小西幹事、陪席、向井会長、竹内理事長、関口、亀沢理事

アマ充以外の校内で行なう局所的な予防処置を検討したが、いずれも満足できないので、この研究を推進することを要望する必要があるとの意見がでた。

第5回幹事会

日 時 昭和38年6月3日

出席者 榎原委員長、榎、小西幹事、陪席、向井会長、竹内理事長、亀沢、関口、結城、山田、丹羽各理事

望ましい学校歯科実施の指針の如きものを作ることとし、その内容の項目をきめ、次回までに各幹事が案をそれぞれ作成することとした。

第6回幹事会

日 時 昭和38年6月25日

出席者 榎原委員長、榎、小西幹事、陪席、向井会長、竹内理事長、山田理事

幹事案3通りが提出され、検討され、榎原案を骨にして、その整理のため、次回は2幹事で作業することとなる。

第7回幹事会

日 時 昭和38年7月11日

出席者 榎、小西幹事

案の整理を始めるが、又もとへもどつたりして容易にはまとまりにくい。

第8回幹事会

日 時 昭和38年7月31日

出席者 榎、小西幹事

案の整理をつづける。

予防処置委員会委員

委員長 榎 原 勇 吉
幹 事 榎 智 光・小 西 忠 一
委 員 橋本勝郎・柄原義人・倉繁房吉・石川権二・本
村静一・高橋一夫・野口俊雄・関口 篤・小川
東洋男・中村幸義・川口吉雄・杉井勝人・小島

徹夫・渡辺善次郎・坂本政弘

機構整備委員会発足

本会の機構の整備強化については、かねてから総会などにおいても要望され、本会としての検討の具体的方法について考慮されていたが、第5回常任理事会（7月15日）において、穂坂副会長に検討方が向井会長から指名され、機構整備委員会が設けられることとなった。第6回常任理事会（8月26日）においては、その委員として、穂坂恒夫、岡本清縷、長屋弘、柄原義人、梅原彰、清水孝之介、小沢忠治、榎原勇吉、丹羽輝男、亀沢シズエ、関口龍雄（順不同）の諸氏に依頼することとした。

この委員会は、会長の諮問機関として日本学校歯科医会の機構の整備強化につき極めて広範囲にわたり客観的に研究し、その結果を答申するものであって、その成果が期待されている。

ニュース 1

W H O 歯 科 顧 問

フ ラ ー 博 士 の 来 日

WHO本部の主任歯科技官ライス博士が昨年来日したが、本年8月にはWHO西太平洋地域事務局（マニラ）の歯科顧問フラー博士（Dr. J. Ferris Fuller, Dentel Health Consultant）が来日した。

その目的は、西太平洋地域諸国の歯科衛生問題をWHOとして取上げるため、まず、地域内諸国で同一規準で1965年度にいっせいに歯科疫学調査を行うこととし、そのため、各国から1名づつの歯科技官を1964年にシンガポールへ召集し、4カ月にわたって訓練をすることを計画し（Dentel health survey training

project）その打合せのためであった。

同氏はニュージーランドに在住し、同国の弗素化審議会（New Zealand Fluoridation Committee）の議長であり、又、学校歯科看護婦制度の推進者でもある。



ニュース 2

本会常任理事亀沢シズエ女史は、本年7月初旬より、ストックホルムで開かれた第51回F D Iの年次会議に、日本歯科医師会欧州視察団員として出席したが、その帰途、パリの歯科医師会長、およびパリ市の知事から、パリ祭の前日7月13日、シティホールに正式招待を受けた。この席上、日仏歯科交流に貢献したということで、名誉の旗と絵画を、知事から授与された。

理 事 会 だ よ り

(会誌第6号掲載以後、回数は昭和36年度よりの通算回数)

第17回理事会

(日 時) 昭和37年8月31日(金) 午後6時

(場 所) 日本歯科医師会々議室

(出席者) 向井会長、湯浅、穂坂副会長、竹内理事長、
上野顧問、関口、河越、野口、結城、丹羽、
山田、市村、亀沢、山幡、清水、地挽各理事、
渡部、石川監事

報告事項

1. テープの件

2. 雑誌編集の件

以上2件については竹内理事長より進捗状況について報告。

3. 初診料に関する件

湯浅副会長より日歯においても運動を開始した旨報告。

4. 学校安全会に関する件

湯浅副会長から災害の多発により赤字となっている最近の同会の動きについて報告。

5. 会計現況の件

事務局より会費の納入状況等について報告。

6. 広島県学校歯科保健研究会に関する件

10月21日開催されるので向井会長に特別講演の依頼ある旨報告。

7. 富山、石川両県より大会開催不可能返信の件

両会より第27回大会の開催地として断りの手紙が来た旨報告。

8. 奥村賞、よい歯の学校表彰募集〆切期日延期の件

8月末〆切りとなっているが、学校等が休暇のため、〆切期日を延期して欲しいという要望がある旨報告、9月末〆切りとすることとし、加盟団体に通知することに決定。

協議事項

1. 第26回全国大会について

大会に関連しての行事時間を下記の通り決定した。

11月21日 午前9時 理事会 午後総会

11月22日 午前中 松風、森田の見学
午後 討論会(砂糖と齲蝕と弗素問題、学校歯科のあり方)

11月23日 午前9時 大会開会

なお、上野準備委員長より8月31日文部大臣に面会し、大会当日の出席を要望した旨報告があった。

2. 第27回全国大会開催地について

九州地区で開催する件について、湯浅、穂坂副会長から開催困難なる旨の状況報告、

向井会長から富山、石川も開催困難な状況にある旨報告

丹羽理事より山形県歯科医師会の都筑理事が開催を引受けてもよいような話のあった旨報告あり、山形県に対して正式に文書をもって照会することに決定した。

3. その他

日歯の機構改革に連して、日学歯との問題が山幡理事より発言あり、上野、湯浅両氏より日歯の考え方の状況を詳細に説明、結論は出さずに閉会した。

第18回理事会

(日 時) 昭和37年10月4日(木) 午後6時

(場 所) 日本歯科医師会々議室

(出席者) 向井会長、湯浅副会長、竹内理事長、大沢、
塚本、亀沢、地挽、河越、丹羽、結城、中本、
関口、野口、富塚各理事、上野顧問、渡部、
石川両監事

報告事項

1. よい歯の学校表彰応募状況について

2. 奥村賞応募状況について

3. 山形県よりの返信について

4. 会計現況について

5. 会計監査について

協議事項

1. 総会の議案について

2. 理事会、参与会等開催について

3. 第27回全国大会開催地について

以上、いずれも別紙により総会に対処する打合を種々行なった。又、36年度京都の会費納入に連絡し、会計処理に關し種々検討された。

第19回理事会

(日 時) 昭和37年10月27日(土) 午後2時

(場 所) 日本歯科医師会々議室

(出席者) 向井会長, 湯浅副会長, 竹内理事長, 市村, 植原, 地挽, 野口, 関口, 塚本, 亀沢, 富塚, 大沢, 小沢, 結城, 丹羽各理事, 石川, 渡部両監事

報告事項

- よい歯の学校表彰応募状況について
- 奥村賞応募状況及び審査について
- 会費納入状況について

協議事項

- 第9回総会の議案について
 - 昭和36年度才入才出決算
 - 昭和38年度事業計画
 - 昭和38年度才入才出予算案
- 第27回全国大会開催地
- 役員選挙

以上、いずれも別紙により総会に対処する打合を行なった。

第20回理事会

(日 時) 昭和37年11月21日(水) 午前9時~12時

(場 所) 京都府歯科医師会館

(出席者) 向井会長, 浜野, 湯浅, 穂坂副会長, 竹内理事長, 亀沢, 塚本, 地挽, 関口, 河越, 中本, 加藤, 結城, 坪田, 平岡, 鮎沢, 富塚, 山田, 丹羽, 大沢, 津田, 宮脇, 清水, 市村, 久保内(梅原代理), 山幡, 嶋, 清村, 小沢各理事, 上野顧問, 渡部, 石川両監事

総会提出の前事項について逐次検討した。主な事項は、会務報告の詳細を会誌に掲載すること、会員の増加を図ること、過年度会費は雑収入としないで会費の款にあげること、次期大会開催地は九州、北陸は不可能となったが山形に決定したことなどで原案を可決した。

第21回理事会

(日 時) 昭和37年12月12日 午後4時~9時

(場 所) 日本歯科医師会々議室

(出席者) 向井会長, 湯浅, 穂坂副会長, 竹内理事長, 市村, 地挽, 山幡, 亀沢, 塚本, 結城, 野口, 中本, 大沢, 関口, 丹羽, 河越, 清水各理事, 渡部, 石川監事, 栗田山形県会長

- 挨拶 向井会長
- 報告

- 第9回総会について竹内理事長から会議録の通り報告
- 第26回大会について理事長から報告

ハ) 会費納入状況について亀沢理事より報告し、未納のところは年内に督促し、整理することに決定。

ニ) 調査実施状況について丹羽理事から報告、今後更に一層細かく検討することに決定。

ホ) 会誌6号の発行状況について事務局から報告し、雑誌の残部が僅少なので追加送付の要望あるところは、接渉して成る可く少数にして貰うことに決定。

3. 協議

イ) 加盟団体への総会以降の通知事項について理事長から考え方を示し、順次実施してゆくことに決定。

ロ) 未加盟県への勧奨について協議を行い、県歯科医師会、教育委員会、学校保健会等へも文書を出して勧奨することに決定。

ハ) 第27回大会について山形県栗田会長から地元の構想について大略説明があり、テーマだけでも早急に決定して欲しい旨の要望があったが、協議の結果、一層検討することに決定。なお大会期日については、全国学校保健大会と重ならぬよう日本学校歯科医会、及び山形県教育委員会より文部省に連絡することに決定。

ニ) 予防処置問題については、京都の前日集会で討論の結果、本会に委員会を設け研究することになったので、どうするかを向井会長、理事長より提案があり、協議の結果、委員の人選は、会長、副会長、理事長に一任し、適任者は理事が会長に推せんすることに決定。

ホ) 文部省講習について理事長より2月頃にやるよう申入れれば、文部省はやる意向にあるので、その内容について協議の結果「保健教育を主とするもの」とし、依頼することに決定。

ヘ) よい歯の学校表彰計画の検討について協議を行い、理事長から総会において5年連続表彰を受ければ、何かして欲しいという要望もあったので、何かよい方法はないかと提案、いろいろ意見が出たが、事業担当理事で一層検討することに決定。

ト) テープの作製については、子供向けを作製することとし、できれば2種類作成することに決定。

チ) 特報及び会誌の発行計画については、5月中位までに発行することを目標とすることに決定し、内容については、研究よりも教育資料的なものに重点をおき、よい歯の学校表彰の表彰校、歯科医名、処置率等も掲載することに決定。

リ) 理事の職務分担を一部変更したいと会長より提案され、会長一任と決定。

ヌ) 理事の補充として、山形県の栗田氏、京都の後藤

- 宮治氏を理事としていた旨会長より提案、全員賛成で決定。
- ル) 大会の決定事項の処理方法については、会長一任と決定。
- ヲ) その他事務的事項について若干協議して閉会した。

第22回理事会

(日 時) 昭和38年2月22日午後4.45~9.30

(場 所) 向井会長宅

(出席者) 向井会長、竹内理事長、清水、山田、大沢、
関口、丹羽、地挽、野口、亀沢、中本、塚本、
河越各理事、渡部監事

1. 向井会長から日歯会館と期日との関係でやむをえず会長宅で開催することになった旨挨拶
2. 報 告

イ) 加盟団体への通知

前月決定の通知事項は、項目が多いので、順次分けて通知することになった旨了承

ロ) 会費納入状況

前日以後納入はないので督促を続けることを了承。

ハ) 就学時健康診断についての照会

山梨県より標記の手当が学校歯科医の手当に含まれるものなりや否や等について照会あり、文部省へ照会の結果、地方交付税の算定基礎中には、学校歯科医の手当とは別に就学予定者及児童生徒の管理費が計上されているとのことで、別途計上されることが望ましいと回答したこと了承。

3. 協 議

イ) 予防処置問題

向井会長が青森県における予防処置問題を調査してこられた状況を報告、各理事の本問題についての意見をそれぞれ慎重に討議した。文部省講習会の第2日の協議会でなるべく具体的な意見をきき、更に講習会がすんでから予防処置委員会を開催し研究することと決定。

ロ) 文部省講習会

かねて開催を依頼していた文部省学校歯科衛生講習会は3月14日、15日上野の国立博物館講堂で開催されることに決定したが、文部省から第2日の協議会の運営につき依頼があったので協議した。

その結果協議内容は本日の協議の主旨にもとづき、整理等は会長、理事長に一任と決定、又第1日の閉会後、懇親会を、第2日の閉会後予防処置委員会を開催することに決定。

ハ) 理事会開催について

理事会は3月末に開催することを決定(後に3月26日と決定)、なお担当理事で積極的に事務を処理し、理事会は必ずしも毎月開催しない方針に決定。

ニ) その他

理事会は今後必ずしも毎月開催せず、担当理事で積極的に会務を処理する方針とする。

第23回理事会

(日 時) 昭和38年3月26日(火) 午後6時

(場 所) 日本歯科医師会 会議室

(出席者) 向井会長、湯浅副会長、竹内理事長、亀沢、
関口、塚本、榎原、市村、結城各理事、渡部
監事、関課長

1. 挨 拶 向 井 会 長

年度替りであるので役員の任期、顧問、参与、その他のことで一応けじめをつけることが必要なので本年度最後の理事会を開く旨挨拶があつて開会。

2. 報 告 事 項

イ) 会費納入状況については関課長より報告(別紙)

秋田県に関しては会長が山形へ出張のさい秋田までゆき、話合ってみることになった。又関課長が直接電話することに決定。その他加盟していない県には極力加盟してもらうよう運動することになった。
(愛媛県等)

ロ) 文部省講習会報告

竹内理事長が報告、3月14日、15日の2日間東京国立博物館で開催。1日目は文部省の課長他2名の講師の講演。2日目は予防処置問題について討議。尙14日午後5時より天龍において懇親会(28名出席)を行なった。15日講習会修了後、日歯にて予防処置委員会を開催。

ハ) 予防処置問題について 竹内理事長報告

第1回予防処置委員会を3月15日開いた。委員17名、日学歯より10名が出席、(欠席5名)委員長榎原氏、幹事2名、榎原、小西両氏が決定、おそらくまで討議した。

第1回幹事会は3月23日、第2回は4月13日に行なわれる予定。6月頃までに結論を出して頂くようお願いしてある。

ニ) テープ作製計画

13分くらいのもので集会、給食などの時間を利用してやれるようにした。特報はテープのタイトルが決まり次第4月半ばすぎに出したいと思う。

ホ) その他の問題

来年度は歯科衛生の振興に資する映画をつくりたい。

学校歯科衛生を普及させる問題をとり入れて、学童やPTAの人達によく学校歯科のあり方を認識してもらう。経費の問題があるのでここでは作る、作らないは別問題として小委員会のようなものをつくりて研究したらいいと思う。

3. 協議事項

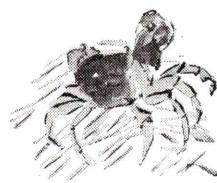
京都の後藤宮治氏の理事辞任の件、辞表は受理す

ることに決定。又石川監事の後任監事は来年度役員については会長に委託されておらないので山形の大会まで保留する。

従来、在京の人達で理事会を開いてきたが、来年度から常任理事は1人1役とし、その人達で常任理事会を開いて行く。

常任理事、理事にはいずれも委任状を出す。

顧問、参与の問題も4月から正式に決めたいと思う。



編集を終えて

◆「こういう報告をわれわれだけではなく、全会員にも知らせてほしい」——京都における本会総会の会務報告を終ったとき、代表の一人からの発言である。

総会はもちろん、大会にも出席されることのない数多くの会員にとって、年間休みなく全国組織としての活動が行なわれている状況をたしかに知っていただく必要がある。総会報告は議事録署名人の承認を経た正式のものをのせたし、会務もできるだけ詳細に公表した。

◆懸案の予防処置委員会も極めて熱心な作業が続いている。小人数の委員の間でさえ「校内処置」の見解が堂々めぐりを繰り返す。果ての知れないかと思うほど議論をしたあげく、気のついたことは「学校歯科」に対するめいめいの「期待」や「解釈」の相違、いいかえれば個人的想像と現実、それも地域的現実とのギャップである。

そして、このギャップを大きくしているものは、一体学校とはどんなところか、今日の教育のあり方、過去に公表された資料や各地の実情等についての認識の不足である。

これは、何も予防処置ひとつに限らず、今日のわが国における学校歯科に関する万般の論議が、複雑な社

会的諸条件の下における学校歯科の解釈や目的を深く考案することなしに、各自が自己の先入的にもってきている学校歯科のイメージの上に枝葉だけがどんどん伸びていってはしないだろうか。

◆本会は、このような意味での学校歯科のあり方を繰り返し広報し、ギャップを埋めていかねばならないし、本誌も生きた動きを伝えねばなるまい。

山形の大会では教育の側からの発言も予定されているし、大会前には新たな企画の協議会も予定されている。予防処置委員会の答申から学校歯科医の手引への発展も予想される。

従来の講演や協議会も、少々の忍耐をする気になれば、多くの人達の意見を自宅で一杯やりながらでも聞くことのできる録音テープ・サービスを利用する手もある。

又、御要望にこたえて「エスキモーのヤン」の楽譜や、「エゼールの人形」に合わせた紙芝居の下絵も掲載したので、この機会に担当学校にぜひ御紹介願いたい。

◆本年の「よい歯の学校応募票」のデザインや、本号の表紙や割付が変わったことに気づかれたと思う。児童文学学者わだ・よしおみ氏の御協力によるものである——本職に依頼できるようになったことは会費納入に御協力された全会員のお蔭である。

ところで、5月に発送された本会特報は何時、そして9月に発送できる本号は何時会員のお手もとにとどくだろうか? めんどうでも、少々経費がかかっても直送はできないものだろうか。

万般の御意見御希望を総会出席代表者なり本会なりにどしどしあ伝えいただきたい。 (た・み)

常任理事会だより

昭和38年度第1回常任理事会

(日 時) 昭和38年5月10日(金) 午後6時~10時

(場 所) 日本歯科医師会々議室

(出席者) 向井会長, 湯浅副会長, 穂坂副会長, 竹内理事長, 亀沢, 丹羽, 山田, 清水, 関口各常任理事, 渡部監事

1. 挨拶 向井会長

今日は新しい任期に移つてからの最初の常任理事会である。

新役員は会長一任ということになつてるので先般御依頼状を差し上げた。

常任理事は2月の理事会で皆様と決めたように数を減らすことになつたので責任をもつて自律的にやつていただきたい。

顧問には日歯及び日学保の会長は自動的になつていただく。参与には功労者と加盟団体長(これは任期中)になつていただく。

2. 報告 竹内理事長

イ) 予防処置委員会は5月9日で第4回目を終つた。

勿論まだ結論は出ないが、日学歯で学校歯科医の手引書のようなものをだしてその中にア充の問題もいれたいと思う。

ロ) 録音テープは第6号が出来上つた。続いて第10号まで近日中に出来る予定で、特報2号に発表してある。

3. 山形の全国学校歯科医大会について

湯浅副会長報告

4月27日午前に山形県知事、市長、教育長と懇談、今までの大会開催地の状態を説明した。県も市も30万円の予算を取つてあるようである。

午後は大会準備委員に集つていただき22日に開催された準備委員会の様子を聞いた。その結果

イ) 講習会の出席者は県内では50名位におさえる。県外は旅館の案内の関係もあるのでなるべく早く本部から報告されたい。

ロ) 総会に出席する全国代表者名を早く知りたい。常任理事会に栗田会長も出席を希望している。

向井会長報告

イ) 山形の大会準備はよく出来ている。

ロ) 大会々長は日学歯の主催であるから日学歯の会長がなつてほしい。準備委員長は地元でやる。

ハ) 大会の内容については開催地の学術部が日学歯と相談の上きめたい。日学歯は山田、丹羽両常任と理事長に一任する。

ニ) 講習会については県と市が特に熱心である。

4. 秋田県について

向井会長

会費未納の件で山形県の帰りに寄った。29年には秋田県学校歯科医会(当時荒巻会長)として日学歯に加盟していた。会費未納の理由は新会長になつてから(今年度改選で重任)学校保健会の歯科部会としてやっていくようになり、学校歯科医会に属していないというのが理由であったが、今回の話合いにより了解し、会費を納入することになった。

5. 協議

イ) 常任理事の職務分担について

亀沢シズエ(会計) 関口 龍雄(庶務)

丹羽 輝男(調査) 山田 茂(研究)

調査と研究はその範囲を話合いで決めてもらう。

結城 重之(事業)

編集は未定。

ロ) 常任理事会の開催は、従来、夜間であったが、今後は極力夜間は止める。

常任以外の在京理事会を必要に応じて開催する。

ハ) 山形の全国学校歯科医大会について

I) 大会の内容については竹内理事長、丹羽、山田両常任理事が担当する。

II) 講習会(案)は学校歯科協議会の形にしたい。

出席者には加盟団体の長を加える。

第1日目は午前中に文部省の課長、教育者の講議
午後は協議会。

第2日目の午前中は協議会、午後は総会。

III) 大会のシンポジウムと特別講演とについては会長の提案に従い、"現場の学校歯科医が関心をもつてはどうしたらよいか"という精神を織込んで理事長と丹羽、山田両常任理事で研究する。

IV) 会長が前大会で公約した機構整備の研究委員会を早く具体化させたい。

第2回(緊急) 常任理事会

(日 時) 昭和38年5月20日(月) 午後6時~9時

(場 所) 日本歯科医師会会議室

(出席者) 向井会長, 竹内理事長, 亀沢, 丹沢, 山田, 結城, 関口, 各常任理事

1. 挨拶 向井会長

2. 報告及び協議(講習会について)

山形県で開催される講習会について、竹内理事長が打合せのため、5月16日山形へ出張してきた。帰京後、直ちに、文部省、日学保、主催地との折衝を重ね、講習会につき決定を急ぐ事項ができたので緊急に開催し、次の案で進めることとした。

イ) 名称

講習会という名称はやめ、学校歯科衛生協議研究会とする。

ロ) 主催及び後援

主催は5団体 日本学校保健会、日本学校歯科医会、山形県教育委員会、山形県学校保健連合会、山形県歯科医師会の線が出ている。

後援、文部省

ハ) 出席者

I) 学校歯科医

II) 都道府県における学校歯科に関する団体の役員
1名以上

III) 都道府県教育委員会事務局学校歯科関係職員

合計4名位

(山形県は20名位参加しても差支えない)

ニ) 日時

昭和38年10月3日 9時~17時

4日 9時~11時(12時からは理事会)

ホ) 会場

山形市 商工会館ホールの予定

ヘ) 講演

3日 文部省高橋課長

4日 東大教育学部 細谷俊夫教授

ト) 研究協議1.

「都道府県あるいは市町村の段階の学校歯科に関する組織活動を活発にするにはどうしたらよいのか」

研究協議2.

「現場における学校歯科医の執務をいかになす

べきか」

チ) 事務

I) 文部省へ後援依頼を日本学校保健会、日本学校歯科医会、山形県教育委員会から出す。

II) 日本学校保健会長、日本学校歯科医会長から主催4団体に主催方依頼状を出す。

III) 開催通知案を日学歯で起草し他の4団体に了解をうる

IV) 開催通知要項を日学歯でタイプ謄写し通知は日本学校保健会、日本学校歯科医会、山形県教育委員会の3団体から夫々の関係団体に夫々の封筒に入れて、都道府県教育委員会、日学歯加盟団体(ない県は歯科医師会)、日本学校保健会加盟団体(40)宛に送る。

V) その後の書類は主として山形県教育委員会で作る。

即ち、出席名簿、宿泊名簿、添附書類、(これは日学歯へ送り、日学歯でアレンジして山形教育委員会に返して印刷する)

VI) 要項は山形県教育委員会で1,000部刷る。

VII) 経費概算

日学歯5万、日学保は2万山形県教委、その他で8万位。

注:以上の方針で折衝し、若干の変更の上実施された。

3. 報告及び協議(山形大会について)

イ) シンポジウム(案)

「学校保健の組織活動における学校歯科医の役割」

ロ) 大会研究発表の指定テーマ

I) 歯口清掃、間食指導、事後指導等のよい指導例

II) 学級における好ましい学習指導例

III) 簡単有効なう蝕予防法

IV) 出勤日数月4回の有効な学校歯科医の勤務計画

V) よい歯の学校表彰に効果をあげた学校

4. 報告

イ) 次回開催地

去る5月12日開催の富山県学校歯科医会総会で次回全国大会を満場一致で富山県で開催したい旨可決した(理事長出席)。日学歯では文書によって至急県教育委員会と連名で正式通知を日学歯に提出するよう依頼した。

ロ) 大会名誉会長、その他

去る16日の山形県における大会打合せ会に於て、矢口山形県の副会長から、大会名誉会長は日歯の会長だけにしたいとの話があった。尙、宿泊人数を6月末日までに取りまとめたい。

大会の予算は、山形県が20万円、山形市が30万円である。

第3回（臨時）常任理事会

（日 時）昭和38年6月3日（月）午後8時～9時

（場 所）日本歯科医師会会議室

（出席者）向井会長、竹内理事長、丹羽、亀沢、山田、
関口、結城、常任理事

第5回予防委員会と関連して臨時常任理事会を開催した。

1. 挨拶 向井会長

2. 報告

向井会長が長崎県、熊本県へ出張したさいの同地の学校歯科医の手当の問題、予防処置の問題、無歯村地区における学童の診療等について報告。

3. 協議

イ) よい歯の学校表彰調査票の第1項目及び第2項目の学校保健委員会とあるのを、又はこれに類似する委員会とすることに決定。

ロ) 5回以上連続表彰を受けた学校に特別の賞状を出すことを表彰規定の中に加えること、そのデザイン等を専門家に任せることを理事長に一任する。

ハ) 全日本のよい歯の学校の全国分布図を表彰規定及び調査票と一緒に送付すること。

第4回常任理事会

（日 時）昭和38年6月17日（月）午後2時～6時30分

（場 所）日本歯科医師会会議室

（出席者）向井会長、穂坂、湯浅副会長、竹内理事長、
丹羽、山田、清水、亀沢常任理事、栗田理事、
山形県矢口副会長

向井会長挨拶の後日程に入り、

1. 庶務報告 事務局側より報告

2. 大会について

山形県歯科医師会矢口副会長から大会の準備状況について詳細に報告。

3. よい歯の学校表彰について

竹内理事長から別紙調査票等を発送した旨報告。

4. 奥村賞について

竹内理事長から別紙の通り通知した旨報告。

5. 研究協議会について

竹内理事長からこれも別紙の通り加盟団体等に連絡した旨報告。

6. 会計報告

亀沢理事及び事務局から別紙の通り報告、更に未支出の分もあるのでそのようなものを一切整理の上、8月の理事会に報告する旨報告、支出、整理の細部について亀沢理事に一任された。

7. その他

向井会長から先般福井県へ他の用務で行った際、福井県の人々と話合ったが、近く本会に加盟する見込みである旨報告。なお亀沢理事から愛媛県も9月頃加盟の見込みであると報告された。

協議

1. 大会について

山形県栗田氏、矢口氏からそれぞれ協議項目が提出された協議の結果、下記の通り決定した。

- (1) 7月中旬までに大会委員名簿に掲載すべき本会役員の正確なる名簿、及び招待者の氏名を山形県へ通知すること。
- (2) 日歯会長を大会名誉会長とすることを正式に中原会長に会見し承諾を得ること。
- (3) 主催、後援団体には本会から主催、後援の依頼文書を出すこと。
- (4) 大会当日の祝辞をいたたく人の名前も山形県に連絡すること。
- (5) 理事会、総会の手伝の人を一名山形から出して貰うこと。

2. 調査について

山田理事、丹羽理事より別紙調査を実施したい旨提案され、協議の結果実施することに決定、細部は担当理事に一任された。

なお山田理事より「歯の健康教育ゼミナール」を実施したらどうかとの提案があり、全員賛成の上更に検討して出来れば夏にでもやることにし、小委員会を設けて企画することになり、小委員は会長に一任された。

3. その他

向井会長から、公約した予防処置の問題と機構整備について話があり、予防処置は5回委員会を開催しているので近く結論がでると思う、又機構整備については、先般九州で日本歯科医師会の機構整備委員長である清永氏とも懇談したし、各方面的意見も聞いてるので、会長の腹が決まったら、委員を指名し、任期中にかたをつけたいと報告、全員了承した。なお、次回理事会を7月15日（月）午後2時から開催することとし、常任理事会を午後2時、近県の人を集めての合同理事会を4時から開催することに決定した。

第5回常任理事会及び在京合同理事会

(日 時) 昭和38年7月15日(月) 午後2時~8時
(場 所) 日本歯科医師会会議室
(出席者) 向井会長, 湯浅, 穂坂副会長, 竹内理事長, 丹羽, 山田, 小沢, 関口常任理事, 中本, 塚本, 大沢理事, 渡部監事

1. 報 告

- イ) 庶務報告, 当日配布の印刷物によって報告, 了承尙, 向井会長から7月5日日歯中原会長と懇談を行った状況が説明され, 全員了承。
- ロ) 向井会長, 関口常任理事から7月1日兵庫にて開催された六大都市学校保健会の状況が報告され, 特に学校歯科医が選挙に立候補する場合の非常勤公務員であるための問題点と, 学校歯科医の手当の基準をつくりたいという点が論議された旨報告
- ハ) 第6回予防委員会は小西, 榎, 両幹事出席して7月11日開催された。

2. 協 議

- イ) 第27回全国学校歯科医大会に関する件
 - A 大会のシンポジウムについては, 種々協議の結果, 校長又は保健主事から,
学校保健計画立案に学校歯科医は何をして欲しいか, 教師から,
歯の検査の前後の指導に学校歯科医に何をして欲しいか, 学校歯科医から,
歯の検査以外に学校歯科医はこんなことをすべきだというような形式で行うこととし, 細部, 人選は会長に一任ということに決定。
 - B 研究発表について
これは, 更に研究発表の具体例を考え数をそろえるよう努力することと決定。
 - C 協議事項について
現在熊本からきているテーマは大会協議事項とすることに決定。
 - D 大会役員として中央から送付する名簿は別紙の

通り決定。

なお, この時日歯中原会長が出席され, 御挨拶された。

ロ) 第28回大会開催地に関する件

第28回大会は富山県が引受けする旨の正式文書が来たが富山には正式決定は山形大会となるが, 理事会としては有難く御受けする旨連絡することとし, 県教育長の方には, 県の予算的措置の点もあるので, 先方の都合のよい文書を出す。

ハ) 会誌発行に関する件

現在編集担当理事が未決定であるので, 理事長のところで行うこととし, 専門家にデザイン等を依頼する旨の報告があり, 講習会原稿の作成のため, 向井会長, 湯浅副会長, 丹羽常任理事, 中本理事がそれぞれ分担して, 講習会の講演の要旨原稿を作成することに決定。

ニ) 調査に関する件

山田常任理事より, 現在準備中の調査について報告の後, 保健入門のような講習会開催について協議し, 今夏の開催は困難となったので1月中旬頃実施することとし, その企画は竹内理事長, 山田, 丹羽両理事で検討することに決定。

ホ) その他

A 奥村賞の件

奥村賞の賞は桶とすることを研究し, そのデザイン等は聖アポロニアに関係あるものとすることに決定。

本件については, 竹内理事長, 事務局に一任と決定。

B 機構整備の件

向井会長より公約でもあるので, 此の問題をどのようにして審議したらよいか, 人選の問題, 委員会をやるにしても費用の問題等, 非常にむづかしいので各理事の御意見を伺いたいと説明, 費用その他の点よりして理事者が主として当った方がよいという意見が多く, 協議の結果, 穂坂副会長が此の問題を担当することとして, 更によく検討することを一任することに決定した。

日本学校歯科医会役員名簿

会長	向 井 喜 男	品川区上大崎中丸 419の3	(441) 4531
副会長	浜 野 松 太 郎	西宮市南昭和町 62	西宮 (2) 2338
"	湯 浅 泰 仁	千葉市通町 71	千葉 (2) 3762
"	穂 坂 恒 夫	品川区小山 3の11	(781) 1351 (783) 4872
理事長	竹 内 光 春	市川市市川 3の420	市川 (2) 8976
常任理事	亀 沢 シ ズ エ	荒川区三河島町 1の2815	(891) 1382
"	関 口 龍 雄	練馬区貫井町 178	(991) 0550
"	丹 羽 輝 男	豊島区椎名町 4の2136	(951) 8911
"	山 田 茂	長野県小諸市荒町	小諸 193
"	結 城 重 之	鎌倉市乱橋材木座 493	鎌倉 (2) 5369
"	清 水 孝 之	岸和田市土生町 1828	岸和田貝塚 (2) 3719
"	小 沢 忠 治	和歌山市梶取 113	和歌山 (5) 1703
理事	河 越 逸 行	中央区日本橋江戸橋 2の6	(271) 0078・0079
"	大 沢 三 武 郎	大宮市土手町 3の201	大宮 1525
"	野 口 俊 雄	杉並区永福町 23	(321) 8759
"	地 挽 鐘 雄	港区芝白金今里町 45	(441) 1975
"	市 村 賢 吉	豊島区長崎 3の22	(957) 0682
"	中 本 徹	世田谷区松原町 3の802	都教育庁 (212) 5111 内線 4405
"	塚 本 剛 一	葛飾区本田原町 83	(691) 0117
"	富 塚 時 次	横浜市西区中沼町 1の74	横浜 (4) 2945
"	梅 原 彰	青森市米町 27	青森 (2) 3737
"	平 井 啓 二	盛岡市下小路 22の1	盛岡 (2) 0149
"	鮎 沢 嘉 雄	長野県飯田市松尾町 1の7	飯田 831
"	坪 田 忠 一	富山市東岩瀬町 326	富山 (3) 9882
"	山 幡 繁	岐阜市玉森町 16	岐阜 (2) 0464
"	鷗 善 一	京都市上京区仲町通丸太町上ル	京都 (2) 3692
"	平 岡 昌 夫	大阪市西区江戸堀北通 2の9	大阪 (441) 4519
"	宮 脇 祖 順	大阪市東住吉区山坂町 3の133	大阪 (692) 2515
"	清 村 軍 時	神戸市生田区元町通 4丁目	
"	加 藤 栄	福岡県三潴郡筑邦町大善寺	荒木 433
"	倉 塚 正	出雲市今市町 1197	出雲 486
"	満 岡 文 太	高松市今新町 1の14	高松 (2) 3172
"	大 塚 稔	宇都宮市砂田町 475	(呼) 宇都宮 (2) 9585
"	栗 田 権 三	山形市香澄町木ノ実小路 199の2	山形 (2) 3065
監事	渡 部 重 徳	世田谷区若林町 226	(421) 3845
顧問	中 原 実 実	千代田区九段 4の6 日本歯科医師会長	(301) 1141~5
"	栗 山 重 信	港区西久保明舟町 10 日本学校保健会長	
"	岡 本 清 纓	名古屋市千種区東明町 1の40	名古屋 (78) 2447
"	竹 中 恒 夫	千代田区永田町 参議院議員会館	(581) 3111
"	鹿 島 俊 雄	千代田区永田町 参議院議員会館	(581) 3111
"	中 村 英 男	千代田区永田町 衆議院議員会館	
"	長 屋 弘 弘	名古屋市千種区堀割町 1の17	名古屋 (75) 3649
"	松 原 勉	文京区駒込浅嘉町 36	(821) 6366

顧問	池田明治郎	福岡市春吉三光町 357
"	上野勇	京都市北区紫竹高纏町 22
"	佐藤運雄	鎌倉市材木座 1233
参与	高津式	鎌倉 (2) 1181 大田区石川町 95 (781) 1211
"	今田見信	板橋区東新町 1の7 (956) 2509
"	榎原勇吉	横浜市港北区榎原町 1841 横浜 (49) 9448
"	荒巻広政	秋田市大町 2丁目
"	緒方終造	箕面市新稻 579 箕面 2923
"	武下鬼一	大阪市此花区四貫島大通 2の2 大阪 (461) 0669
"	柄原義人	熊本市下通町 2の29 熊本 (2) 3315
"	橋本勝郎	八戸市大字長横町 7 八戸 (2) 0233
"	上田貞三	港区赤坂田町 7の11 (481) 3076
"	伴長義	北区西ヶ原 1の14 (911) 3436
"	大久保重治	台東区西町 11
"	平林秀高	米子市糀町 2の125 米子 (2) 2624
"	浜田栄	仙台市匂当台通 17 仙台 (23) 2445
"	堀内清	京都市左京区下鴨東岸本町 6 京都 (78) 0443
"	後藤宮治	京都市東山区本町 4の115 京都 (56) 7529
"	宗久孟	京都市伏見区平野町 59 京都 (30) 1351
"	川村敏行	大阪市住吉区帝塚山西 5の34 大阪 (671) 6623
"	寿満重敏	徳島県小松島市港町 小松島 104
"	境栄亮	福岡市黒門 9番12号 福岡 (75) 5122
"	久保内健太郎	青森市古川字美法 3 青森 (2) 6028・3335
"	石井次三	札幌市南1条東7丁目 札幌 (2) 1716
"	花岡十之丞	仙台市名掛丁 128 仙台 (6) 3039
"	立花半七	茨城県那珂郡大宮町
"	田野井重男	今市市今市 623 今市 157
"	斎藤静三	群馬県邑楽郡大泉町大字上小泉 2246 大泉 149
"	小泉正夫	松戸市松戸 1217 松戸 2017
"	三橋一彦	熊谷市箱田 560 熊谷 530
"	神野長太郎	川崎市砂子 1の58
"	高原寛吾	山梨県南巨摩郡増穂町青柳 285 鍬沢青柳 209
"	子上俊一	御殿場市新橋 2055 御殿場 30
"	戸刈正巳	豊田市喜多町 2の90
"	高頭憲二郎	新潟市東堀前通 8番町 1370 新潟 (2) 3392
"	渡辺秀雄	長野県諏訪市本町 1丁目
"	川原武夫	石川県羽咋市中央町 75 羽咋 51
"	村田清起	大津市馬場元町 253
"	野阪暁	奈良県御所市御所 御所 1
"	北川正夫	京都市下京区寺町五条上ル 京都 (35) 840
"	藤田順治	布施市足代町 2の38
"	奥野半蔵	尼崎市武庫川町 3の14 大阪 (48) 5890
"	右近示	神戸市葺合区東雲通 5の8
"	吉沢八郎	倉敷市旭町 688 倉敷 951
"	倉繁房吉	倉吉市魚町 2518

参 与	高 木 健 吉	広島市南段原町 629	広島 (4) 794
〃	松 本 尊 行	松江市殿町 368	
〃	豊 田 進	徳島市南新町西 1 丁目	徳島 2027
〃	岡 林 盛 枝	高知市浦戸町 14	
〃	堺 正 治	長崎県南高来郡国見町神代乙 338	
〃	酒 井 修 一	別府市港町	別府 421
〃	上 国 料 与 市	鹿児島市宇宿町 80	
〃	向 井 英 子	港区芝西久保巴町 29	

日本学校歯科医会会則

- 第1条 本会を日本学校歯科医師会と称する。
- 第2条 本会は学校歯科衛生に関する研さんをはかり
学校歯科衛生を推進して学校保健の向上に寄
与することを目的とする。
- 第3条 本会は下に掲げる事業を行う。
1. 全国学校歯科医大会の開催
 2. 会誌の発行
 3. 学校歯科衛生に關係ある各種資料の作成
 4. 学校歯科衛生に関する調査研究
 5. その他本会の目的達成に必要なこと
- 第4条 本会は現実においてその地域に組織されてい
る都道府県又は郡市区等の学校歯科医の団体
(全員加盟)をもって組織する。
前項の都道府県又は郡市区の学校歯科医の団
体の長は毎年1回所属会員の名簿を本会に提
出するものとする。
- 第5条 本会は事務所を東京都に置く。
- 第6条 本会は毎年1回総会を開く。
但し臨時総会を開くことができる。
- 第7条 総会に出席すべき各団体の代表者は所属会員
数によってきめる(会員50名までは1名とし
50名以上になると50名又はその端数を加える
ごとに1名を加える。)
- 第8条 本会に下の役員を置く。
会長1名、副会長3名、理事長1名、理事若干名(内若干名を常任とする)、監事2名。
会長、副会長、理事長、理事、監事は総会に
於て選任し、その任期を2ヶ年とする。但し
重任はさしつかえない。
- 本会に名誉会長、顧問、参与を置くことがで
きる。
- 名誉会長は総会の議を経て推戴し、顧問、参
与は理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 第9条 会長は会務を総理し本会を代表する。副会長
は会長を補佐し、会長事故あるときはその職
務を代理する。理事長は会長の旨を受け会務
を掌理し会長、副会長の事故あるときは会長
の職務を代理する。
- 常任理事は会長の旨を受けて会務を分掌し、
理事は会務を処理する。
- 監事は会計事務監査にあたる。
- 顧問、参与は重要な事項について会長の諮詢
に応ずるものとする。
- 第10条 会長は本会と各地方との連絡又は調査研究そ
の他必要があるときは委員を委嘱するこ
ができる。
- 第11条 本会の経費は、会費、寄附金等をもって支弁
する。会費の額は総会で定める。
- 第12条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月
31日に終る。
- 附 則
- 第13条 第3条の事業を行なうために必要な規定は別
に定める。
- 第14条 本会は日本歯科医師会並びに日本学校保健会
と緊密に連絡し事業の達成をはかる。
- 第15条 本会則を変更しようとするときは総会に於て
出席者の3分の2以上の同意を要する。
- 第16条 本会則は昭和37年4月1日から施行する。

日本学校歯科医会加盟団体名簿

(昭和38年8月現在, 但し会員数は昭和37年11月現在)

団体名	会長名	所在地	会員数
北海道学校歯科医会	石井 次三	札幌市大通西7の2 歯科医師会館内	364
青森県学校歯科医会	梅原 駿	青森市米町27	170
盛岡市学校保健会歯科部会	平井 啓二	盛岡市下小路22の1 平井歯科内	25
宮城県歯科医師会学校歯科衛生部	花岡 十之丞	仙台市国分町	162
秋田県学校歯科医会		秋田市西根小屋上町15 県歯科医師会内	220
山形県学校歯科医会	栗田 権三郎	山形市本町2丁目1番34号	182
福島県歯科医師会	黒沢 公助	福島市北町35の1	
茨城県学校歯科医会	立花 半七	水戸市三の丸 県教育庁体育保健課内	200
栃木県歯科医師会学校歯科医部	田野井 重男	宇都宮市塙田町380	250
群馬県学校歯科医会	斎藤 静三	前橋市桑町53	125
埼玉県学校歯科医会	三橋 一彦	浦和市高砂町3の37 歯科会館内	505
千葉県学校歯科医会	小泉 正夫	千葉市神明町204 歯科会館内	438
東京都学校歯科医会	亀沢 シズエ	千代田区丸の内 東京都教育庁保健課内	1,500
神奈川県学校歯科医会連合会	富塚 時次郎	横浜市中区住吉町6の68 県歯科医師会館内	262
新潟県歯科医師会学校歯科部会	高頭 憲二郎	新潟市横堀町294の1	18
富山県学校歯科医会	坪田 忠一	富山県安住町 県教育委員会事務所内	160
石川県歯科医師会学校歯科委員会	川原 武夫	金沢市大手町37	17
山梨県歯科医師会学校歯科部	高原 寛五	甲府市百石町	80
長野県学校歯科医会連合会	渡辺 雄秀	長野市岡田町96 県歯科医師会内	300
岐阜県学校歯科医会	山幡 駿一	岐阜市司町5 県歯科医師会館内	300
静岡県学校歯科医会	子上 俊一	静岡市追手町240 県歯科医師会内	431
愛知県学校保健会「歯科部会」	戸川 一巳	名古屋市愛知県教育委員会内	38
滋賀県学校歯科医会	村正 清	大津市 滋賀県教育委員会内	100
京都府学校歯科医会	北川 正孝	京都市北区紫野東御所田町33	210
大阪府学校歯科医会	水野 半蔵	大阪市天王寺区堂ヶ芝町51 府歯科医師会館内	110
兵庫県学校歯科医会	奈良坂 晓	神戸市生田区山本通5の71 県歯科医師会館内	200
奈良県学校歯科医会	和歌山 小治	奈良市杉ヶ西44の4 県歯科医師会館内	130
和歌山县学校歯科医会	鳥取 小倉	和歌山市小松原通1の2 県歯科医師会館内	188
鳥取県学校歯科医会	島根 松	倉吉市魚町	110
島根県学校歯科医会	岡山 吉	松江市南田町92	
岡山県学校保健協会歯科医部会	吉澤 尊八	岡山市石関町85 県歯科医師会館内	100
広島県歯科医会学校保健衛生部	吉木 健	広島市宝町352の1 県歯科医師会内	
徳島県学校歯科医会	豊田 進	徳島市幸町3の58の10 県歯科医師会内	100
香川県学校歯科医会	満岡 文太郎	高松市鍛冶屋町6の1 県歯科医師会内	170
今治市学校歯科医会	小笠原 雄	今治市新町 小笠原歯科医院内	
高知県学校歯科医会	岡林 盛	高知市浦戸町14	131
福岡県学校歯科医会	藤井 茂	福岡市新雁林町 県歯科医師会館内	600
長崎県学校歯科医会	堺 正義	長崎県南高来郡国見町神代乙338	191
熊本県学校歯科医会	原木 原	熊本市楠町68 県歯科医師会館内	298
大分県学校歯科医会	酒井 修	大分市中央町3の1の2 県歯科医師会館内	203
鹿児島県学校歯科医会	上国料 与	鹿児島市山下町 県歯科医師会内	120
全国婦人歯科医会	向井 英子	港区芝西久保巴町29 向井歯科医院内	40
横浜市学校歯科医会	塙 時次郎	横浜市中区住吉町6の68 県歯科医師会館内	166
名古屋市学校歯科医会	屋弘	名古屋教育委員会事務局保健課内	190
川崎市学校歯科医会	野長大郎	川崎市南幸町240 森田歯科医院内	80
大阪市学校歯科医会	村敏	大阪市天王寺区堂ヶ芝町51 府歯科医師会館内	300
神戸市学校歯科医会	田近 示	神戸市生田区元町通4の61	31
大阪府立高等学校歯科医会	藤順	大阪市天王寺区堂ヶ芝町51 府歯科医師会館内	
上伊那学校歯科医会	福勝 男	長野県伊那市下春日町 上伊那歯科医師会内	30

日本学校歯科医会会誌 第7号

昭和38年9月10日 印刷

昭和38年9月16日 発行

発行人 東京都千代田区九段4-6
日本歯科医師会内

日本学校歯科医会

竹内光春

印刷所 東京都千代田区神田司町1-13
一世印刷株式会社